

いわゆる「密約」問題に関する調査
その他関連文書

(4 . 1972 年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」問題関連)

【注意事項】

○このファイルは多数のページがあります。

○印刷する際には留意願います。

秘極

之半局也

（口頭報告増し）

此書一巻

（二巻）

手紙局を報告
済み

大蔵省の計画と、鶴岡にいて

計画の戸口浮出得るより、西の清い、且、早く

八月二十日、東京と、は、つて、鶴岡に、と、二、（当、二、

（左、右、深、長、年、二、年、故、る、二、）
（急、部、の、主、要、上、等、の、）

とあり、
（二、）
（三、）

一、是、より、別、紙、の、ハ、一、と、示、し、当、二、の、目、録、と

四、五、八、二、二、六、五、七、

2

(あ) 平和的解決につき、計画を

立て、主要点の交渉を進めよう。

(イ) 平和的解決の案(a)と冲縄との関係については、

冲縄をも考慮して、是を基本として、

これより、この見解は、政府の公式見解

と考へるべきである。

(ロ) 平和的解決の要求は、平和的解決の要求の口実

(ハ) 半側は請れたの全面放棄を主張し来りものと
 ありやう。内閣は別途協定の要あるべし。
 かつき平和委員の三委員代ひついで我々は対英外交関係
 もた極強硬するほかありと考へられぬ。(大木中江)
 外交関係に於て主權と譲渡とあり、従つて今後
 法制定、主權有る是降をも認め
 と9月以降のありたいこと。今や政界全体の見解として、

推
出
水
の
下
稀
有
と
い
は
れ
た
あ
れ
半
切
に
す
る
支
分

い
ま
り
一
ス
十
ザ
ル
と
事
考
え
入
さ
も
の
は
事
由
に
要
求
す
る

との體交ひあり、
何れに
スナ
に
か
に
つき
現
在
の
為

内
に
お
い
て
橋
計
中
に
え
き
、
当
省
の
公
或
是
洋
と
伝
へ
る

立場 " 否 い か
(1) 布衣布衣上 救世 9 根 校の ある 未 文の 一回

9 青木 叔 (ii) 諸和 前 補 毫 と の エ ク テ ー 上 由 題 有

三言
和
米
理
二
文
理
五
要
可
人
之
九
と
子
之
之
化

5

す。福利施設は、後述の如き、自費供与する
施設及び日本政府が使用するものと、施設については
半額の日本国復興義捐と見做しめようとする
ことである。現段階での検討結果である。全く
9 和見するから、福利施設は、これらの要に
半額の日本国復興義捐と見做しめようとする
ことである。現段階での検討結果である。全く
要求も合理的な範囲内であり、返還交渉の

6

口内垂印は固難であるが、いふには、
事務より

大蔵省に申し見舞金支払の報告に
行なわれる

事務

と云うものがある

(二) 清和の美談の把握は、
全部の、新章の、
工に

原さず、
新章の、
と云うもの、
二水ま

文科の、
法務省的に、
法外には、
作業を、
行な

見の、
資料の、
提出、
し、
す、
と

調査は、
事上の、
利益、
ある、
と、
損、
と、
なり

見ゆるもつけさるゑと云ふといふと云ふといふ。

二、以上(1)、(4)、(5)の諸項については大蔵省より大蔵省

おいと田共編は示されず、新要要といふは、さうん

格計りカテコリカルに決まてゐるものなりやを格計

美能記

しといふし、~~美能記~~屋にツリては、新要に頼り

が、主計局員等が現地にありて調査を計画して

いふ日述べ九月末出張予定

当方より

5

す。施設は遠く後地伝揚を以て自給供するを
施設は日本政府が使用することゝする施設については
米側は日本政府と親善と見せしめるとはする
ことはいさゝか現段階での検討結果である。全く
の私見から、~~米側の要求~~ 米側の要求に
米側が反意を以てするは畢竟におかし。他方米側の
要求は合理的に満ちたものである。

8

事業調査の希望ありといふは九月末に於て

上書きしうきうき旨に指示をされ上りの用事あり

旨にわたる。当分より出来ぬに達し上り大蔵省と

財部等につきアレナリといふやうにとす人きくは之を

おいた。(条件)此結果に格差中

三、是より、琉球省委由照といふやう、主事等のうち

いは自家行政作用の結果なるものといふ地元自治体

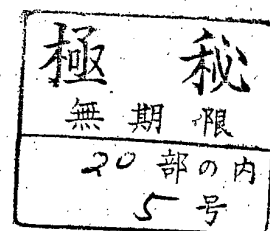
10

同日九月二日ヒルに梅子歌すこと一匹。
本件は

わうき省財すきふの目録を要ねたいとす之

てりた肉題にあらる。

北米第一課長



沖縄住民の補償要求問題について

4 5 / 0. 7
条 約 局

沖縄復帰に関連して沖縄現地が処理を求めている補償要求問題につき、主として本年8月31日付け「琉球政府立法院決議」（以下決議と略称）及びこれまでに、沖縄土地連が日本政府関係機関等に提出した「軍用地問題に関する提議書」（以下提議書と略称）に基づき、問題を項目別に整理すれば下記のとおり。（なお、これら以外にも、現地側が今後新たに持ち出すものがないとは断じえないし、また、戦時中国総動員法の発動により侵害された権利の補償等もつばら日本政府による措置に対する要求もある。）

1 軍用地復元補償（決議一の6、提議書三の1）

請求者の主張 （日米両政府への要求）

1950年6月30日以前に形質変更を受け、

かつ / 9 6 / 年 7 月 / 日以降に解放された軍用地
の復元補償については、布令 2 0 号（米軍用地の
賃借及び収用に関する現行法令）に基づく法的救
済の途なしというのが米側従来の見解である。し
かし、右期間中に形質変更を受けた軍用地でも /
9 6 / 年 6 月 3 0 日以前に解放されたものについ
ては、布令 6 0 号（いわゆる講和前補償問題解決
のための布令）に基づき見舞金（総額： 2,
2, 5 / 8, 7 / 8. 7 / ドル）の支払が行なわれた経緯が
ある。よつて、 / 9 6 / 年 7 月 / 日以降現在まで
に既に解放された軍用地及び今後解放される軍用
地に関しても、上記期間中の形質変更に対する補
償の途を講ずべきである。

請求額

/ 9 6 9 年 6 月 3 0 日以降解放分

: 3, 4 6 /, 5 4 6. 3 / ドル

それ以前（ただし、6 / 年7月 / 日以降）解放分
： 947,290.25ドル

合 計 ： 4,408,836.56ドル

（ソース：沖縄市町村軍用地地主会連合会）

現地法令上の根拠

な し。

（注） なお、提議書は沖縄復帰後の復元補償問題についても触れ（提議書三の2）、「復帰後基地の整理縮小等によつて生ずる復元補償問題についてもその補償責任の所在を明確にしてもらいたい。」旨述べている。

問題点

同じく / 950年6月30日以前に形質変更を受けた軍用地でありながら、 / 96 / 年6月30日（この期日は便宜的に定められたものと考えられ、合理的な根拠は見出しえない）以前に解放されたものはいわゆる講和前補償により復元費用に

関する見舞金を受け、/ 9 6 / 年 7 月 / 日以降に
解放されたものについては何らの措置もとられな
いのは（法的根拠を欠くとはいえ）衡平の見地か
ら問題があるので、米側に対し、講和前補償の先
例にならい、地主^には見舞金が支払われるべきこと
を主張すべきものと考えられる。

なお、上記（注）の沖縄復帰後の復元補償問題
については、日米いずれ^のか~~の~~政府によるかは別と
して、地主に対しては妥当な措置がとられること
となろう。

2 講和前人身損害補償（決議一の//）

請求者の主張 （日米両政府への要求）

/ 9 4 5 年 8 月 / 6 日以降 / 9 5 2 年 4 月 2 7
日までの期間に、米軍人、軍属の行為により人身
損害を受けた者に対しては、布令 6 0 号（講和前
補償）に基づき、見舞金（総額：831,032.69ドル）の

支払が行なわれたが、1961年6月30日まで
に届出なかつた者は、同布令に基づく見舞金の支
払に均てんしなかつたので、これらの者に対して
も補償の途が講じられるべきである。

請求額

死亡者	:	280,449.41ドル
傷害者	:	293,504.77ドル
合 計	:	573,954.18ドル

(ソース：講和前人身損害未補償者連盟)

現地法令上の根拠

な し。

問題点

講和前補償の見舞金支払が行なわれた際何故こ
れら請求者が補償洩れとなつたかは、必ずしも明
確でなく、また、一律の事情によるものでもない
と思われるが、いずれにせよ、米側の責に帰すべ

き事由を見出だすことは困難とみられる。他方現地関係者は、「講和前人身損害未補償者連盟」を結成し、具体的要求額を掲げていることでもあり、人道上の問題なるにかんがみ、日本政府において適当な措置をとらざるをえまいと考えられる。

3 軍用地通糧補償（提議書七）

請求者の主張 （日本政府への要求）

1950年6月30日以前に軍用地に加えられた通糧の損害については、いわゆる講和前補償により水利補償、残地補償、離作補償等の見舞金が支払われているところ、現行の布令20号（軍用地賃借取用関係布令）によつてはカバーされないこの種の通常の損害についても、補償の途を講ずべきである。

請求額

不明。（1960年に琉政法務局が市町村に依

頼して調査した結果が、同局土地課にあるが未集計であり、目下関係団体が新たに調査集計中なる趣)

現地法令上の根拠

なし。

問題点

現地法令（施政権者の布告布令）にも組み入れられていないこの種の補償の処理については、現地側も米側による措置を期待していない。手当てをするか否かは日本政府の意向いかんによる。

4 軍用地賃借料増額請求（提議書二）

請求者の主張 （日本政府への要求）

現在の軍用地賃借料は不当に低いので、さかのぼつて適正補償の途が講じられるべきである。

請求額

現行法令のわくをこもた賃借料増額要求一般に

については単にばく大な損失としているのみで具体的要求額は示されていない。(ただし、カデナ軍用地について周辺市街地の急速な発展との見合において現行法令のわく内で調整を求め土地裁判所に訴願係属中のものが9,616件、合計:2,020,000ドル(年間)ある。)(ソース:琉政法務局土地課)

問題点

~~賃借料増額要求~~

~~本件~~についても上記通損補償の場合と同様手当をするか否かは日本政府の意向によることとなるが、ただ、かかる要求に応ずることとなれば、問題が他の分野に波及する可能性が大であり(たとえば、軍労務者は、労務賃金が不当に低かつたのでさかのぼつて適正補償せよ、と主張することとなる)、慎重に対処する要があろう。

5 基地公害補償（決議一の2，提議書四）

請求者の主張（日米両政府への要求）

「爆音及び油脂汚染等いつさいの基地被害の防止対策並びにその被害に対する補償を即時実施すること。基地地域住民の民生安定を図るため、すみやかに必要な措置を講ずること。」

問題点

復帰前の問題については、外国人賠償法の対象になるものはこれにより解決が図られる問題である。

（基地周辺の水質汚染、航空燃料流出等に対して外国人賠償法により補償が行なわれた例あり。）

復帰後の基地公害の問題は本土と同様の手当てが行なわれることとなる。

6 漬れ地の補償（決議一の10）

請求者の主張（日米両政府への要求）

「戦時中あるいは講和発効前に日本軍、米軍若しくは行政官庁によつて拡張又は新設された政府道、市町村道、農道及び河川等による潰れ地が、現在まで政府道の一部を除いてなんらの補償もされずに放置され関係地主に大きな損害を与えている。-----現在の琉球政府の財政事情や貧弱な市町村財政ではこの問題の早期解決は困難である。これら潰れ地の補償問題の多くは、沖縄において、終戦処理がなんら考慮されなかつたことに基因するものであり、当然に日米両政府の責任において処理されるべきである。」

請求額 不明。

問題点

琉球政府道、市町村道等による潰れ地の補償は琉球政府、当該市町村等によつて行なわれるべき性質

のものであり、私有財産尊重の見地から当然解決されなければならない問題であるが、日米間の話し合いの対象とするべき性質のものではない。

7 その他

なお、決議、提議書ともに触れていないが琉球政府が沖縄復帰準備委員会地位協定小委員会に提出した資料に掲げられているものには下記(イ)及び(ロ)がある。

(イ) 漁業補償

請求者の主張

1945年8月16日以降1952年4月27日までの期間における米軍の演習等による漁業損害(当該水域で操業し得なかつたことに基づく沿岸漁業の減収)に対しては、布令60号(講和前補償)に基づき、見舞金(総額：562,607.

00ドル)の支払が行なわれた経緯がある。よつて、講和後の漁業損害に対しても同様の補償の途を講ずべきである。

請求額

1970年までの分合計： 19,659,823.45ドル

(ソース：地主会連合会)

問題点

本件は実体的に不明な点がきわめて多く、現在なお調査中であるが、いずれにしても、(1)漁業権の有無にかかわらず、米軍の演習による現実の漁業損害の補償要求の問題か、(2)琉球漁業法(民立法)上の漁業権の行使と米軍の海上演習との衝突から生ずる権利侵害の救済の問題と考えるべきものであるとみられ、今後さらに検討を要する問題である。

(四) 講和後の不法行為（人的、物的）に関する補償

請求者の主張

講和後の米軍人軍属の不法行為による人的、物的損害に対しては、外国人賠償法に基づき賠償が行なわれているところ、かかる手続にもかかわらず、合意に達せずいまだ解決をみていない請求事案については、なんらかの補償の途を講ずべきである。

請求額

人身損害関係請求額合計： 17,971.4 /ドル

（ソース：琉政）

現地法令上の根拠

外国人賠償法

問題点

未解決の請求事案の内容については、単に手続

上時間がかかっているものか、又は、米側の提示した金額に請求者が満足せず実体的に未解決のものか等必ずしも明らかではないが、前者であれば復帰後における米側による支払を確保するための支払手続につき日米間で合意しておけば足りる。

愛知外務大臣に対する要請書

昭和45年10月12日

琉球政府

要 請 事 項 目 次

ページ

1	米国支出金および米国管理財産の返還について	1
2	国有地の管理移管ならびに旧県有地の引渡しについて	1
3	潰地補償について	2
4	復元補償に関する問題点について	3
5	講和条約発効前における米合衆国軍人等の行為による 人身事故（死亡および傷害）補償について	4
6	琉球政府裁判所の裁判の効力および行政行為の効力に ついて	6
7	琉球政府公務員の身分引継ぎについて	6
8	琉球大学の国立移管について	6
9	復帰記念事業について	8
10	国際海洋博覧会の沖縄での開催について	8
11	長期経済開発計画の閣議了承と沖縄総合開発特別措置 法の制定について	9
12	尖閣列島問題について	10
13	軍雇用員問題について	11
14	在沖米軍基地の態様について	12
15	基地公署について	13

- 16 毒ガス兵器の撤去について ----- 15
- 17 B 5 2 戦略爆撃機について ----- 16
- 18 米国軍人軍属による犯罪について ----- 17
- 19 自衛隊の配置問題について ----- 17

1 米国支出金および米国管理資産の返還について

米国支出金および米国管理資産のうち、米本国の直接支出による支出金は、米国が沖縄県民の福祉向上ならびに社会経済発展を意図して支出してきた資金であり、したがって同支出金および資産は統治責任者としての当然の統治費と考えます。また、ガリオア資金等およびこれらによつて増殖された米国民政府資金等による支出金・資産等の中には、沖縄県民の多年の努力によつて増殖された面がきわめて大きく、さらに米国議会における国会議員または政府当局者の証言およびその他関連資料等によつても、これら支出金および資産の償務性については否定的であります。

以上の理由によつて、米国または米国民政府によつて支出された支出金および資産については、沖縄県民の所有に属するものと解し、その処理にあたつては、沖縄県民の意思ならびに県益が十分に配慮されるよう要望し、その完全なる返還実施が施政権返還と同時に実現されるよう要請します。

2 国有地の管理移管ならびに旧県有地の引渡しについて

国有地の管理移管ならびに旧県有地の引渡しについてくりかえし、日米両政府に要請してきましたが、今日までその実

うよう要請いたします。

4 復元補償に関する問題点について

軍使用地の返還に際し、形質の変更された土地については、高等弁務官布令第20号に基づき米合衆国政府は、復元補償義務を負っているのであるが、現実には形質の変更された時期または返還された時期により、次のとおりそれぞれ異なった取扱いがなされております。

(1) 1950年7月1日以後に形質が変更された土地

(2) 1950年7月1日以前に形質が変更され、1961年6

月30日までに返還された土地

(3) 1950年7月1日以前に形質が変更され、1961年7

月1日以後に返還され、または返還される土地

上記の(1)(2)の土地については、高等弁務官布令第20号および

第60号でそれぞれ復元補償がなされているが、(3)の土地につ

いては、米合衆国政府は平和条約第19条をたてに法的責任は

ないとして、補償請求を却下しております。これら土地に対す

る損失は事実上、米合衆国軍隊が与えたものであつて、法的責

任の有無は別として、施政権者として当然適切な措置を講ずべ

きものと思料しますが、前述のとおり、米合衆国政府は、補償

現をみていません。

現在、米国民政府が管理している国県有地は実に1億坪余におよび、琉球政府の総合開発、その他あらゆる施策の遂行に大きな支障をきたしています。

琉球政府は、このたび長期経済開発計画を策定しました。長期展望にたつた経済開発を推進するにあつて、米国民政府が管理している国県有地を払下げられ、琉球政府の諸計画の実施に役立たせるため、対米折衝をしていただきたい。

3 遺地補償について

戦時中あるいは終戦処理の過程において日本軍、連合軍もしくは行政官庁によつて拡張または新設のため、市町村道等に編入された遺地が現在までなんらの補償もされずに放置され、関係地主に対し大きな損害を与えています。

このようなことは、戦後処理が沖縄においてなんらの考慮がなされなかつたことに起因するものであり、当然国の責任において処理されるのが至当だと考えます。

そこで遺地の補償要求をする前にその実態を把握する必要があるが、現在の市町村財政では到底その財源措置は不可能と思われまますので、当面調査費の財源措置を国庫から支出してもら

請求を却下している実情にあります。

これら土地をそのまま放置することは、(1)(2)の土地に比しいちぢるしく公平を欠くばかりでなく、個々の地主の経済的損失は勿論のこと、土地の効果的利用の面からも多くの問題を残しておりますので、返還協定を締結されるに当つては、これら土地の復元補償について、日米いずれの政府が責任を負うべきか明確にしてくださいと要請いたします。

なお、沖縄における軍用地の大部分が、上記(3)に属するもので、現在までに返還され、未補償になつてゐる土地が約1,390,000 坪で、それらの復元補償請求額は、約430万ドルとなつております。

5 講和条約発効前における米合衆国軍人等の行為による人身事故（死亡および傷害）補償について

1945年8月16日から1952年4月27日までの間に
おける米合衆国軍隊またはその要員の活動に伴い、沖縄県民が琉球内において被つた人身事故に対する補償については、米国公法89～296号および高等弁務官布令第60号に基づき、すでに支払いがなされておりますが、当時、請求に必要な書類の完備に時間を要し、締め切りに間に合わなかつた請求者は、

未補償のままとなり残されております。したがつて、被害者およびその遺族等は、講和前身傷害未補償者連盟を結成し、その補償を訴えており、琉球政府においても、同連盟の訴えを認め、高等弁務官に対し、特別の配慮方を要請しましたが、これら請求については、「日本国との平和条約（昭和27年4月27日条約5、以下単に講和条約という。）」第19条により、請求権を放棄しており、また上記米国公法により支払われた補償金は、該公法の公布以前に琉球住民が高等弁務官に提出した請求に限定して恩惠的に認められたものであるから、追加請求を認めることはできないとの回答に接しております。しかしながら、これらの被害者および遺族等の多くは、現在生活に困窮している実情にあり、未補償のまま放置することは、公平を欠くものであるので、これら未補償者に対して早急に適切な措置を講じて下さるよう要請いたします。

なお、1969年12月末日現在、講和前身傷害未補償者連盟から琉球政府に提出された請求件数および補償請求額は、次のとおりであります。

死 亡	160件	\$ 280,449.41
傷 害	157件	\$ 293,438.07
計	317件	\$ 573,887.48

6 琉球政府裁判所の裁判の効力および行政行為の効力について
復帰の際、沖縄の法令の規定によつてなされた訴訟行為、裁判、処分その他の手続上の行為ならびに琉球政府等がなした行政行為の効力については、本土の裁判所あるいは関係行政官庁において処理されたものとみなし、そのまま有効とする措置を講じていただくよう要請します。

7 琉球政府公務員の身分引継ぎについて

琉球政府の行政組織およびその機能は、本土における国・県・市町村のそれに属するものが、それぞれ混在しており、これらの事務に従事する職員数は、現在17,016人（立法院187人、裁判所428人を除く。）であります。

復帰の際、琉球政府公務員がこれまで取得した身分、給与、任用、労働条件等について不利益が起らないよう特別措置を講じていただき、全公務員が混乱なく国県機構へスムーズに移行できるように要請します。

8 琉球大学の国立移管について

沖縄の本土復帰に際して、琉球大学の処遇については、次のとおり措置していただくよう要請します。

(1) 国立大学であること。

琉球大学は、戦後創設されたものであり、8,000人余の人材を世に送り出しました。琉球大学が出した卒業生は、戦争で荒廃した郷土の再建あるいは、日本国民としての子弟教育に、日夜尽力してききました。

琉球大学がこれまで果してきた社会的役割をも十分認識して、今後は、国立大学として、国の責任において発展充實をはかるべきであります。

(2) 総合大学を目ざして規模の拡充強化をはかること。

琉球列島は、遠隔の地にあり、施政権の分離にもなつて、本土への渡航制限が課されたうえ、文化交流も閉ざされました。これが、本土との教育水準の格差となつて現われました。

沖縄のおかれた厳しい情勢の中にも社会の要請にこたえて、総合大学を目ざし努力してまいりました。

今後は、日本国憲法で保障された教育の平等の本旨に基づき、現学部学科の充実強化はもとより、医学部を新設して総合大学としての規模の拡大が図られるべきであります。

(3) 学部学科の編成については、琉球大学の自主性を尊重すること。

琉球大学は、特異な歴史的体験から独自の学部学科の編成が

なされ、これが根深く定着しています。したがって、国立大学への移行に際しては、単に大学設置基準等によつて措置されることなく、琉球大学の歴史的独自性ならびに現に果たしつつある役割を十分考慮され、学部学科の編成にあたっては、琉球大学の主体性が尊重されるようにすること。

9 復帰記念事業について

1972年に本土復帰が実現するため、その記念事業として、前年度から主要五島の一周線道路の整備、平和祈念公園建設、水資源開発調査を行なつていますが、その二年次分として継続援助を要請するとともに、新たに離島間航路の整備としてホーパークラフトの建造と記念植樹を行なうための経費を援助していただきたい。

なお、復帰記念スポーツ大会等も計画されていますので、よろしく願います。

10 国際海洋開発博覧会の沖縄での開催について

国際海洋開発博覧会を1973年に開催する予定となつています。

同博覧会は、沖縄のもつ自然的・地理的条件に最も適した事

業であり、変則的な基地依存経済からの脱却を目ざす沖縄の経済、社会開発のための大きな推進力になるものと思われま

す。特に、この海洋博を開催することによつて、公共投資の促進が図られ更にこれに随伴する関連事業投資が誘発されるところに観光施設、社会施設等産業基盤の整備拡充が大きく期待されます。

よつて、この事業が沖縄で開催されるよう強く要請いたします。

11 長期経済開発計画の閣議了承と沖縄総合開発特別措置法の制定について

琉球政府では、長期ビジョンに基づいた長期経済開発計画を策定しましたが、これを実効あるものにするため、日琉経済振興会議において審議検討していただき、さらに閣議了承事項としてとりあげて下さるよう要請します。

また、沖縄が復帰するということは、基本的には、国が責任をもつて一日も早く本土との格差を是正するところにも、豊かな県づくりをすることにあると思うのであります。

ついでには、「復帰」という歴史的な事業が、みのある輝か

しい成果として実現できますよう、ここに「沖縄総合開発特別措置法」の制定を要請し、しかして、国が同法を制定するに際しては、琉球政府の要請案による内容が十分に反映されるよう要請します。

12 尖閣列島問題について

米海軍および国際連合アジア極東経済委員会の調査によつて、尖閣列島周辺で有望な石油資源が埋蔵されていることが発見され、にわかに世界の注目を浴びるにいたしました。

沖縄県民が、その開発に大きな期待を寄せている矢先、中華民国政府は、米国のガルフ社に鉱業権を与え、そのうえ同列島の領有権まで主張しています。

尖閣列島は、明治28年以来日本の領土として沖縄県八重山郡石垣村に属し、同列島の領有権については明白であります。

したがつて、日本政府は、中華民国政府の不当な主張を止めさせるための強力な折衝を行ない、かつ同列島の石油資源を国の責任において早期に開発されるよう要請します。

13 軍雇用者問題について

1969年11月の日米共同声明により沖縄の本土復帰はめどづけられました。

それと相前後して始まつた基地労働者の人員整理は、それを受け入れる産業基盤も十分整備されていない中でのものであり、かつ、基地の規模・機能の縮小につながらない、いわゆる合理化のためのものであると受け取られる面もあるため、これは労働者の福祉を阻害し、県民に大きな不安と動揺を与えるものであります。かかる特殊な情況のもとで、全軍労働組合では米軍に対して解雇撤回斗争を余儀なくされています。

これは決して正常な労使関係とはいえず、またこのような状態が将来も繰り返えられる可能性の中で、沖縄の政治、経済、社会の各方面におよぼす影響を憂慮するものであり、このことはひいては、日米の友好関係にも好ましくないと思料します。

よつて、次の事項に対する本土政府の誠意あるご配慮をお願いします。

(1) 雇用形態の改善がなされ、本土政府の責任において解雇不安をなくする状態を醸成し、離職者が再就職できるようにならまでは大量の人員整理を行なわないようにすること。

(2) 間接雇用制度の早期実施

(3) 退職金の増額、解雇予告期間の延長

14 在沖米軍基地の態様について

1972年復帰に向けて、政府はもとより全県民あげて復帰準備ならびに新しい沖縄県づくりに努力しているところであり
ます。

その準備作業の中で、復帰後の在沖米軍基地が如何ように取扱われるかは日米間の重要課題のみならず、沖縄県民の最も深い関心事の一つであります。

沖縄における米軍基地は米軍戦略の中核的役割を果たし、ために、米軍は沖縄の全面積の18パーセント、沖縄本島の25パーセントにもおよぶ広大な地域を占有しております。

このことは、沖縄の経済を基地に依存せしめるといふ不健全な状態におとしおいたばかりではなく、沖縄県民の希求する平和への願いにも反することです。

沖縄県民は去る大戦において、幾多の尊い生命と財産を失い、戦争の恐ろしさを知るが故に戦争につながらる一切のものを否定し、基地の存在に反対しています。

沖縄県民は平和憲法のもとには復帰することを要求しつつづけてきましたし、また、71年度を初年度とする長期経済開発計画においても、基地経済から脱却し、平和経済を確立して豊かな

県づくりに励む計画であります。

したがって、在沖米軍基地の取扱については、次のことが実現されるよう強く要請します。

(1) 県民の要求にしたがって軍用地を解放し、基地を整理縮小すること。

(2) 基地の態様については、本土のそれといささかも異なるものであつてはならないこと。

(3) 軍用地地主に対しては、適正な補償がなされること。

15 基地公害について

沖縄における軍事基地は、米軍の極東における前進基地として重要な役割を果たしています。

いよいよ1972年の復帰をめどに基地の態様についても検討されなければならない時期に、依然として沖縄県民は、基地公害に悩まされ、その不安は日々つのるばかりであります。

琉球政府は、基地の態様を本土のそれと異なるものであつてはならないことを主張していますが、現存する基地の公害は、県民の生命と財産の安全をおびやかしている現状であります。

したがって、日本政府は、米政府とその対処策について協議され、すみやかに解決されることを要請します。

次に、基地公害の主なるものをとりあげます。

(1) 米軍基地の爆音

沖縄における航空機の騒音被害は、主として嘉手納飛行場に近い嘉手納村に発生しています。

同村においては、一般住民の住居をはじめ、学校、病院等すべて航空機による騒音被害を受けています。

(2) 廃油の流失ならびに水源の汚染について

ア 嘉手納村の井戸に嘉手納基地から航空用燃料が流失し、燃える井戸として問題を起しました。米軍は、被害者との損害賠償について、完全な解決をみていません。

イ 嘉手納基地で航空機を洗浄する洗剤が比謝川に流失し、飲料水として使用している原水を汚染しました。

ウ 知念村吉富部落の簡易水道が水源地の真上にある米軍基地の流失物によつて汚染されているという、同部落からの調査依頼があつたので、現在調査中であります。

(3) 米軍の落下傘降下演習について

伊江村において米軍は、9月8日以来ほとんど毎日午前中2～3時間、午後1～2時間落下傘の降下演習が行なわれ、住民に物的損害のほか、煙（発煙筒）による被害によつて不安と恐怖を与えています。

(4) 原子力潜水艦の寄港による放射能汚染について

米軍の原子力潜水艦が沖縄海域に出没し、今年に入つてから、米軍港に寄港したのが13回におよんでいます。

那覇軍港内の海底泥や、魚貝類等を本土の原潜汚染問題調査研究会（代表者：草野信男 東大教授）が調査した結果、コバルト60が検出され、県民に大きな衝撃を与えました。

16 毒ガス兵器撤去について

昨年7月沖縄の米軍基地内において、毒ガスによる事故が発生し、おそろしい毒ガス兵器が沖縄に貯蔵されていることが明らかになつたため、県民は大きな衝撃を受け、恐怖と不安をおしつけられました。

以来沖縄県民は、県民の生存さえも危くするガス兵器の配備に対し強く抗議し、その撤去を要求し続けてまいりました。このような県民の要求に対して、米大統領は昨年12月沖縄からの毒ガス撤去を宣言し、さらに米国防軍省も今年5月7日それを撤去するための具体的計画を発表しました。

その後もたびたび米国防府の考えが伝えられました。去る15日にも米国防総省がその撤去を正式に決定したとの報に接しましたが、今日までまだその撤去が実現せぬまにされています。

とは、沖縄県民の立場から絶対に承服できないことであります。非人道的な兵器が沖縄にあるということは許されるべきことではないし、沖縄県民の要求は即時撤去であります。さらに移送にあつては、十分な安全措置のもとに即時撤去されるよう強力な対米折衝を要請します。

17 B 5 2 戦略爆撃機について

B 5 2 機が嘉手納基地に飛来したのは、1968年2月5日でありました。当時は朝鮮半島方面の情勢悪化に備えての一時駐機だと発表されました。ところが、その後2年来にわたり常駐態勢をとつてきました。

その間、沖縄県民は、B 5 2 が直接ベトナムへの渡洋爆撃をしていることから再び戦争にまき込まれるのではないかと不安と B 5 2 の事故や公害によつて生命の危険さえ感じ、その即時撤去を要求してきました。

ところで、9月24日、米国防省はすべての B 5 2 機を沖縄から撤去すると発表しましたが、再駐留もあり得るとして、すすことから核搭載機である B 5 2 の再駐留への不安が依然として残されています。

したがつて、B 5 2 機が再び飛来することがないとの確約を得るため、強力な対米折衝をされるよう要請します。

18 米国軍人軍属による犯罪について

去る5月30日沖縄中部でおきた女子高校生刺傷事件をはじめ最近沖縄県民に対して米国軍人等による犯罪がひん発し、県民に多大な衝撃を与えています。

この種の事件は、これまでもたびたび起っておりますが、これは米国軍人軍属が軍事優先の意識による沖縄県民軽視、人権無視によるもので軍事基地の存在がもたらす罪悪であります。琉球政府は事件発生のおと、米当局に強く抗議し、かかる犯罪が発生しないよう軍紀の粛正を強く要請しているにもかかわらず、このような不祥事件の続発は誠に遺憾であります。

今後、かかる犯罪が発生しないよう軍紀の粛正ならびに犯罪に対する捜査、逮捕の徹底と裁判の公正がつかぬかされるよう適切な措置を講じ、また、これら米国軍人軍属等による犯罪防止について強力な対米折衝がなされるよう要請いたします。

19 自衛隊の配置問題について

沖縄県民は、去る大戦のきびしい体験から、ひたすらに平和を希求し、平和国家の建設こそ人類の繁栄と幸福に貢献するも

のだと確信しています。

しかるに、沖縄には広大な米軍基地がおかれ、米軍の軍事優先政策のもとで、戦後25年あらゆる苦難な道をあゆまされてきました。とくに、核兵器、B52、原潜、毒ガス等の配備はベトナム戦争の進行と相まつて県民に常に戦争への不安と恐怖を抱かせてきました。

昨年11月の日米首脳会談において、1972年中に沖縄が返還されることで、合意をみたことは、全県民の永年にわたる要求が実現したとして、県民あげて喜んでいるところであります。

しかしながら、日米共同声明の中で、沖縄にある軍事基地の極東において果たす役割にふれている点には、県民に強い疑惑と不安を抱かせるものがあります。さらに、8月24日に公表された米議会におけるジョenson 国務次官の証言からも復帰後の基地の自由使用あるいは自衛隊による米軍基地の肩代りの意図があるのではないかとの疑問があります。

また、最近国の政策が右傾化、軍国化しつつあるとの批判があり、さらに、自衛隊が沖縄において米軍と同居することによって、他国を刺激し、再び戦前のいまわしい道を歩まされる結果になりはしないかという不安が一層高まっています。

こういうことから、沖縄県民は米軍基地に反対していることと同様に自衛隊の配置にも反対しています。したがって私は、県民の代表である主席として県民の意思に立脚して、自衛隊の沖縄配置に反対せざるをえません。

政府においては、このような県民の意思と心情を十分おくみとりになり、基地ならびに自衛隊問題が処理されるよう要請いたします。

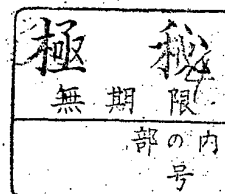
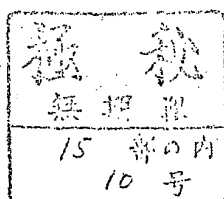
沖繩の請求権問題の異議及び処理方針(案)

C: 請求交渉において取り上げたい
M: 復讐後の米側におお処理を要するもの
S: 米側が内部で更に検討が必要なもの

請求項目	講和前身損害に 関する補償	軍用地の形質変更に関する復元補償		漁業補償	通損補償	軍用地借賃改定
		復讐時に解放済みの 軍用地で形質変更が 50.7.1.以前のもの	復讐時に解放済みの軍用 地で布令20号に基づき 米側が復讐後の現業の 復元を要するもの			
評価	B	A	M	M	C	S
件数及び面積	317件	約1,390,000坪	未定	(17件) 16件	不明	9,616件
請求額	573,954.18円	約430万ドル	未定	(16件) 19,659,823.45円	不明	(年間) 2,020,000ドル
現地法令上の根拠	なし	なし	布令20号	なし 琉球漁業法	なし	土地借賃安定法 (消種酌)
請求者の主張	講和前の人身損害に ついては布令60号に基づき 見舞金支給が行われたに 合し、請求締結前に同に合 わなかった者に対する補償の 放棄され、公平E25の 種々事情はあつたにせよ、 所定の期間内に補償請求 を行わなかったことは事実 であり、本件提起の際の 対米説明は困難と思わ れる。	同時期における同様の損害 に対しては同様の補償が 行われて然るべきであり 本件を米側に提起する理 由は十分あると思われる。	当然のことであり、改めて 請求は行われたい。	米軍の演習等による 漁民の種業利益の損 失補償を行なうべきで ある。(琉政)	軍用地の復讐に伴う生 ずる通損損害に対する補 償が行われていないこと この種の損害に対する補償 責任の所在を明らかにし て、必要に応じて補償を すべきである。(地主連合会)	現行の軍用地賃借料体 系は、市街地化に即応し 得ず、一部の地域で著し く不合理を生じているので、 借賃の改定を行なうべきで ある。(地主連合会)
備考			特に向題ないと思われ。	米側は土地裁判所に 係属中の訴願について は復讐後然るべきマカニ ズムにより処理する模 様につき、一応これに委ね られようと思われ、訴願 の仕方を指導せよとも 検討すべきであらう。	布令20号に基づく軍用地制 度及び現行借賃体系その ものにつき疑義を呈する もの限り、この種の補償 請求を米側に提起するに は困難である。なお、講和 前補償とのパラスについ ては説明責任を研究する必 要がある。	漁業補償と同様、復讐 後に米側が然るべきマ カニズムにより処理する模 様につき、一応これに委ね られようと思われ、現行 の借賃改定方式及び 土地裁判所における訴願 処理の実態と研究する必 要がある。

入会制限による 損失補償	講和後の人身損害 に関する補償	国県有地貸付収入 の償還請求	潰れ地に関する補償	海没地に関する補償		基地公害
				那覇軍港	浸蝕地	
C(B)	M	S	C	S	C	M
不明	(琉球組合同) 11件	1539エーカー	不明	約1カ坪	不明	不明
不明	(同上) 17,971.41ドル	(果種) 9,000,000ドル	不明	不明	不明	不明
なし	外賠法	布告7号 (消租的)	政府賠償法 戦後賠償法	なし 布令20号	なし 布令20号	外賠法
軍用地内の立入 制限により、入会に よる薪炭採取等の利 益が失われたので、 補償すべきである(地租)	現行の手續による解決 に至らぬまま復旧を促す ものについては、補償責任 の所在を明らかにすべき である。(琉球組合同)	米民政府による国県有地 の民間企業等への貸付け は、陸戦法違反に違反した 越権行為であり(復旧協 定の収入を償還すべきであ る(5歳))	終戦前後に那覇軍港に米軍 により道路や溝が築かれ、その 跡に現在まで何の補償もな されず現存している。また、 地については、終戦後の処理 不備により国庫に引き渡され てしまった(琉球組合同)	軍用地として米側に没収 され、那覇軍港拡張のため 削り取られ、清浄な良質な 地については、復旧後買上げ 補償が行われるべきであり、 それ以外の良質な地は、米軍 に引き渡された(琉球組合同)	本件は海没地の軍用地 の自然の浸蝕による土地 の滅失の問題と見られて おり、請求の趣旨は那覇 軍港の海没地と同じであ る。(地租組合同)	光害基地からの廃油流出、 騒音、放射能汚染等による 損害については、日米間で 協議の上、適切な処理と 行方についてある。(衆議)
米軍の沖縄占領以前 に入会権のない入会 権行使が実際にあった かの事実調査が必要 がある。また、本土の パランクスについても校 計を要する。	米側が復旧後に二 種の請求を処理するに 必要をメカニズムを考慮 すれば足りると思われる。	従来の米側の説明から 判断が困難。米側の国 県有地管理と収益の差金 については、特に問題と し、米請求と米側の関係 を詳細に調査し、米側より 詳細資料入手の上、最終 的結論を導くべきである。	この種の請求は、それ に対する米請求と対応得ず、 解決を要するとして、政府 賠償法(琉球組合同)の 適用の問題である。	本件は、民事法によれば無効 と見られ、米側に賠償として 対応すべきであるが、米軍 相手に対する請求は、民法の適 用はないので、米側の復旧 債の問題として、処理が されていく。	米側の管理義務違反を 立証することは極めて困 難と思われる。	基本的には外賠法の 問題であり、その処理が 復旧後に持ち越される ものについては、米側に 然るべきメカニズムを考 慮し、米側の処理に 合わせれば足りると思われる。

(注) 前ページ上部から読んでいるもの



請求権ペーパーに関する大臣発言要領（案）

45/222

条 条

- 1 沖縄の施政権のわが国への返還に関連して、沖縄住民の米側に対する未解決の請求問題についての日本側の立場を述べたトーキング・ペーパーを用意いたしました。わが方にとり、この問題の円満な解決はきわめて重要であり、沖縄住民を初めわが国民が多大な関心をもつてこの問題の納得の行く解決を期待していることは、本件についての国会審議や報道等より既に米側も御存知のとおりであると考えます。
- 2 御承知のとおり本件請求問題は沖縄住民の各分野にわたる複雑多岐な問題を包含しており、問題の検討だけでも相当困難な作業でありました。したがって検討漏れの問題があるかも知れませんが、もし万

一そのような問題が見出され、これが合理的な請求であると判断される場合には追加的に問題が提起されることもあり得ますので、あらかじめお断わりしておきたいと思います。

3 トーキング・ペーパーに示された考え方は、沖縄現地から提起されたもろもろの請求に関する要望を詳細に検討し、スクリーンしたものでありまして日本側としてはきわめて合理的提案であると考えておりますので、米側においてわが方の趣旨を十分理解され、本件解決に協力していただきたいと思います。

4 なお、既に述べましたごとく、本件は複雑多岐な問題を含んでおりますので、それらの技術的な点については、必要に応じて、いずれ事務当局からも十分に説明させたい、と思います。

極 秘	秘 秘
無 期 限	無 期 限
部の内 号	15部の内 10号

Confidential

1970.12.22

Talking Paper
(Treatment of Claims)

In connection with the return of the administrative rights over Okinawa from the United States to Japan, the basic views of the Government of Japan as to how the unresolved claims of the people of Okinawa against the United States authorities should be treated are as follows. The final position of the Government of Japan on the provisions concerning claims to be included in the reversion agreement will be determined in the light of the outcome of the discussions between the two Governments on this matter.

I.

1. The following claims should be settled by the Government of the United States with ex gratia payments in view of the principle of equity.

Restoration of Lands

In respect of claims for restoration of damages caused by the U.S. authorities on or after July 1, 1950 to the private lands under the use thereof, legal remedies are provided under HC Ordinance 20. In respect of claims arising out of the damages caused by the same authorities on or

- 2 -

before June 30, 1950, ex gratia payment was made by the United States under HC Ordinance 60, provided that the lands concerned were released from the use of the U.S. authorities on or before June 30, 1961. No remedy is provided, however, in respect of claims arising out of the damages caused by the same authorities on or before June 30, 1950 to the private lands released or to be released during the period between July 1, 1961 and the reversion day. The mere difference in timing of release should in no way justify such substantive discrimination described above. Therefore, it is considered necessary that the Government of the United States make ex gratia payment at least to the same level as provided under HC Ordinance 60 for those damages to private lands which are now left without remedies. (According to the data of the Government of the Ryukyu Islands now available to the Government of Japan, claims for restoration compensation falling within this category amount to \$4,408,836.56 as of 1970.)

Personal Injuries and Deaths

Under HC Ordinance 60, the Government of the United States has made ex gratia payment to compensate for personal injuries and deaths of the people of Okinawa caused by the

3 -

U.S. authorities during the Pre-Peace Treaty period. However, some claimants were prevented by the circumstances beyond their control from establishing their claims in accordance with the then required procedures and therefore from receiving above-mentioned ex gratia payment. For the reason of equity and for humanitarian reasons, it is considered necessary that the Government of the United States as the administering authority of Okinawa give special consideration so that the claimants falling within this category can also benefit from the ex gratia payment similar to that made under HC Ordinance 60. (According to the data of the Government of the Ryukyu Islands now available to the Government of Japan, claims for compensation in respect of Pre-Peace Treaty personal injuries and deaths amount to \$573,954.18.)



- 4 -

2. Submerged Lands

Construction involved in the expansion of Naha Port has resulted in the loss of approximately 10,000 tsubos of private land, which, though submerged under water, is still placed under U.S. leasehold in accordance with HC Ordinance 20. Since the submerged area cannot be treated as land, the situation described above is nothing but the loss of private property for the landowners concerned. It is therefore considered necessary that the United States take steps to provide the landowners with adequate redress.

As a matter of fact, since such submerged area cannot in any way be treated as land after the rescission of HC Ordinance 20, the termination of the present lease thereunder would inevitably give rise to claims for compensation for the loss of the said piece of land.



- 5 -

3. Commonage

Common of estovers on certain public lands traditionally enjoyed as communal profit has been lost or drastically curtailed as a result of restrictions imposed upon the access of the inhabitants concerned to such lands due to the use thereof by the U.S. authorities. If the claims of such inhabitants prove to be meritorious, the United States Government is requested to take appropriate measures with a view to bringing about satisfactory settlement of the question.

II.

With respect to claims, either pending or latent at the time of reversion, the remedies for which may be sought under the laws of the United States or local laws of Okinawa applicable during the period of the United States administration, it is expected that the Government of the United States provide suitable procedural machinery for it to deal with and settle such claims after reversion. The Government of Japan is prepared to discuss the modalities of such machinery and formulation thereof. Claims in this category include the following:

(1) Claims for restoration of damages caused by the U.S. authorities on or after July 1, 1950, which are to be settled



- 6 -

in accordance with the procedures set forth in HC Ordinance 20.

(2) Claims arising out of loss or damage to fishery rights and those related to the rentals of the lands leased under HC Ordinance 20, presently processed for settlement by the United States Land Tribunal for the Ryukyu Islands.

(3) Claims arising from personal injuries and deaths caused by the U.S. Forces as well as from pollution and other hazards and nuisances attributable to the presence of military bases, which may be the subject of settlement under Foreign Claims Act.

税 無 期 限 03号の 3号	冬 米 米 米
--------------------------------	------------------

米
米
米

米
米
米

米
米
米
米

沖繩住民が米穀米肉問題に關する
在米米大使より非公式打診
について

46.2.10

米
米
米

1 10日 在米米大使より米穀米肉問題により

書信を共に送る際、同人より本件肉問題に

關する米穀米肉の検査状況及び、中島の

人々の感情をたぬいとて、米穀米肉問題の

一処理方法案を述べたより米穀米肉問題に

とて、同人の述べた諸案次々とあり、

(1) 在米米大使館と12日、日本側から

4セロ

おまの ~~解読~~ 提議につき 米側内部

で 前向きに 検討されてる) 努力しているが、

今までのところの一端の反応としては (i) 1961

年以降開拓の軍用地の 1950 年分の開拓

費支に 対する 復元補償問題については、

現地当局者中の 古くからいる 若干の者を

除いては、米側による 欠損を 妥当と

(「米側が 知り得る」といふこと)

するとの 案で ほぼ 意見一致 している (ii)

那覇港 海没地 については ほぼ 同様の

(full value の 旨の 内容に 属する)

の 案である (iii) 港内 米人 等 損害

補償 減価 については、3 年 間 請求 される 場合

法案審議の際 政府関係者が国会

において、これ以上見舞を払うと明言

していったこともあり、国会に支払う新法を

implementation を求めることは極めて

困難^(=状況に)である。

(1) 第一、世に何らかの現地における

財源がないか検討してみたい^(と=3) (財源管理

高値金もあってみるが、今後の経費を

見合わせるのに勢一掃なると判断し(と附言)

一つのアイデアを提示。即ち、現地には

従来米当局が埋まっていた(reclaimed land) ^{土地}

約 150 エーカー、時価に約 1600 万ドル
 見限りがある。埋まっ地所有権は
 米政府にある。これを一般米業者に
 売却期間中に売却し、その代金をもつて
 見当金支払に充てることである。海没地
 については、場合により右埋まっ地からの
 交換により処理することも考へられ、売却
 金からの支払又は交換の option を当業者に
 与へることも考へうる。これら埋まっ地は
~~大抵は米政府所有であり、米政府は~~
~~これらを売却する権利を有する。~~

依然として軍用地としての使用が必要

であるから、売却と同時に布令20号

による使用に切り換え、購入者には

使用料を支払うこととする。(後、常時とも

~~施設~~施設区域としての提供を求めよう。)

問題は、前記売却代金を口座に入金す

る現地における見舞金処理に当てることに

つき目財務省の同意を得る^かが~~要~~要する事

である。また、前記の如き見舞金^は~~も~~も
予定される。

見舞金支払の額をに定めることとなるから、

その残余も復興事業費に充てられ

1

ことが政治的に好ましいかどうか疑念向

があり、この案で埋まれば電部を見舞

金支払案に見合うところまで行ない、

残余の埋まれば、復帰に当り日米経済

に贈与する ^{政治的域を越えていく} (米口総事務など土地として

残すことも考えられなくはない) とも考えられ^がる。

(二) 上記(一)のアイディアは、日米関係において

及ぶ

大きな ~~困難~~ となれば、沖縄土地

当局と密談以上、スナイダーの滞留中

中に米口政府に講義し、スナイダー

に政治関係者を説得し、貰うのか

(厚世)
(第1回米庫17日には米口にスタ外務必要あり) 8

米直に適していると考えらるゝ、日本側の

取立を識りない。

2. よつて中島より、米作に支拂米穀

倉の前向きな努力を謝するともに、

米直について考へてもみられた決断

あり、3米は *reclaimed land* の法外地位

の由題については当然とも由題意識を

持ち、その実態、米側見解を照会し

と思つていたところであるので、暫らく米内

をもちつてあらゆる *implications* を極力

したる旨述べ、埋立土地の閣下命令は

米政府埋立地の所有権が当然に

米政府に帰属するよう文言はなかった

と思ふと、右所有権の帰属につき環状

立法で現に就端がなされていると承知

してゐると、米通商の私法上の観念から

いへば埋立者^かの所有権を取得する

ことになるとも、米政府が行なつたのは、

施政権者として「公の目的」のためになした

ものであり、私人として私法上の観念^基に

て行なつたものと同日に論ずべきか否かの

問題もあらうかと思われ^ること等を(あべて

GA-8
(土地の問題については、日米政府内部にもさまざま^{外務省}の
内閣記録を見るに、見解がいろいろあること)

10

おいた。シニエツは、所存板にツいては

~~米~~米政新にあり（復常前候を向かず）とい

のか、米銀の立場であり（^{この立場}~~水~~日明らかに
喜ぶ）

1に~~米~~より文書は当面思ひ出さない

これを断すべきいかなる理由も見当らない

旨述べた。なお、同人は、我々横濱

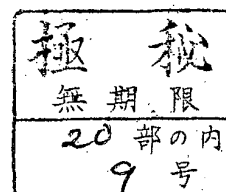
は、東條アステアが米銀内部で固まった

ものではないかと、是非 quietly に（行なう）

要望 1 といふ。

(江上)

北米第一課長



沖縄返還交渉全般について

昭和46. 3.20

アメリカ局

条 約 局

目 次

I 各項目毎の検討（わが方よりみた緊要度順に列記）

A グループ

1. 外資系企業、外国人自由業者等の取扱い
2. 米資産引き継ぎ
3. 施設・区域
4. 労 務
5. V O A
6. 航 空
7. 請求権

B グループ

1. 裁判引き継ぎ関係
2. 地位協定の適用（施設・労務以外の分野）
3. 作為・不作為、
4. 前文、返還地域の定義等、条約適用
5. 復帰目標日

6. 防衛交渉

0 グループ

1. 第三国関係全般

2. その他

Ⅱ タイミング（作業目標）

Ⅲ 交渉体制等

I 各項目別の検討（わが方よりみた緊要度順に配列）

A グループ

1. 外資系企業、外国人自由業者等の取扱い

- (1) 近く昨年 / 2 月の在京米大使館質問事項に対する回答を大臣、米大使レベルで手交できるよう、目下関係各省と案文協議中のところ、上記に次いで4月上旬頃には、日本政府としての一般的対処方針（国内措置）を米側に文書で示し、もつて返還協定に本問題を規定せざること（注）を確認することが考えられており、米側もその内容につき納得できれば上記方式に反対しないとの感触である。

（注） 米本国政府に対し若干有力上下院議員より規定方の強い要望がなされている。

- (2) 現在残された問題点は、(イ)大企業中のフェアチャイルド社の扱い（ガルフ、エッソについては話し合い進行中）、(ロ)自由業者中弁護士、医師の取扱い、及び(ハ)下記(3)の諸問題であるが、(イ)については、通産省・フェアチャイルド社間の

話合いが軌道に乗る見通しとなっており、結局(ロ)が対内、対米両面でなお努力を要するところである。

焦点は、復帰後の活動に対し期間制限及び地域制限を付するか否か、付するとすればどの程度か、にあるが、米側議会筋に対するこれら弁護士の影響力も勘案し、弁護士については、期間はいわゆる「一代限り」、地域は沖縄（ただし、最高裁への事件係属等の例外は考慮）とすることが妥当と考えられる（注）。医師は一代限りで沖縄のみ（例外なし）とすべきであろう（ただし、対米交渉に当つては、当初よりここまで示すことはなかるべし）。

（注）この場合対象は現にアクティブに活動中の者に限ること、及び真に外国での弁護士資格を有しているかを確認することが必要。

(3) その他の問題

(イ) 地位協定第14条契約者の候補者の取

扱いについては、米側よりの具体的な要請をまち、個々の業者につき検討を要する。

- (ロ) 国県有地の外国または外資系企業への賃貸の継続については、実態調査を進めるとともに、個々の国県有地について、復帰後貸付けあるか否かを判断の上、特に県有地については、いかなる形式で貸付を継続するかを決定する必要がある。

(沖縄住民に対する国県有地貸付け件数も多いので、それらの契約の取扱いとの整合性も考慮の要あり。)

2. 米資産引継ぎ

- (1) 200のうち年次予算措置分をなるべく多く、協定明記分（175の上乗せ）をなるべく少なくするとともに、明記分については十分な根拠がなければならないとの方針の下各項目及び額につき3月末－4月初めには対米合意に達すべく努力する。具体的には那覇空港（P3哨戒機の撤去）、同軍港（部分的にも解放させる）及び退職金の扱い（計上額、内容等）など他の交渉項目（施設、労務たとえば下記3.(3)(イ)(ロ、4等）との関連事項が中心課題
- (2) 大蔵省と早急に方針を確定の要あり。
（事務レベル試案別途作成中）
- (3)(イ) 返還協定には一般的な資産引継ぎに関する規定と対米支出（175プラス上乗せ分）規定の2本筈とし、両者間にこれをいくらか買取つたという直接の関連をもたせないようにする。（国会説明もこの趣旨で行

なりものとする。)

- (ロ) 米側は国内的必要上資産引継の細目事項に関する文書(売買契約類似)作成を強く望んでいるが、当方は引継ぎは売買に非ずとの基本態度より反対、上記(A)のほか協定とは別に引継財産の確認文書及び要すれば当方により各公社の契約履行意図の確認(形式未詳)を以てこれに代えることを検討中。

3. 施設・区域の提供

(1) 返還協定中施設・区域の提供に関する条項については、当方としては米側の「現存のものを引続き使用する」との案に対し留意したものを提供する」ことを規定するよう主張しており、米側も基本的には反対がないと見受けられるが、このほか米側は小笠原協定と同様の但し書を強く望んでおり、案文の作成は、提供すべき施設・区域の実体及び軍用地の確保上の国内措置の方針(下記(3)の参照)がある程度つまつた上で行なわれることとなろう。

(2) 各種調査、S T G 施設小委での米側説明等により、米軍現有施設の大要は把握しつつあり、目下こ^もちらを整理するとともに、わが方の立場からする提供、不提供の区分け作業を始めている。この結果に基づいて外交レベルでの対米交渉(注1及び2)を急速に進め、協定署名時までに施設の扱い

に関するリストを（施設名のみ。内容の説明は付さない。）作成することとなつてゐる。上記リストには、提供施設、不提供施設のほか、復帰時に提供はするがそのあと一定の期限内に返還または移転されるべきもの、共同使用が行なわれるべきものも含ませることが考えられるが、この点は更に検討を要する。また、リストの体裁、署名の方法、別途公表用リストの要否の問題も確定していない。

（注１） 特定の施設の解放は、政治的考慮からするもの（那覇空港、那覇軍港、与儀貯油施設、マチナト住宅区域）のほかは、まだ具体的かつ明確には米側に伝えていない。（ＳＴＧ施設小委では主として技術的な観点などから地位協定の対象になりにくいと思われるものを示してある。）

（注２） 要考慮の点は（イ）不要不急のもの

は提供しないとの従来からの立場を損なうことのないようにすること、(ロ)民生、開発の面からの考慮を払うとの従来からの立場を損なうことのないようにすること、(ハ)現地の各種要望については慎重に検討するとともに、これをできる限り考慮したとの形をとること、(ニ)各省庁との意見調整を十分に図ること。

(3) 今後の問題点次のとおり。

- (1) 那覇空港： 復帰時完全な日本の空港（運輸省所管）とすることが内政上不可欠とみられるが、米海軍哨戒機（P3）部隊が引続き常駐（空軍機は撤去決定済み）するとすれば同空港は提供施設とせざるをえず、決定的な障害となるので、海軍部隊の移転が必要である。米側は唯一の移転先たりうる嘉手納基地につき空軍は将来の拡張計画にそなえ海軍機受入れ設備の建設に反対していると説明して

いるがわが方としてはこの点あくまで移
転を主張すべきであると考えられる。

(なお、同空港の民生資産類似性及び上記
設備建設費を日米いずれか負担するかの
点を含め、米資産の引き継ぎ交渉との関連
が生じている。)

(ロ) 那覇軍港・ 米側は将来に備え軍港部
分の解放は不可能の旨示唆しているが、
上記(イ)とやや類似した問題である。

(ハ) 土地の確保 施設区域の提供と関連
する最大の問題で、契約に応じない者
についての法的措置が特に重要であると
ころその大綱を関係省庁が早急に決定す
るよう働き掛ける必要がある。

(ニ) 施設・区域と関連する特殊な問題に、
沖縄－台湾間海底ケーブルの扱いがある。
本件については目下部内で検討中であり、
追って郵政省とも協議の上日本側として
の方針を固める必要がある。

(ホ) 施設・区域提供との関連で沖縄における米軍の特殊な活動（たとえば(A)特殊部隊は第三国人のゲリラ訓練を行なっている。(B)陸軍情報学校は第三国人に情報活動方法等を教えている。(C)第7心理作戦部隊の在韓分遣隊が北朝鮮側に流布するパンフレット等は沖縄で印刷されている。また、同分遣隊の主として北朝鮮向けのいわゆる「国連軍の声」の原稿の一部等が沖縄で作成され沖縄から同分遣隊に電送または送付されている。等）については、米側との折衝を通じその活動の実体を把握するとともに、その活動の性格が安保条約の目的に著しくなじまないものについては返還に際し米側がその活動を中止、又は、変更するよう交渉する要がある。

SR71

4 労 務

- (1) 復帰後間接雇用制度適用の条件として米側は退職金及び労務管理費につき要求越す
(注)
ところあり、上記は資産引継問題とも関連しているため対米交渉は進捗していないが、後者については基本的了解はえられる見通しであるので、前者につきまず大蔵省と話をつめることに努力すべきであると考えられる。

(注) このほか米側は軍労務者への健康保険制度の本土並適用にも問題ありとしているが、この点防衛施設庁、厚生省、労働省間で検討中。

- (2) 上記のうち退職金は全軍労と米側との間に予想される、復帰に向けての一連の交渉の重要な一部であり、また結局は防衛施設庁等わが政府当局も関与せざるをえないと見られるので、早期解決は一層望ましいが同時に極めて慎重に扱う要がある。

- (3) 間接雇用制度への移行のための準備作業（労管組織設立、要員の確保、訓練等）は大規模かつ長時間を要するが、(1)の事情のほか労使関係への日本側琉政側の介入を恐れる米側から積極的協力をえられず、その衝に当る防衛施設庁の準備は遅延しているが、米側を説得し、出来ることから着手するように取計らう必要がある。
- (4) このほか給与、保険等に関する労務者の債権、債務であつて、協定署名時までに米側との間に解決を要する問題もある。

5. V O A

(1) 米側は、在沖 V O A 中継活動の継続を沖縄返還の必須要件にて、さもなければ対議会説明がつかずとして固執しているが、わが方はわが国の対中国政策との関係においても、また、国内法上もこれが活動の存続は許容しえないとの立場を堅持し、本問題は返還交渉の最大の政治問題ともなり得る可能性を示している。わが国としては、今後とも本件活動の復帰時における停止（施設の撤去ないし処分を含む）に努力することとしたいが、米側はニクソン大統領も継続を強く望んでいると伝えられ、この点同大統領にわが方の立場を重ねて認識させることも必要かとの見方もある。（注）

（注） 当方推察によれば、他へ移転するとしても、その完了まで数年（最低3年か）はかかるという事情にあるものの如し。

- (2) 他方、米政府は本件問題解決の妥協策として復帰後の暫定的存続を示唆している。
万一上記妥協策を余儀なくされる場合には、郵政省による国内法上の措置が必要である。
- (3) なお暫定的存続を認めることを余儀なくされる場合には、協定に上記を規定する必要があるかと思われるが、この規定ぶりについては、国内法上とられるべき措置をも勘案して決定されることとなろう。
- (4) いずれにせよ本問題について過早に譲歩することなく、結着のタイミングについては交渉全般の成行きを見つつ決定すること
然るべしと考えられる。

6. 航 空

(1) 米側は漸次譲歩し現段階では暫定期間は7年、カボタージュは政府関係の輸送についてこれを認めて欲しい旨要求越しており、特に暫定期間については長期間のものが必要なるべき旨強調している。わが方はカボタージュは如何なるものでも認められない旨強調しており（米側もこの点に関するわが方態度の固いことを認識し始めているやに見受けられる）、暫定期間についても応じられないとしている。

(2) わが国としてはカボタージュは絶対に認められず、暫定期間については最終的には2年程度は（航空局は内々、2年の暫定期間は止むを得なかるべしとしている）認めざるを得ないと考えられるが、米側はこれを容れるか否か疑わしく（非公式説明では米商慣習上「暫定」といえば3年が最低の由）場合によつては3年以上も考慮せざる

をえぬこともありうべく、運輸省と十分つめておく必要がある。

- (3) 合意する際の方式としては、返還協定には含めないが、いずれにせよ現行の日米航空協定附表の修正という形をとる要あり、その際(イ)現行路線3.の削除は当然として、(ロ)現行路線1.及び2.に那覇を追加するか否かの問題及び(ハ)TWA及びコンチネンタルを念頭におき東京に乗り入れざる如き路線(米国より那覇及び以遠)の新設の是非の問題が生ずる。(なお(ハ)についてはわが方の行政措置による手当ても考えられるが、1年以上に亘る場合は望ましくないとの意見が強い。)

7. 請求 概

(1) 沖縄住民の対米請求の取扱い振りについてはすでに各年12月わが方の基本的な考え方をとりまとめ、対米要求項目をしぼった上米側に提示済みであるが、未だ米側からの正式回答には接していない。

上記わが方提案は、現地の要求諸項目中

- (イ) 米側支出による処理を要求するもの4項目（講和前補償洩れ復元補償、那覇海没地、講和前補償洩れ人身損害及び入会）
- (ロ) 現地法令上米側による処理又は米当局に対する提起が認められているものの復帰後における米側の継続審議処理
- (ハ) 日本側による処理の用意あるもの1項目（復帰後提供施設の解放の際の復元補償）

からなるところ、その後の米側の非公式反応は、前記(イ)につき前2項目については米側による処理を妥当とするものなることを

認めつつも、その財源の捻出に苦慮しているものとみられ、回及び回については異存なきものの如き感触を示している。

(2) 前記(1)の対米要求項目がその全部ではないにしても米側支出による解決をみることは、返還協定の国会審議上、また、復帰後の施設区域用地の円滑な確保のためにも是非とも必要であり、できる限りすみやかに米側の好意的回答を得るよう今後とも強力な対米折衝が必要である。

(3) 以上による米側又は日本側による処理から洩れる現地要求項目については、出来る限り幅広く日本政府の国内施策として手当がなされることが返還協定の国会審議及び施設区域用地の確保上重要であると考えられるところ、このための政府内部の決断を促すためにも前記対米交渉上の成果が必要であり、右成果を得次第所要の工作を開始すべきものと考えられる。

B グループ

1. 裁判引き継ぎ関係

(1) 民事裁判関係

(イ) 日本側は、民政府裁判所又は琉球政府裁判^所の如何を問わず、復帰までに行なわれた確定裁判につき、公の秩序又は善良の風俗に反するものを除き、復帰後その効力を認めることとし、かつ、復帰の際係属中の訴訟については、それまでに行なわれていた訴訟行為が本邦の法令中の相当規定により行なわれた訴訟行為とみなしてこれを引き継ぐ方針である。

(ロ) 上記の方針は基本的には奄美復帰の際の日本側の措置と同様であり、わが方は奄美協定の該当条文と基本的に同趣旨の条文案を米側に呈示済みである。

(ハ) ただ、上記の引き継ぎに当つては、民政府裁判所の訴訟手続が本邦の訴訟手続と基本的に相異することから、引き継ぎ

上技術的な問題があり、この問題をめぐって今後条文表現上日米間でさらに意見の調整を行なう必要があるものと考えられる。

(2) 刑事裁判関係

- (1) 日本側は、基本的姿勢としては、米側の希望どおり、民政府裁判所又は琉球政府裁判所の如何を問わず、復帰までに行なわれた確定裁判を引き続き執行し、かつ、復帰の際係属中の事件については沖縄現地法令によりこれを引き続き裁判する方針であるが、上記の引き継ぎに際しては、わが憲法、刑法の基本思想に照らし布告・布令の刑罰規定中にはその効力を認め得ないものがある等、国内的及び対米交渉上機微な問題を含んでおり、従つて、わが方条文案については、現在関係各省庁との間で意見調整中の段階であつて、対米案文提示になお若干の時間を要する

見込みである。

- (四) 本件引き継ぎ問題については米側としても重大な関心を寄せているとみられるところ、わが方憲法問題との関連もあり今後の条文交渉はなお相当の曲折が予想される。

2. 地位協定の適用（施設、労務以外の分野）

(1) 航空交通管制（A T C）

S T G の A T C 小委にて協議中であり、米側から考え方が示され、目下わが方の立場をとりまとめつつある。返還協定署名時までに A T C の大綱につき日米間の合意に達したいというのが米側の意向である。A T C のうち航空路管制については、米側は復帰後 2 年の時点で日本側に引継ぐことを提案しており、運輸省としてもこれに異存ない趣。航空通信はエアリンクなる民間会社が行なっているが復帰と同時に運輸省がこれを引継ぐことは日米双方とも問題なしとしている。また嘉手納基地を中心とするアプローチ管制は、同基地の使用を認める以上は（本土の横田基地と同様）米側に実施させるほかはない。

なお、那覇空港の扱いに関連する問題点は次のとおり。

(イ) 米海軍機が常駐するか否か (上記 3(3)(イ))。

(ロ) 同空港は、いずれにせよ民間航空、自衛隊の双方が使用することとなるが、返還の場合の所属について運輸省、防衛庁間で意見の調整が未了のところ、運輸省は、当初、飛行場管制を担任するとしても引継ぎの時点は 49 年 4 月といていたが、最近になつて 47 年 7 月に可能との意向を示している。また、防衛庁は復帰後 9 カ月といつている。

(ハ) 相当部分が民有地である土地の手当てにつき困難が予想されること一関係地主も多数にのぼることから、そのすべてにつき契約を締結するにはかなりの困難が予想される。

(2) 電気通信 (電話関係)

S T G 電気通信小委で軍・民電話網の接続関係、基地間軍用電話線の扱いの二面に分けて協議中。前者については、日本側(琉

球電々。復帰後は日本電々公社に合併されることが予定されている。)で新しくケーブルを設置することに原則的に意見が一致し、今後細目につき協議を行なうこととなる。後者は米側の資料提出まちであるが、その全長約835 KMの大部分が道路下に埋設されたケーブルであるので、地位協定により「路線権」を認めることにすることが妥当と考えられるが、そのためにもあらかじめ防衛施設庁等の理解と協力を確保しておくことが必要である。

(3) 電気通信(電波障害)

受信施設にかかる電気障害の排除とマイクロウェーブの伝播障害防止の2点につき米側から問題提起があり、目下資料を検討中。これらの問題については本土においても準拠すべき法令がなく、民事契約ないし話し合いにより一件ごとに解決を図っている。したがって沖縄についても、かかる方

式により実施可能な限度において措置する以外に方法はないと考えられる。

(4) 周波数の割当て

S T G 周波数小委の作業グループで、現に米軍が使用中の周波数を個別に検討中。日本側の都合（放送~~波~~^通等との関係）で関係米軍周波数の使用ぶりに変更を加える必要があるが、このためには関係通信器材の手直しを要するものがあり、米側は所要経費を要求してくる見込である。この点関係省庁との協議を要する。

このほか、問題点としては、施設、区域外における軍人等によるアマチュア無線の使用があり、米側はその使用継続を求めている。（平和条約発効時これを暫定的に認めた前例あり。）

(5) その他の諸問題

今後日米間でつめるべき地位協定適用上の主要な諸問題としては、次の如きものが

あり、いずれ S T G の場で検討を要する。

(イ) 地位協定の対象となる構成員の範囲

(ロ) 第三国人軍雇用者の扱い

(ハ) 第三国軍人による訓練又は演習の禁止

(ニ) 施設、区域及び不開港における C I
Q の扱い等

(ホ) 日本人ガードの活動の本土並み化
(特に武器使用等)

(ヘ) 私有車輛の登録及び検査

(6) なお、地位協定の運用につき、現に本土で日米間に対立があり、復帰までに解決されることが望ましい問題のうち主要なものは次のとおり。

(イ) 税、公課等に関連する問題（住民税、飲料税、固定資産税、自動車取得税、有料道路料金、入港料等）

(ロ) 15 条機関の利用者の範囲

(ハ) 公社関係請求権

(7) 原潜入港モロッキング

3. 作為・不作為

作為・不作為の効力承認は、米施政期間中の施政当局の適法な行政措置を適法なものとして確認するとの趣旨であり、奄美、小笠原の場合と同様、沖縄の場合も、桑港条約第3条に基づく授權の当然の帰結を、かかる形で確認することには特に問題はない、と考えられるが、なお、暫定措置法等による国内措置との関連もあり、関係省庁と意見調整中である。対米交渉上の問題はなんら予見されない。

4 前文、返還地域の定義等及び条約適用

(1) 対米関係

前文、施政権返還及び返還地域の定義及び沖縄への条約適用関係については、客年12月12日付でわが方修正案を提示してある。これに対する米側の正式回答は、まだ示されていない。

(2) 対内関係

前文における共同声明の取扱い振り及び協定における尖閣諸島の取扱い方（下記(3)参照）は、いずれも国内における論議の焦点となるものとみられる。

(3) 問題点

主要問題点は、次の2点である。

- (1) 前文における共同声明への言及振りに関し、米側は、議会对策等の考慮から、共同声明による政治的諸了解を法律的文書たる協定前文で再確認したいとの考えに基づく案文を提示越した。わが方より

は、これに対し、共同声明はそれ自体として確定しているものであつて、その内容を協定で再確認する必要はないことを主張しつつ、米側の事情も考慮し、"Noting that the two Governments have conducted such consultations and have reaffirmed that the reversion of these islands to Japan be carried out on the basis of the said Joint Communique;" という修正案を提示した。これについて、米大使館事務レベルは、改善された面ありとしつつも、米案と異なり、「極東の安全をそこなうことなく」という点にふれていない等まだ難点はあるとのとりあえずの反応を示したが、米本国よりの正式の反応は示されていない。

- (ロ) 返還地域の定義（第1条）に関し、米案は、返還地域を「奄美返還協定の対象地域を除く北緯29度以南の南西諸島」という趣旨の表現としている。わが方より

は、(i)平和条約第3条地域から返還ずみの奄美、小笠原を差引いた部分が今回返還される琉球諸島及び大東諸島であるという定義を置くとともに、(ii)この地域を附属書において経緯度線をもつて地理的に表現するという案文を提示した。米側は、尖閣諸島が日本領土であるとの米政府の見解に変更はないとしつつも、経緯度線で囲む方式によつて協定上尖閣問題を表面化することはさけたいとしている。わが方は、経緯度線による表現の採用方その主張を変えておらず、米側は、何らかの妥協案を考えているものの如くであるが正式回答を行なっていない。(下記C参照)

5. 復帰目標日

(1) 日本側（本土、沖縄とも）は一般に政治的見地より、1972年4月1日、行政的及び防衛引き継ぎ上の見地より同7月1日が望ましいとの空気があり、他方米側は7月1日を行政上軍事上の目標日としている。（ただしこれに固執しているというほどでもない。）いずれにせよ日米とも正式に日付を提案し合つたことはなく、交渉の進展待ちであるが、当方としても然るべき時期に政治的決断を得て対米折衝に入り合意に達する必要性ありと考えられる。

(2) 協定上の表現としては米側は対議会考慮上小笠原協定の如き抽象的なものを望むことを示唆しているが、当方にとつてはそのようになる場合でも協定署名時には合意された復帰目標日が何らかの形で国民に周知されることが望ましいと考えられ、この点あわせ対米折衝すべきものとみられる。

6. 防衛交渉

(1) 昨年来、日米防衛当局間にて協議が進められ、自衛隊の展開兵力の規模、予定される配備場所については了解に達しているが、(イ)防空責任（地对空ミサイル及び航空警戒管制）移管のタイミング、(ロ)地对空ミサイル（ナイキ、ホーク）及び航空警戒管制器材の購入問題の2点がまだ詰つていない。

(イ)の点は、日本側の復帰後12カ月、米側の18カ月が対立したが、当事者間では「日本側の配備完了には18カ月を要するが、12カ月で実質的に問題のない程度にまで進行するので、米側は12カ月で防空任務を終了する。」との線で了解点に達し目下米側請訓中。(ロ)は、米側提示額がミサイル関係2440万ドル、航空警戒管制関係650万ドル（計3090万ドルー約111億円）であるところ、目下防衛庁が大蔵省と連絡しつつ検討中。

(2) 今後の問題点次のとおり。

- (イ) 防衛当局間の交渉が終了した段階で、これを外交ルートにて確認する必要性及び必要な場合の方式、タイミング。
- (ロ) 器材引継問題。(価格及び資産買取りとの関係、改装問題)
- (ハ) 復帰後 / 2 カ月間における自衛隊と米軍の責任分担、連絡系統の調整(特に防空責任の委任、ミサイルの扱いについての調整、取決めの要否)。
- (ニ) 自衛隊配備場所の確定(施設・区域の提供との関係、共同使用の段取り)。
- (ホ) 復帰前の準備工事(特に那覇空港の滑走路延長)。

C グループ

1. 第三国関係

(1) 第三国外資系企業及び第三国人の取扱い

(イ) 第三国から沖縄に現在自由に輸入されている農産物で復帰後は輸入クォータが課される可能性のあるものがある。

(たとえば、デンマークからの豚肉輸入、
ニュー・ジーランドからの羊肉輸入、オーストラリアからの米輸入)

オーストラリアからの米の輸入は、日本米の需給関係からみて復帰後は認められなくなるが、オーストラリアも右は止むを得ないものとして受けとっており、現に最近では本土米供与の影響によりオーストラリア米の輸入は減少している。

非自由化品目の輸入については、復帰対策要綱第1次分において従来の輸入実績が尊重されるよう配慮されることとされており、目下関係省において豚肉、羊

肉等の輸入をどの程度認めうるかの検討が進められている。

(四) 沖縄にある第三国系企業、第三国人の資格、免許及び在留資格（朝鮮人・台湾人の永住許可を除く。）等の問題については、米系企業及び米国人とともに一括処理する。

(五) 戦前から沖縄に在住する朝鮮人及び台湾人については、特別の事情がない限り出入国管理令に基づく永住許可を与えることとするの方針につき、すでに関係省間の意見が一致している。

(六) 第三国人のうち米軍に雇用されるもの（１９７０年１０月現在約３００人）については、地位協定上軍属は米国国民に限られるので、いかなる場合にも軍属扱いはできない。現在在日米軍に勤務する少数（現在約２０名）の第三国人に対しては特別在留資格を与えているが、沖縄

の場合にも同様の措置を執りうるか、今後復帰までに検討を要する。

(2) 尖閣諸島（上記 B 4 参照）

(3) 在沖縄米軍基地機能維持

韓、台よりいろいろな形での関心表明あり。

2. その他

上記諸問題の他、協定問題となる（またはなりうる）もの及び協定問題ではないにしても協定署名までに実質的に処理しておく要ある問題として至急検討を要するとみられるものは次のとおり。

(1) 米側の未完成建設プロジェクトの処理

米側の沖縄における建設プロジェクト等で復帰の際未完成のものについて、米側は日本側との間になんらかのアレンジメント（たとえば後進国援助の場合の2国間取極の如きもの）を行ない、復帰後引き続き当該プロジェクトを実施したい旨主張しているところ、かかる取極は立法事項を含み得るものと考えられる。（実体及び米側意図を至急調査の要あり。）

(2) 国県有地の引き継ぎ規定等

国県有地等の引き継ぎ規定を置くか否か、置く場合にはいかなるものとするか要検討。米側によつてなされた埋立地の引き継ぎ、

干潟の引継ぎについても同様。

(3) 琉球政府財産等の引き継ぎ規定

琉球政府の財産（債権・債務を含む）、
権利・義務の引き継ぎ規定を置くか否か、
置く場合にはいかなるものとするか要検討。

(4) 米民政府の記録の引き継ぎ規定

米民政府の一定の記録の引き継ぎにつき
一般的規定を置くこととするか否か、又は、
個々の関係事項毎に（即ち、裁判記録は裁
判系関係で処理）規定を置くこととする
か等要検討。

(5) 国県有地上の賃借権の継続

国県有地を米側が私人に賃貸しているも
のを復帰後も継続するとすれば協定との関
係はないか要検討。

(6) 未払軍用地料の処理

布令20号（賃借権の取得について）に
よれば米側は収用にかかる一定の土地の軍
用地料を受取人のために琉球銀行に保管し、

10年が経過したときはこの地料は米側に帰属することになっている。(第7項d、尤もこの地料を受取る資格のあるものは米側に対しその請求をすることができる。同)

琉球政府、地主会連合会は復帰の際までに10年を経過し米側に帰属すべきこととなる前記未払軍用地料(復帰時点で100万ドルとも40万ドルとも言われるが実体不明)をそのまま代理受領したき旨要望越している(琉政側は近く準備委に提案するため準備中の由。)ところ、本件要望を実現するためには別途対米交渉を要する。

(7) 奄美関係の為替貯金の債権債務の決済

奄美返還協定第3条3にいう奄美復帰に伴なり為替貯金業務に関する債権債務の決済については未だに日米間に合意が得られていないところ、本件処理振りにつき郵政、大蔵省間で考え方を至急とりまとめる要あり。

(8) 布令20号下の土地に関し、地主の中には長期10年の賃貸料前払を受領しているものがあり、復帰日を来年7月1日とすれば、この時点で米側にとつては約97000ドル（施設庁資料による。）の過払いが生ずることとなるところ、米側はかかる過払い分につき日本側による償還を求め越している。

（具体的には、復帰後再提供される土地の地主には、日本政府が前払いとの差額のみを支払うこととし、日本政府が一括して、過払い分を米側に償還することを求めている模様。）

他方、地主会連合会としては、かかる過払い分は償還の要なしとの態度をとることが予想されるところ（前払いに関する民立法によれば、借賃の前払いがなされた期間の満了前に賃貸借の解除がなされた場合には、地主に対して払戻しの請求は行なわれないこととなつている。同法第6条）、本件処理ぶりによつては、地主との間に困難な問題を生じ

しめることも考えらるべく、実態、法的側面
等を早急に明らかにするとともに、対処方針
を慎重に検討する必要がある。

Ⅱ タイミング（作業目標）

3 月中

- A グループにつき方針決定、対米対内折衝開始
- B グループ結着に努力
- C グループ検討

4 月前半

- A グループ続行、一部結着
- B グループ結着
- C グループ結着

4 月後半

- A グループ結着

4 月末～5 月初

文言確定

署名

Ⅲ 交渉体制等

1. 対米交渉

大臣・米大使（公式、非公式）

アメリカ局長・米公使（公式、非公式）

3課長・米参事官等レベル（非公式）

2. 対内連絡

大蔵省、対策庁、施設庁に重点

（参事官・長官・部長レベル等）

3. 省内事務体制

問題点別サブ・グループ（事務官）

政治（VOA等）、財政・経済（資産、企業等）、
米軍関係（施設、防衛等）、法的（請求権等）の

4グループ



沖繩^返還交渉概要（その５）
（４６．４．１９～２４）

昭和４６．４．２６
アメリカ局北米第一課長

1. スナイダー公使も帰任し最終的詰めに入り
本格的交渉に入つた^が~~（ ）~~なお迂余曲折が多い。
対内的には大臣の主要閣僚との協議を続行。

2. 項目別状況

○航空

暫定５年、カポタージュなしで合意（４
２３吉野、寺井、スナイダー）、但し外部
へは伏せておく。なお日米航空協定付表修
正ぶり等技術面の折衝開始（担当官レベル）

○外国系企業、自由業

大臣書簡案につき対米折衝中（４．２．２及
び２３参事官、課長レベル）

特定問題（医師、国^県有地、輸入枠、インターナショナル・デアリー会社の扱い）につき国内調整中、（一部では並行して対米話し合い中）

来週中には結着をつけるべく努力中。

○米^資産引き継ぎ

表向きは柏木・ジュリック会談（当方課長参加）、実際は吉野、井川、柏木、スナイダー、ジュリック会談。先方よりランプ・サム300を提案、当方275の線^中で折衝^中のところ彼我とも種々意見わかれ見通しはつきりせず。

○施設・区域

― 条文につきセーフガード・クローズをめ

ぐり^{折衝}（先方より私案呈示、当方不同意）（4.2.0.2.2.3）

― 実体については那覇空港P3及びマチナ

ト住宅区域が焦点（資産引継交渉との関連）

― リストにつき当方案概要を非公式に呈示、

先方より非公式に対案呈示（4.2.0.2.2.3）

― S T G リスト当方案作成、来週米案と調

整

○前文、返還地域の定義等、条約適用、請求

権彼我折衝中（極く一部は合意近し）

○V O A

― 米側より暫定期間を示唆（但し日本側よ

りの発表とすること)

ーアメリカ局内部にて問題点を検討中

○労務

資産引継ぎ交渉結果待ち

○特殊な部隊

米側は第三国人訓練の取り止め及びS R

7 / については何らかの意思表示(領空不

侵犯)を考慮中、他は存続希望

○防衛交渉

来週より久保・カーチス会談再開予定

3. 主要対米会談(代表的なもののみ)

吉野、井川、スナイダー(4.2.1)

吉野、井川、柏木、スナイダー・ジュリック(4.2.2.3)

吉野、寺井、スナイダー(航空)(4.2.3)

吉野、スナイダー(4.2.4)(資産、NYT記事)

経理フリー用資料

極 秘
無 期 限
部の内 号

決
裁
後
要
ス
イ
フ

大 臣

大臣秘書官

条約局長

アメリカ局長

事務次官

参事官

没収外務審議官

条約課長

安全保障課長

北米第一課長

外務審議官

法規課長

官房長

沖繩返還交渉

(現状と内閣委員)

46.4.27

アメリカ局北米課

1. 返還協定事項

(1) 前文

返還協定締結に至る経緯を記述。

2. 本文 一般的表現とあり、米折衝中

2. あり、本文に「112」も、昭和26年12月

二〇五〇二

113。

(2) カト（返還協定と返還地との範囲）

(1) 平和条約カトの領域の中の一環に於て

の施設の下にある領域に返還されたこと

1. 112日、日米間に意見の相違はない。

(1) 上記送還/渡試を如何に表現したか

ついでに、米側は 米側諸君の「問題」の「問題」
対中国考慮上 日米間の「論争」に「日」を「日」

(わが方主張との「対立」として)

「これ」に「対」し、感觸を示して「日」に「送還」
渡試の「送還」に「対」して表現は「合意」で「日」

に「落」すことを主張して「日」。わが方も「二」を
受け入れて「差」して「日」と「日」に「日」

又「日」に「日」を「日」に「日」。

(2) 米側(日米関係の「日」)

安全保障条約を含む「日」の「日」米「日」
条約の「日」に「日」に「日」に「日」

「日」に「日」、二「日」を「日」に「日」に「日」
「日」に「日」に「日」に「日」。

「日」に「日」に「日」に「日」。

加添

(4) (施設・区域)

(1) 施設・施設・区域は、その保持、2012年10月31日までに
従い、提供される、その表現は、その通りと

場合、その通り。米2710施設・区域、提供
について、施設・施設・区域の終了等、その期(2012)

遅延が生じた場合には、米2710施設・区域、提供
施設、区域は、その後も、その通りと

し、その通り。その通り。その通り。その通り。
希望している (その通りと、その通りと)。

(2) その通り。その通り。その通り。その通り。
その通り、(3) 施設・施設・区域、(4)

施設・施設・区域、その通り。その通り。その通り。
その通り、その通り。その通り。その通り。

(5)

その通り。その通り。その通り。その通り。

4

とし、(米穀の - 米穀の運送) に

発表された 7511 年 2 月 20 日。

(1) 米穀の 運送、総合に 7511 年、(a) 米穀

倉庫、(b) 米穀単港、(c) 5540000
トン、(d) 247 人 5 年 2 月 20 日 運送
(4)

7511 年 2 月 20 日。(c) に 7511 年 2 月 20 日 運送
7511 年 (19) を 7511 年 2 月 20 日 運送時

に 7511 年 2 月 20 日 運送 7511 年 2 月 20 日

7511 年、米穀の 他 の 施設 7511 年 2 月 20 日

7511 年 2 月 20 日 (55 2000 万トン) 7511 年 2 月 20 日

7511 年 2 月 20 日 運送 7511 年 2 月 20 日

米穀の 他 に 5540000 トン 7511 年 2 月 20 日 運送

7511 年 2 月 20 日。(c) に 7511 年 2 月 20 日 運送

運送の 他 に。(d) に 7511 年 2 月 20 日 運送

とあるが、そのIV型施設が、主として、

迂回して、(移転の場合、費用は、日本
政府負担) としている。

(5) 米々米 (米々米)

米々米に要するところ、相当と判断した

その

については、米々米の補償を、確保
するところ、米々米の補償を、確保

(米々米の希望に、これと、米々米)。

米々米の財源が、限られている等の理由

の、難色を示して、交渉の見通しは、
楽観には、ない。

(米々米交渉の結果、如何に、米々米、

日本政府に、米々米の、米々米、米々米、

米々米、米々米、米々米、米々米、

6

(6) 補償 (裁判支力の引継ぎ)

裁判事とも日本側から原則として

裁判官裁判所並に現行政府裁判所

に帰属中の事案を引継ぎ、確定判決の

支力の認めることにつき日米間に素通し

一致した上、表現の自由等について

照会合意に達している。

(7) 資産引継の類

現行、ジューリツ、財務長官等が

補償を求め、不蔵省と交渉を

行なっていること、内閣は協定に

明示する旨の提言である (10取金等)。



(1) 登録目標D

諸問題の語句をみて検討すること
をいう（米則も同様の趣意にある）。

2. 外資系企業及び自由業者の取扱ひ

(1) 米則より、後方後と現行と2つの業務

継続の承認方法に入りかゝる。

外資系企業の取扱ひについて、内務

省とも、必ず最低限度の調整の別と
して、後方後と現行業務の継続を

認めることの要否を最終的語句に入っている。

また、弁護士、医師等自由業者に

ついて、わが方と此政策的に認めよう
と2限の二つあり現行業務の継続を

認めることの要否内務省と協定中である。

その他輸入料等、国庫負担及び
農産物等米穀類の処理に關する、

論議を爲すものなるに、今週末迄

来週早々に終了し、来週末までに
実質的の米穀と合表に達するの方針で

対処する。

(2) 本日の米穀運送事項をせり、必らず

アシユラシに關する、今早々に本又
飛米株式に要請（同社の企業として

別途通視を要する）を以て処理する
方針である。

3. 労務問題

本工逆みの内務雇用が後部通過に

計能に適用したことの理由が、
内務に退職金、前払管理費、健康
(a) (b) (c)

保険制度等がある、(a)(b)に關する

前記 1.(7)の 資料に付添した一環

と 12 と 4 2 1 7 5 4 2 1 3。

K. 40A

経路に於いては 12 3 4 の 方向に 2 1 7 5 4 2 1 3 歩
中。但し 経路に於いては 12 3 4 の 方向に 2 1 7 5 4 2 1 3 歩

態度は 極めて 固い ところから。是れは 助言
期間 中の 存在と 示唆 しているが、その

場合は 移転費用、移転に 2 1 7 5
新施設の 建設費用 等 一切の 経費は

4 2 1 7 5 4 2 1 3 の 負担 する こと である こと
11 3 0 (注: 場合 によつて 送還 協定に

送還 する こと が必要 と思われる。)

1. 船隻 問題

カボタ-江 石 船 運 期間 5 年 (1-)

10

4ヶ月)とのラッシュ合意の成立。但し

右合意は迅速交渉/全体とのハッシュ
2-を認識した事あり、又暫くの間は

外郎に任せるとして置かれている。

6 防衛交渉

自衛隊の居泊兵の増減、配備場所
について了解に達している、(1) 防衛
（0.1の2）

重経移管のタスミン、(10) 地対空
ミサイル (T57.7.7) 及び 地対空ミサイル

号制器の購入交渉の2点に要約、
不十分。但し 0.1防衛当局の2-76W

の交渉は済んでいる。

極 秘
無 期 限
部の内
号

可々の中
等
世中一
本條

条外
条能

ト 22

極

秘

請本叔、南の衣京大

22277 501 の 電話 連絡
(1/2)

46.5.3

中 留

3日 22277 501 電話 取、2 申渡

した、2 要 名 次 2 507

(1) 請本叔 由 題、つ 是 般 の 貴 官

諸 事 前 諸 事 際 の 米 財 政 記 言

の 事 した 及 迄 と 本 口、伝 之、米 行 政 部 へ

議 会、及 した 身 へ 支 出 権 限 を 求 め る と

を 批 評 した、子 中 の 22 501 を 申 送 った、

昨 2日 本 口 政 府 係 へ と 電 話 が 送 り した

子 中、22 501、米 財 政 部 を 覆 すと は 批 評

負担を認めない（財内からの余裕が
ない限り）
あれば「財政に支えられないが」

(ロ) 予備金に限りなく非公式に

と12 (a) ~~埋立地~~ 海没地内には
~~米価~~
埋立地への処理を必要と検討あり、

(~~要~~ 埋立地の調査資料を添付)

(b) 予備金回復については、財政内閣

議会の枠内で、日本政府に一定の

creditを与える（例としてM&O.5位を予

定する）、日本政府の責任で処理に費

をとし、その際、creditの名目は

前記(1)の米穀市場に抵触しないよう
譲渡クレームは

✓「復元分と明記せず」 譲渡権放棄

条約本文見合のすべの outstanding
(但書とせぬ意味ではない)

claimの ~~譲渡~~ 譲渡の条約とすべと

を承へて貰えないか。

2. 「譲渡」より、譲渡権内廷

に如何にとり進めれば当分にも移譲

中であり、右条約を fake note する。

MH 0.5 というのは 復元分だけとすべ

余り少額に由ることを要しない(譲渡)

譲渡の後は要求額の急激な増減

られており、更に今回は 500万ドル弱の要出

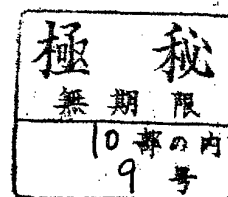
の他、新たに償還命令がリリースされた後に

（目録）
（命令が口うる）また、償還命令なく一紙

紙を outstanding claims 命令において、

総額は償還命令だけというのはおかしい事を

指摘したい。



沖縄返還問題
(吉野・スナイダー会談)

昭和46 5 6
アメリカ局北米第一課

6日吉野アメリカ局長は在京米大使館スナイダー公使と本件につき会談を行なつたところ、要旨次のとおり(井川条約局長等同席)。

1 スナイダーの台湾訪問

スナイダー公使より、大要次のごとく述べた。

台湾において尖閣諸島問題はエモーショナルな問題となつており、中共は本問題を巧妙に EXPLOIT している。自分(スナイダー)は本件につき台湾政府関係者と DEBATE はしなかつたが、本問題は日本政府の問題でもあるので、日本側と話合つてみてはいかがと示唆をおいた。

2 返還協定関係

(1) 前 文

日本側案にて合意の旨確認(ただし、一部文言につき本國政府に確認中)。

(2) 第1条(返還領域)

先方より、合意議事録案(4月24日付)も含

め原則として日本側の考え方に異存なきも、
ワシントンからワーディングについては若干
の修正がありと説明。

(3) 第2条（条約適用）

先方より、日本側案にて確定の^旨指摘。多数
国間条約の適用に関するトーキング・ペー
ーについては本国政府の意見を求めている由

(4) 第3条（施設・区域）

(i) 先方より、本国からの日本側案に対する
回答未接到であるが、たとえ復帰の際必要
な DOCUMENTATION が完了していなくても、
これを完了したものとみなすという簡易手
続（SUMMARY PROCEDURE）を認めて欲しい旨
要請。

(ii) これに対し当方より、上記は同崎、ラス
ク方式と違ふところなく、完了せざるもの
を完了したものとみなすことはできない、
いいうることは復帰の際までに必要な手続
をすべて完了するよう双方が最善の努力を
行なうということである旨指摘。

(当方より、先日の S T G 水域パネル第
/ 回会合の際、マクドゥーガル大佐が各水
域の境界は MISSION、使用火器等の変化によ
り常に変りうるので従毎時まで確定しえず、
この点は陸上施設についても同様であるとの
趣旨を述べていたが、上記は従来の米側
説明に反するし、これをそのままにして日
本側にも 100% の保証を求めるは UNFAIR
なる旨指摘せるところ、先方は、施設の境
界は現在の境界線の範囲内で確定 (DEFINE)
されるべきものなる旨述べた。)

(先方より、上記 (1) の SUMMARY PROCEDURE
を秘密交換書簡の形で確認したい旨提案、
当方より、かかる形式の問題を討議するよ
りは、まず実質問題を事務レベル (当方
米北/長、米保長、糸条長、先方シャーマン、マイヤ
ーズ両参事官、シュミツ法務官等) で早急につめ
る方が先決である旨示唆、先方これを了し、
施設・区域のリストについての訓令も接収
しているので、この点も併せて討議せしめ
たい旨付言。

(二) 当方より、施設小委の席上 SENSITIVE

ARMA として米側より詳細説明を受けえなかつた施設につき追加説明方要請、先方は弾薬庫あるいは通信施設という以上の説明が果して必要なりや、いずれにせよ復帰後これらの施設は本土においても単に通信施設として説明されているものもあるではないかと説明。よつて当方より、国会との関連もあり、詳細な説明を受ける要あり、詳細内容が分らずに提供合意案は作成できない旨再度強調しおいた。

(5) 第4条（請求権）

(i) 先方より、(a)軍用地復元補償、及び(ii)海没地補償につき、講和前補償についてはもはや予算請求は行なわないとの対議会のコミットメントもあり、日本側請求には感じられないが、復帰の際157エーカーに及ぶ米軍埋立地が日本政府のものとなるのであるから、上記は上記(a)(b)を補つてあまりある価値を有するというのが米側の考え方である。

- (4) 当大使館限りの考えであるので、正式に提案することはできないが、請求権放棄条項見合のすべての請求権解決のため、日本政府に50万ドル程度を支払うことも考えられる。
- (5) 当方より、米側のいう議会へのコミットメントにつき、議事録等による限りはそのようなコミットメントありとは思われない旨指摘せるところ、確かにその種のコミットメントをしていると承知しているので、さらに議会関係資料を調査中である旨反論。
- (6) 第5条（裁判権）
先方より、軌道に乗っている（ON THE RIGHT TRACK）旨コメント。
- (7) 第Ⅰ条（財政条項）
(a) 当方より、日本側としては、共同声明第8項に言及することに最大の関心があり、愛知大臣もこの点を強く主張しており、財政交渉の経緯に照しても、また政治的にも譲りえざる点である旨を強調した。

- (ウ) 上記に対し先方は、共同声明第8項に *specifically* に言及することについては、ワシントンは強い難色を示しており、たとえば共同声明全体を引用するといつた一般的な表現にすべしというのが米側の考え方である旨述べた。
- (ハ) さらに先方より、原子力法上大統領は核兵器の存否を外部に対し明らかにしえない旨述べたので、当方より、原子力法は大統領がかかる通報を行なうことを妨げるものにあらず、従つて核兵器の問題を事前協議の対象とすることを排除するものではないことは、これまでわが方が国会においてしばしば説明してきたところである旨、及び共同声明第8項ですでに明らかにした趣旨を協定文中で *repeat* することは差支えないのではないかと指摘。先方は、その点は承知しているが、自分（スナイダー）は原子力法の専門家でもないので、確定的なことを述べるのは差し控えたい旨述べ、いずれにせ

上、日本案を検討してみることとしたい旨述べた。

3 外資問題

先方より、問題点は煮詰っており、あとは表現 (PRESENTATION) の問題である旨指摘。当方より、なお関係省庁と調整中である旨説明。

4 V O A

当方より、本件については次回の愛知大臣・マイヤー大使会談 (10日を予定) でとりあげることにしたい旨指摘。

5 B 5 2 来沖

当方より、2日のB 5 2来沖に関連し、同機が悪天候の場合の避難等は別としても、再び沖縄に移駐されることはないとの確認をえたく、その旨愛知大臣より明らかにすることを考えた旨述べたところ、先方は、復帰後B 5 2の移駐が事前協議の対象となることは当然であるが、復帰前は米軍は在沖米軍施設を自由に使用するのであり、B 5 2の沖縄再移駐の可能性をFORGOCLOSEするがごとき措置はとりえざる旨述べた。

6 共産党議員調査団訪沖

当方より、標記調査団が4日嘉手納空軍基地内に核兵器点検室がある旨を発表したとの新聞報道に言及、かかる問題につき国会で質疑のありたる場合は、(1)上記を否定するか、または(2)米側よりの通報はないとの趣旨をもつて応答しましたところ、本件につきなんらかの情報をえたい旨述べたところ、^(先方は)上記調査団が施設の視察をした事実はないのは指摘するまでもないが、米側はこれまで核兵器の存否を明らかにしたことはなく、また共同声明第8項により返還後の核抜きは明らかであるから、核兵器点検室の存否のいかんは IRRELEVANT なことである旨答えた。

7 毒ガス撤去問題

- (1) 当方より、屋良主席要請(第2次ルート建設費用の支払につき対米交渉を求めるもの。)を伝えたところ、先方は、(1)米側はジョンストン島の施設建設工事促進のためすでに相当の追加支出を行ない、また(2)第1次移送ルートは十分安全であつて、本条変更の要はな

いとの立場をとつてゐるので、米側としてこれ以上の追加支出は行ないえない旨、さらに米國予算の枠内での調整は不可能につき、日本側支出をえない限り工事が開始できない旨述べた。

- (2) 当方より、米側が支払に應ぜざる場合は、日本側にて建設費負担の用意がある旨述べたところ、先方より、時間もさしせまつてゐるので、今週中ないし来週月曜(10日)にても送金願えまじきやと質し、当方より約束はしかねるが、その線に沿つてできるだけ努力すべき旨回答。

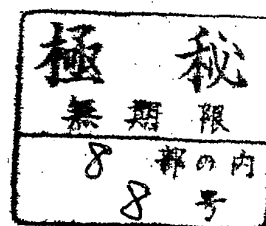
よ 労務問題

当方より、12、13の両日労務問題の詰めを行ないたい旨述べたところ、先方より、ジャコブソン大佐は目下施設庁調査団訪沖、全軍勞務團等に忙殺されているが、日本側の意向に沿うべく努力中なる旨説明。

9 その他

先方より、在沖總記念碑(バックナー・メモリアル

等)の復帰後の取扱い問題についての検討促進
方要請あり、当方上記を了とす。



沖縄返還問題

(愛知大臣・マイヤー大使会談)

昭和46 5/1

アメリカ局北米第一課

1/1日の会談概要次のとおり。

(アメリカ局長、条約局長、赤谷大使、スナイダー公使
ほか同席)

1. 協定前文

愛知大臣より、いまや米側の最終確認を待つ
のみと思う旨述べたのに対し、マイヤー大使よ
り、これを肯定し、出先としては日本案でよい
と思う旨付言した。

2. 返還地域の範囲(合意議事録)

愛知大臣より、昨日の米案は協定文の繰返し
のみであり、これに比してわが方第2次案(4
月28日先方に手交せるもの)の方がよいと思
うが、事務当局同志をしてなおよく詰めさせたいと述べたのに対し、先方は、米案はワシントンとしては非常に強く主張するもので変更の余地の少ない旨述べ、米国としては施政を行なつ

ている地域を日本に返還するが、その際歴史的ないし将来の領土の主張の裁決 (ADJUDICATION) を行なわず、将来国際司法裁判所に引出されたりする事態を避けることが基本的立場である旨主張した。これに対し当方より、そもそも日本側は米側の立場を察して尖閣諸島という地名の特掲を求めず、また協定本文での返還地域の表現の主張を譲つて合意議事録に同意したものであり、米側との間に基本的な差異はなく、従つて当方案の表現でも十分米側の立場はいかされらると思ふ旨指摘の後、双方とも事務当局に再検討させることとした。

3. 施設・区域及び特殊部隊

(1) 那覇空港よりの P 3 部隊

愛知大臣より、このことは本日の会談における 4 大重要問題 (P 3、請求権、財政条項、VOA) の 1 つであり、日本側としてきわめて強く要望する次第なる旨を強調したところ、マイヤー大使より、施設・区域についての日本側の問題はよく分るが、1969 年の共同

声明発出時に際し、施政権返還によつても米軍基地の機能には変化はない旨議会に対し説明してきていることでもあり、日本側に対するアコモデーション（極力協力してきたつもりである）には自ずと限界があり、特に軍部から引出せるかぎりの譲歩を^してきただけに、これ以上押せば軍部の支持を失うおそれあり、そうなれば議会对策はきわめて難航する。那覇空港のP3については、ここ1週間軍関係より移転反対のきわめて強い調子の電報が続いて入っている旨述べた。

(2) 北部演習地

愛知大臣より、一時使用分（7,000エーカー）をも提供せよというのであれば、恒久使用分（21,000エーカー）より同じ面積を削除しなければ応ぜられない旨述べたのに対し、先方は、海兵隊は誠心誠意演習地の削減の可能性を研究してくれたが、どうしても恒久分及び一時使用分の合計28,000エーカーを必要とするとの結論であり、これはなにも新たに演習地を

増やすわけではなく、ただ制度の違う地位協定に組み入れる(2-4-aとする)場合の表現が違うのみであるから、日本側も対内的説明は可能であろう。いずれにせよこのような遅い段階でこれを大きな問題として軍部に提起することは避けたいと述べた。これに対し愛知大臣より、沖縄住民の感情としては御説のごとき受取り方はせず、たとえば地主が納得しても一般は軍用地が増えたとしか解さないであろうと述べた。

(3) SENSITIVE AREAS

愛知大臣より、国内説明ができるよう事務当局へ十分説明して欲しい旨述べた。

(4) 特殊部隊

愛知大臣より、本土並みが貫かれたという説明が十分できるように日米間で同じ立場に立つて対外応対振りを用意したく、この意味から復帰後の第三国軍人の訓練の廃止の確約及びSR-71につき、U-2並みに他国領空不侵犯の保証が必要であり、また混成サーヴィ

ス・グループについても説明して欲しい旨要望した。マイヤー大使より、続けてできるだけ御要望にそぐべく努力中で、特にSR-71については諒訓中であると述べた。

- (5) マイヤー大使より、施設等の問題については、米国としてはできる限り日本の要望に沿いつつも CREDIBLEな軍事体制を保ち、上院で協定が支持されるよう軍事能力についての合理的なパッケージを提出しなければならないというのが、米側の立場なる旨述べた。

4. 請求権

- (1) 愛知大臣より、米側の早期回答を求めた上、講和前補償の対象となっていない軍用地地主の復元補償請求は衡平の見地から米国の見舞金支払いを協定中に規定することを強く要請し、ただし、返還後の再提供施設・区域及び3公社用地等の復元補償は日本側において行なり一括解決方式を述べ、さらにこれらの満足な解決があれば、那覇軍港内海没地は米国造成埋立地の一部を替地とすることにより、

解決する用意があると述べた。

- (2) これに対し先方は、御説はよく分るが、議会に対し対沖縄講和前補償についてこれ以上財政支出を要求しない旨コミットしたとの主張を繰返したので、愛知大臣より、この問題が解決しない限り沖縄住民は「請求権はなんらうるところなく放棄せしめられ、あまつさえ資産引継ぎに多額の出費を強いられた」**■**ととり、左翼の「返還協定粉碎」に組するおそれがあることを指摘しつつ、私見ではあるが、米側の見舞金支払財源は当方としても考慮してもよいのではないかと思う旨示唆せるところ、先方は、よく検討したいと述べた。

5. 財政条項

- (1) 愛知大臣より、本条項において共同声明第8項への言及を強く要望し、日本側としては、撤去される核兵器移転先、建設費等々に関しなんら国内に説明する意図はないこと、核撤去は前記第8項で公表され、日米財務当局間でも費用支払いにつき合意があること、「本

土並み」は協定に十分あらわされているが、
「核抜き」はどこにもふれておらず、従つて
政治的に至大の重要性がある。第8項の文言は
第8項への言及はきわめてよくできており、
日米双方ともそれぞれの立法府へ説明し易い
次第であることを指摘し、米側に同項言及に
異存なかるべきことを期待する旨述べた。

- (2) マイヤー大使より、昨日の日本側新提案を
目下検討中であるが、米側としても種々問題
がある（「日本は米国の核の傘を欲していな
がらその置場所に反対する」などとの批判）
がある■が検討してみたいと述べた。

6 裁判条項

愛知大臣より、米側の最終的確認を待つのみ
と思ひ旨述べたのに対し、マイヤー大使より、
目下訓令待ちであると答えた。

7 V O A

- (1) 愛知大臣より、これは最大の難問で、自分
は総理、郵政大臣以下関係者と精力的に検討
中であるが、叩き台としてたとえば「復帰後
3年間は認めるが、その間両政府は精力的に

協議し、これがまとまらなければ日本の放送法を適用して処理する」というもので、ここ数日中に集中して結論を出して行きたい。国内で非常に反対が多かつたがやつとここまでもつてきた旨述べた。

- (2) マイヤー大使より、当方の努力を感謝せる後、米国としては無条件継続を旨としているが、愛知大臣のお考えを含めた方式をともに検討して行きたい。ただし、具体的期限付は困るし、また協議後ほかに移転するならば米国がその費用を持たないことは SINE QUANON であると述べた。

8. 外資系企業

愛知大臣より、いまや当方書簡のワーディングのみの問題と思うと述べたのに対し、先方は、米系実業家の感情の問題でもあり、表現について満足な解決が望ましく、なおその他の小問題
[REDACTED] もある
と述べた。

9. 航 空

愛知大臣より、米側としては原則的理解に到達した現在、あまり技術的な点にこだわらぬようにして欲しいと述べたところ、マイヤー大使より、日本側におかれても御同様に願いたく、なお昨年日本航空が大きな収益を上げたのに対し、米航空業は平均30%の欠損であつたことは問題をより困難にしている旨述べた。

10. バックナー記念碑

愛知大臣より、当方としては法的な権利義務の觀念に立つのではなく、友好的な環境の中で最良の解決を求めて努力中なりと述べたところ、マイヤー大使は、互いに友好的な解決を探したいと述べた。

11. 対国会中間報告

マイヤー大使よりの質問に対し、愛知大臣より、20日ないし21日衆参両院にこれを行なうつもりだが、内容については米上院への影響をも考慮し、十分注意するつもりで、必要に応じ御連絡してもよいと述べたところ、マイヤ

一大使より、交渉の総合的パッケージ完成前の過早なる内容の発表は問題あるべしとコメントした上、沖縄返還の歴史的意義、すなわち、平和裡に戦争による領土問題の解決という1969年の共同声明の精神を十分生かれること、及び極東地域の安全保障については、米国のみならず日本も重点を置く政策なる旨示されることが肝要であろう、と述べた。

1.2 今後の進め方

- (1) 協定署名の予定につき愛知大臣より、外国出張等の日程上6月の3日ないし4日を目標としたいと述べたところ、マイヤー大使より、日取りの決定は尚早であるが、愛知大臣の御都合は十分念頭に置くべしと述べた。
- (2) 協定の効力発生の日につき愛知大臣の質問に答え、先方は、対立法府対策もあり、「批准書交換後何日」としたいと考えている旨述べた。

1.3 毒ガス撤去

マイヤー大使より、道路建設費負担に関する

日本政府の好意は感謝するが、支出の手続きを早く完了していただかないと議会その他より種々悪しき反応が憂慮されること、また在沖米軍は本日予備的工事に着手したことを述べたので、愛知大臣より、山中総務長官が屋良主席との間で当面している諸問題（たとえば財源を調整費にするか否か等）を説明の上、いずれにせよ日本政府としては全額を支払う意図は間違いなく、手続きをすみやかに進めるよう努力したいと述べた。

14. プレス対策

双方協議の結果、「交渉全般にわたり検討し、特に文言の作成及び全体のパッケージとしての実質の2分野において若干の問題につきいくばくかの進展をみた。」と説明することとした。

安全保障課長

アメリカ局長

事務官

北米第一課長

秘密標記(赤色)

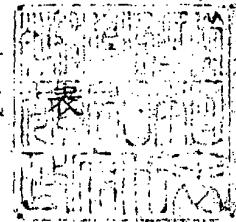
秘

第 370 号

昭和 6 年 6 月 30 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)

琉球政府作成「対米請求権の内容」等送付

引用公・電信
日付・番号

往電ケ677号および往電ケ678号

冒頭往電をもって概要を報告申し上げた本件調書は

(4)及(7)に由る

に往電ケ677号 3. 琉球政府資料 各2部 別添
送付す。

付属添付 ☒ 付属資料(計) ☐ 付属資料(DP) ☐ 付属船舶(貨) ☐ 付属船舶(乗) ☐

本信送付先:

本信写送付先:

管内互配希望先:

GA-3-1

在外公館

秘書官	
庶務官	
総務課	
外務課	
経理課	
調査課	
情報課	
文書課	
印刷課	
庶務課	
その他	





1971年5月20日現在

対米請求権の内容

(1 1 項目)

復帰対策室

項 目	件(人)数	面 積	請 求 額	説 明
講和前の人身損害補償 (請求もれ)	334(人)		\$ 597,965.64 OK	(1) 「講和前人身被害未補償者連盟」から琉球政府に提出された1971年5月現在までの人身被害の分334人(死亡164人、被害170人)についての請求である。 (2) 財産については具体的に請求が出ていないので未だ実数は把握されていない。
軍用地の復元補償	5,424(筆)	1,342,726.89(坪)	4,331,410.59	1961年7月1日から1971年1月31日まで解放された軍用地の復元補償として請求したものである。
土地接収による逓償補償				現在調査準備中で、その実数および請求額は、未だ把握していない。
入 会 補 償				同 上
軍用地借賃増額補償	24,892(筆)	7,751,827.80(坪)	2,289,459.26	(1) 1968年10月から1971年4月までに請求額を提起したものである。 (2) 1968年10月以前の請求の分については資料不備のため、これから除いてある。

項	目	件(人)数	面	積	請 求 額	説 明
滅 失 地 補 償		98(筆)	10,864.72(坪)			(1) 那覇港湾地域の滅失した部分で現在他は他の軍用地同様に借賃が支払われており、従つて現時点で補償請求はないが、将来解散の時に補償が問題となる。 (2) 滅失地は上記の他に嘉手納村・北谷村などにもあるが、今のところ実数や請求額は把握されていない。
講和後の人身損害補償		148(人)			886,560.56	(1) 1962年から1970年までに琉球政府を通じて、米軍に請求した人身損害補償で請求総数157人(請求額\$1,102,789.92)から完全解決9人(金額\$2,473.74)および一部支払済119人(金額213,755.62)を除いた未解決分の補償請求である。 (2) 従つて未解決分として請求する額の内訳は、(イ)未決12人(金額\$167,974.73)、(ロ)却下17人(金額\$38,914.03)および不足分119人(金額\$679,671.80)の合計148人(金額\$886,560.56)である。
講和後の財産損害補償		411(件)			882,339.96	(1) 1962年から1970年までに琉球政府を通じて

項 目	件(人)数	面 積	請 求 額	説 明
				て、米軍に請求した財産損害賠償で請求総数602件(金額\$1,178,802.20)から完全解決191件(金額\$55,985.01)および一部支払済352件(金額\$240,477.23)を除いた未解決分の賠償請求である。
				(2) 従つて、未解決分として請求する額の内訳は、 (イ)未決14件(金額\$33,815.47)、(ロ)却下45件(金額\$34,400.53)および(ハ)不足分352件(金額\$808,123.96)の合計411件(金額\$882,339.96)である。
遺れ地補償	14,486(基)	482,426(坪)	3,737,740.16	(1) 米合衆国軍隊により、道路として使用され補償のないままに解放された後、政府道または市町村道として指定され、もしくは若菜上級道として使用されている私有地に対する補償である。

項 目	件 数	面 積	請 求 額	説 明
				(2) この補償額算定の基準は、1967年時点における政府予算単価であるので、その後土地価格の上昇等で現実の補償額正額はこれより多額となる。 (3) この補償額は、政府道となつてゐる部分だけで、それ以外（市町村道、その他の私道）は現在、実態調査中である。
漁害による漁業補償	1,840(人)		21,666,058.90	(1) この補償請求は1952年から1970年までの分である。 (2) 米軍演習場敷設に伴う漁業操業制限に対する補償である。
基地公害補償	1,566(人)		501,835.00	(1) この請求は、原潜入港に伴うコバルト汚染に係る漁業収益の損失補償である。 (2) 基地公害の代表的事例としては、航空機の騒音、炭油（液）による井戸汚染、施設管理不備による浸水被害等があり、昭和後の人身および財産損害として「外国補償請求法」で請求できる分については、現金の形態、米国に請求してゐるが他は騒音の一例

項 目	件 (人) 数	面 積	説 求 額	明 記
				を除き、補償なしに放置されている現状にある。



原潜入港に伴うコバルト汚染に係る漁業収益損失補償について

(1) 原因ニ1968年11月16日づけの新聞紙上に日本学術会議原子力特別委員会の主催する「那覇港の異常放射能をめぐって」のシンポジウムで那覇港がコバルト60に汚染されているとの報道と同年12月14日づけの新聞紙上においても原潜寄港、汚染問題研究会(代表、草原信男東大教授)発行の機関紙「連絡ニュース」の中では那覇港外も汚染されていることが発表されている旨の報道に端を起し鮮魚需要が激減し、市場における鮮魚取引が激減された。

(2) 市場回復のための対策

市場開設者の漁連及び漁協においては、市場混乱が沿岸ものを問わず遠洋ものにも波及したのことで、この重大性に鑑み汚染対象と見られた沿岸漁獲物の暫定的な上場禁止と、自主的な休業措置も呼びかける一方、琉球政府及び米国民政府においても鮮魚の放射能測定の結果や民政府側の那覇港測定値も発表するなどして影響のほいことも公表したが、即時混乱も平靜に戻すことができていなかった。

(3) 漁業損失補償の経過

このように発生した異常性は、水産業界にとって類例のないものとして、また漁業者が自ら招いた事件でもないものとして、通常得るべき収益が原潜入港も原因として問題が発生した収益減少の事実とらえて次のとおり当該補償の請求が高等弁務官あてなされた。

[illegible]

却下の理由は、汚染の度令が人体に及ぼす程度のものではないこと及び米国外国損失補償法の規定の適用を受ける種類のものではないことであり、再度の却下通知が米国民政府民政官よりだされているが、日本々土、佐世保、港の例もあるように当該類似対策が施政権者として措置すべきもの主張をならぬため、1970年6月15日に従来の補償請求に代えて見舞金交付の措置について行政主席から要請書を提出した。これに対しては、まだ回答はない。

(4) 今家の村集として講集せしむ

この問題は、米軍基地設置に伴ない発生した漁業者の不利益事件であり、軍事基地のもたらした問題は、事実として損失行為があつたものも放置することは、地域事情として住民を納得させることはできないものも内包している。そして、佐世保の類似事件が発覚においてはその対策が講じられてゐる事例があることにおいて、これを放置した場合ますます不信感を与へることとなり、何らかの対策が講じらねるべきものと考えらる。

従つて、現在米國施政施策にその対処策を要請してゐる事項の早期實現を促進することは本工政府に於いて最も沖繩住民の生活保護の至極國として必要と考えらるゝので復讐軍前の本工政府の対策とし

てこれと取上げ問題解決に対処することが必要である。



米軍演習場設定に伴なう漁業操業制限補償について

(1) 米軍が従来漁業を営んでいた漁場を軍事演習場に使用したためにこれまで得られていた漁業収益が得られなくなったことと原因とする漁業制限補償の許願は、次のとおり琉球政府法務局を通じて、沖縄市町村軍用地々主連合会の世話で琉球列島米國土地裁判所に提訴されている。

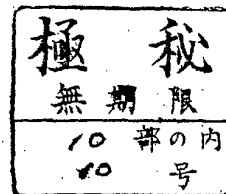
請求組合名	請求人員	代理人	年次	場所	種別	期日	請求額	年次	備考
渡名喜漁協	192	真喜屋実男	66.2.9	刈網、採り	刈網、一本釣、曳網、一本釣	52.4.28	256,428	197.3.26	入砂、島島
仲里	116	牧野博嗣	"	曳網、採り、雑漁	曳網、一本釣、曳網、一本釣	55.5.~	2,353,465	18,035	島島
伊江	300	真喜屋実男	"	曳網、採り、雑漁	曳網、一本釣、曳網、一本釣	55.4.28	1,086,532	108,653	伊江島
勝連	194	牧野博嗣	"	一本釣、採り、雑漁	一本釣、採り、雑漁	55.4.27	775,197	59,630	伊江島
与那城	132	"	"	一本釣、採り、雑漁	一本釣、採り、雑漁	55.4.27	586,974	5,510	伊江島
読谷	34	"	"	一本釣、採り、雑漁	一本釣、採り、雑漁	55.4.27	555,024	42,694	伊江島
北谷	29	真喜屋実男	"	一本釣、採り、雑漁	一本釣、採り、雑漁	55.4.27	394,880	30,375	伊江島
石川	75	真喜屋実男	"	一本釣、採り、雑漁	一本釣、採り、雑漁	55.4.27	240,875	13,528	伊江島
座間味	347	牧野博嗣	69.6.27	一本釣	一本釣	52.4.28	1,710,889	100,640	伊江島
与那原	74	"	"	一本釣	一本釣	55.3.20	932,724	71,748	伊江島
渡嘉敷	138	"	"	一本釣	一本釣	55.3.20	52,603	-	伊江島
小禄	33	"	"	一本釣	一本釣	55.3.20	886,961	52,170	伊江島
久米島	37	"	"	一本釣	一本釣	55.3.20	7,867,469	63,466	伊江島

本部漁船	7	牧野、真喜屋	69	627	から	お	52, 4, 28	147, 563 ²⁰	渡野島	伴江島、残波岬沿岸
美里	48	"	"	"	一本釣、延縄、追込、建干、粒漁	"	69, 4, 27	227, 8375 ⁴⁰	"	"
玉城三郎	4	"	"	"	建干、追込	"	"	157, 573 ⁰⁰	"	汽瀬岬沿岸、草浜
名護漁協	60	牧野博嗣	70	715	から	お	"	101, 099 ⁰⁰	"	那覇軍港
							"	636, 807 ²⁰	"	伊江島、島島
								493, 511 ¹⁶	"	残波岬
17団体								16, 397, 039 ¹⁵	11, 82, 081 ⁴³	

(2) 1970年12月14日 琉球列島米国土裁裁判所から 読谷漁協より訂願分については、同漁協が操業制限区域において漁業権を有していることの立証及び禁止判限に対する補償の必要性の法的根拠の立証ができていないものとして補償部願は却下された。しかし、米軍演習により操業制限がなされたことは事実であるので、この裁決は納得できないものではない。

(3) 本件は、施政権が分離されているわけでは、本土法で「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に際する法律」に基づき、当然の補償事件として裁判を経ることになり、実現したことであるが、制度の不備による沖繩の地域事情から問題処理が進展しない状況である。

(4) それで、本件の場合においても、復帰の前に問題解決すべき事項と考えられるので、早期処理を図るため何らかの外ルートを通じて施政権者たる米国に対して問題処理の促進が要請される。



沖縄返還交渉

(吉野・井川・スナイダー会談概要)

(未定稿)

昭和46. 5.28

アメリカ局北米第一課長

5月26日午後(リー中將ほか事務レベル同席)

(1) STG 関係、文書の外交レベル討議

(署名ずみのATG及び労務ペーパーについて)

(a) A T G

内容、特に6Bの航空援助施設のTRANSFERにつき第Ⅴ条との関係で種々議論が出、これに関連して、可動航空援助機器の引継ぎは有償なりや否やにつき彼我の意見一致せず、結局米側からこれら施設の完全なリストの提出をまつて検討することとなつた。

(b) 労 務

退職金(第Ⅴ項の合意議事録とする。)
及び労務管理費(合同委で約束決定)の文言につき大筋の合意に達し、今後事務レベルでつめることとなつた。

(1) 施設・区域及び通信

次回まわし。

(2) 外資系企業

(1) 米側より、書簡^{指示}受諾^会には、(A) INDAIRCO、
(B) F E B O 及び (C) 保険^会社の問題解決が必要であり、かつ (D) 各企業提出の質問書への早急な回答が要望される旨表明、当方より、
(A) については農林省の新書簡案、(C) は大蔵省調査団との現地協議で解決^するべし、(D) については至急検討すべき旨答えた。

(2) F E B O につき郵政省の妥協案((A) 米人理事の排除、及び (B) 一周波のみの割当) につき論議し、特に (C) に関し意見一致せず、持越しとなつた。

(3) 記念碑

先方より、バ^Vナーのほかアーニイ、バイル、ベルリ両記念碑につき大臣より口頭のアシュアランスを要望、その発言案を起案、手交越し、当方がこれを検討することとなつた。

(4) 総括検討

当方より、提出のペーパー（略）各項目につき検討の結果、まだ残っている問題は次のとおり。

(イ) （第Ⅰ条関係）文書引継ぎは準備委員会で取扱うこととし、その旨ＴＰ案を協議することとした。

(ロ) （施設Ａ、Ｂの表）要つめ。

(ハ) （第４条第３項）ワシントンで激論中の由。

（同上メカニズム）訓令接到の由。

（海没地）訓令待ち。

(ニ) （第５条及び合意議事録）同上（可ならん）

(ホ) （第Ⅴ条及び合意議事録）同上（同上）

(ヘ) （第Ⅵ条、合意議事録）要つめ。

(ロ) （第Ⅸ条）若干問題のこる。

（同上細目取極）次回で討議。

(オ) （第Ⅺ条）要つめ（ただし、批准書東京交換は合意）。

(ウ) トーキング・ペーパー

郵便送金、〇〇〇借款、琉球財産管理官

資金－訓令待ち（奄美郵便アカウントは協
定署名後に持越し。）。）。。

(2) ベーパー類：S R 7 / は訓令待ち。

大使発言案（第三国人訓練及び基地整理
縮小－後者につき当方案手交）は検討中。

(3) 企業書簡案及びT P - 交渉中。

(4) 航空－吉野・トレザイス会談結果待ち。

(5) S T G - 通信のみ持越し。

(6) 柏木・ジュ－リッター検討中。

(7) 防衛－検討中。

(8) 「フィナンシャル・セトルメント」に関する文
書（当方案呈示）－要検討。

(9) 最高レベルの懸案：P - 3、V O A、請
求権、財政事項。

(10) 国連軍施設合意

先方提案、当方尚早なりとす。

2. 同上後半（同席者なし）

防衛に関する取決め案の扱い。（米側に外交
文書の要ありとの論なお強き由。）また愛知・
マイヤー会談（28日及び6月1日または2日の予定）
につき協議。

3. 5月28日午前吉野・スナイダー会談

(藤木電波^監理局長ほか当方事務レベル同席)

(1) V O A

電波管理局長より、R T T (無線テレタイプ) 及び本部と恩納閣の短波について問題ある旨述べたところ、スナイダー公使より、交渉最終段階になつても、日本側がまだ建前論で小さな問題にこだわっていることは、合意をいたすに遅らせるばかりである旨強調した。結局事務的につめることとなつた。

(なお、郵政としては、本件については認める方向である。)

(2) F H B O

米側より、これまで F H B O はあらゆる努力をして日本の法令に従うよう調整してきたが、この期に及んで周波数さらに / 波へらして / 波にせよ (F H B O はす^でに国際放送用の周波数を使用していない。) というのは承諾できない旨強く主張。電波^監理局長より、日本国内において英語による放送のため周波

数の割当が許可されることとなると政策上好ましくなく、国会における説明上もきわめて困難である旨反論。

双方において種々論議の後、米側よりノ周波とした場合、英語放送を行なうことが許されるのであればF E B Oと協議したい旨述べ、当方上記を了承。3 / 日米側より回答越すこととされた。

4. 5月28日午後

(^(参)米局、米一長、米保長、条条長、シュミツほか同席)

(1) 諸懸案

(イ) 企 業

事務レベル協議続行。

(ロ) 諸 求 権

明29日シュミツをして一案を説明せしめる。

(なお、海没地について米側は非公式協議希望。)

(ハ) F E B O

郵政大臣は未だ上記3(2)の各案とも了承

していない。

(一) V O A

29日技術面を協議の上、米側としては
31日の吉野・井川・スナイダー会談で固
めたい。

(なお、米側はV H Fの要求削除に努力
中。)

(四) 第Ⅹ条合意議事録

米側調整中。

(2) 防衛についての取決めの扱い

先方は安保協議委開催は名案だが、その開
催の時期、及び返還協定署名後協議委開催の
ギャップを埋めるなんらかの書簡等の文書が
ないと対議会、軍部関係上非常に具合が悪い
と強調、当方は28日朝の3相申合せの点を
説明。双方結論に達せず持越し。

電信課長	機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 路 平	※ 総第 28 181 号
	極 秘 無 期 限	※ 第 1034 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒 MAY 28 0 15 9
	大至急	至急・普通・LTF	※ 発電係 5

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 (元外務省)	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 455 起案 昭和 46 年 5 月 28 日 起案者 455-電話番号 2665 (20前)
---	-------------------------------	---

協議先 条約局長 条約課長 法規課長 安全保障課長

大使 在 米牛場 総領事	臨時代理大使 あて 長 大臣 務 代理
--------------------	---------------------------

電 報 在 沖繩 高松 大使 総領事	臨時代理大使 あて 代理
-----------------------------	--------------------

件名 郵政大臣 沖縄返還問題 (本大臣・マイヤー大使会談) (限定配布)
--

28日 行われた 沖縄返還問題に

関する 本大臣、マイヤー大使会談の概要

次のとおり。

1. VOA, P-3, FEB C

11) 本大臣より、今朝 総理に対し 郵政大臣同席

昭和四十七年四月七日付で極秘指定
を解除し、
外務省、米牛場、
米第一課長
深田 泰三

写 済

の上交渉進行振りにつき報告すると共に下記の

点につき了承を得たとして、(イ) VOA については

総理及び郵政大臣 ~~等~~ ^{と文} とうやく (本日朝)

米局長より「ス」公使に示した線と納得した

(ロ) しかし、総理はこのためには本件とワン・

パッケージをなしている P-3 の邦覇空港より

の移転が是非必要である旨強調し、(ハ) 郵

政大臣は FEBC につき米側の譲歩と極めて

強く求めた。【本日朝 藤木電波監理局長

より「ス」公使に示した案と米側が受け容れられ

は解決すると思う。】

(2) 大使より、(イ) VOA 条文は現在までの毎

協案に細部の文言の変更を加えれば受諾可能

と思う旨、(ロ) P-3 は ~~案~~ 未だ訓令でない

が貴大臣の VOA との均衡論はワーク・ノート

3
する。(1) F E B C は ニクソン大統領一族に
係ることであり郵政大臣が同意されないことは
誠に残念であると述べた。

乙. 共同声明第8項 及び 財政条項

(1) 本大臣より、総理は共同声明第8項と協定に
引用することは最も大事なところである。共同
声明にあるものが協定に引用されないということに
なると困ると強調したか、本大臣として全く同意
見である。なお財政条項の320については、大臣中
同席の上総理の了解を得たが、但し、3公社
^{関係}労務費、第8項のそれぞれにいか^に割りふるかは
日米間で良^く打合せ、対議会説明の喰違^い
なく必要以外の発言はせざるよう米側と完全に
一致する必要がある旨 全員一致で確認された。

(2) 大使より、米側として国会に於ける第8項関係

のやりとりは良く熟知しており、何とか善処したいと
考えている。また、財政交渉は慎重順調に進ん
でいると思ふ旨述べた。

3. 請求権

- 本大臣より日本案を受諾されたこと述べたところ、
大使より米側としては日本側の立場は良く分かり、
かつ、財源の心配までして貰ったことは多しとい
うが、~~議~~議会に対し「見舞金」については
予算要求をしないと言質をとられているので
非常な困難に直面していると述べ、「ス」公使より
第4条3項日本案の文言では必ず議会に対し
財源に関する公開の説明を要求され、かえって
日本側が困るのではないか、問題は実質ではなく
APPEARANCE であると補足した。本大臣より重ね
て何とか政治的に解決する方法を探索されたい、

なお、セツカシの320が~~320~~うまくいかず、316と
いう端数となつては対外説明が難しくなる旨付
言~~い~~おいた。

4. 防衛に関する取決め

(1) 大使より、日米両防衛当局の間、交渉はほと
んどまとまったが、その取決めについて両政府間

の確認 (AFFIRMATION) を必要とする旨

述べたので、本大臣より協定署名後安保協議

委員会を開き、右取決めと上程して双方の防衛関

係最高首脳間で合意する方法は如何と尋ねた。

大使より、本国の訓令は正式の合意を取りつけるべし

というものであるが、~~たゞ~~^極、御提案は検討する

に値すると思う。ただし、署名の時期と協議委開催

との間のギャップをいかに埋めるかが問題で

あると述べた。

(2) 本大臣より、本28日9時より防衛庁長官、官房長官、及び本大臣の三者で^地取決め案の實質について同意すると共に上述の協議委開催案について申し合せをした旨披るうし、当方提案が承諾を求めたところ、大使及び「ス」公使より議会に対し防衛問題がきちんとして処理されていることを説明し得ないのでは困ると強調し、署名の日に「近く協議委に於て取決めを再確認する意向なり」との中間的な文章で解決できないかと示唆した。(本件もなお事務当局間で詰めることとした。)

5. 外資系企業

「ス」公使より、^肝沖繩において米企業側に対し本大臣書簡案を説明したところ相当の不满・不安^かはあり、大筋においては納得したと認め

された旨説明。但し、(1) 保険会社、(2) INDAIRCO 及び (3) フェアチャイルド その他数社の原料輸入割当（「フ」社は通産省との間で在沖縄合弁企業設立に合意したが生産開始にはなお相当期間を要し、その時になつての輸入割当確保を心配）の問題が残つてゐる。事務レベルで引き続き検討したいと述べた。（同公使は在京米商工会議所は在沖縄米企業説得に非常に尽力していると付言。）

6. プレス対策

(1) 大使より最近施設・区域の表や企業に関する書簡案等が紙上に漏れ本国政府に迷惑しているが関係者によつて御注意願ひたいと述べた。本大臣より、実は自分も困つており、常々よく注意しているが日本のプレスは容易に

防ぎきれない、しかし最善の努力を尽すこととした。

(2) 本日の会談については協議の後、「会談

によって未だ若干の懸案 (P-3, VOA, 請求

権等) が残っていることが認められたが、鋭意

あゆみ寄りの努力を続けることとした。他方

OECD の関係会議に出席する ロジャース

国務長官とパリで会うこととなったので、その際、

仕上げを行なうこととした。よって署名日は

6月15日以降に延びることとなる。」と説明

することとした。事

沖縄に転報した。

(3)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

電信課長 機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘	符号表示 (暗) 略 平	※ 総第 0301-204-001号
	※ 第 538号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発 47.3.2 11.59
YYYY	大至急 (至急) 普通 LTF	※ 発電係 地④

漢

大臣 事務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 北米才一課 起案 昭和47年 月 日 起案者 電話番号 田 2488
	条約局長 条約課長	北米才一課長
	大使 臨時代理大使	総務室長
	在米半場 総領事	代理 あて 外務大臣 発
電 報	在 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて	
件名 沖縄返還協定カク条の対米支払 (限定配布) 1日在京米大使館 ダイク 財務官 より大蔵省前田審議官に対し、米側は返 還協定カク条にいう3億8千万ドルの費財 支払いは ニュー・ヨークの FEDERAL RESERVE		

写
済

(昭和四二・七一 改正)

2

THE TREASURER OF THE UNITED STATES 名

儀口座とし左の旨通報越し左。尚参考

迄。

(3)

極秘

(部の内 号) 注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外儀官

務務典房
次次審審長長
臣官官審審長長
儀総人電厚計

書文会営給

調査
長
領
移
長

参企析調

参領旅査移

ア
長
米
長
中
南
欧
長

参地中東
北東西

参北北保

参一ニ

参西東洋
西東
三三

近
ア
長
経

参書近ア

次総経国資
源

長
経
協
長

参貿統三

参政技一理
国企二

参
条

参条協規

長
国

参政経科

長
情
長
文
長

軍社専

参道内外

参一ニ

電信写

総番号(TA) 15553

72年 3月 27日 19時 10分

72年 3月 28日 09時 24分

米 国
本 省

主 管

発 着 局長

外 務 大 臣 殿

牛場

大使

臨時代理大使

総領事

代理

(部内連絡)

極秘 大至急

27日ヨシノ局長よりオオカワラ公使への電話連絡に関し

1. 本件に関し国務省に連絡しおきたるところニエリクソ
ンよりムラタに対しとりあえずの検討の結果なりとてく
1. 客年5月28日及び6月9日の会談は夫々機微な内容
を含みおり、その内容がもれたことは遺憾である。なお
請求権のみならず、余の諸点についての電報の内容ももれ
たか否か承知したい。(2) 国務省としては本件につき
プレス等より照会を受けた場合には、こう定も否定もしない
の立場をとることは困難で、少くとも請求権は320百万
ドルによつてカバーされるものであること及び「更に質問
を受けた場合」特にイヤマークされた金額はないが、カバ
ーさるべき請求権の額は4百万ドルを超えることはない
と考える旨は答えざるを得ないというのがとりあえずの感
触である。(3) もかし幸いにして今までのところ(27日
午後4時現在)プレスから何らの質問も受けていないので

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

本27日よりにも在京大使館と電話連絡をとり対外説明振りその他今後の対策を打合せたいの諸点を連絡越した。26上記(2)の説明振りは客年貴信米北/第/723号により御連絡を受けた米側の答弁要領とくい違っているの。わが方よりこの点を指摘するとともに至急在京大使館と打合せありたく。それまでは上記(2)のラインの説明をも差しひかえるようにと要望しておいた。とりあえず。(了)

(写手交済 28/ 10:25)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

電信課長 機密表示 (極秘・秘の未印) 秘 無期限 部の内 号	符号表示 暗 略 平	※ 総第 0326-025 号
	※ 第 号	昭和 0327 186-00 日 時 分 発
大至急・至急・普通・LTF		※ 発電係 104

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管局部課(室)名 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	起案 昭和 47 年 3 月 28 日 起案者 電話番号 12464
---	--------------------------------------	---------------------------------------

協議先 官房総務参事官 官房書記	条約局長 条約課長
------------------------	--------------

大使 在米半場 総領事	臨時代理大使 代理 あて 福田 大臣 発
-------------------	----------------------------

電 報 在	大使 総領事	臨時代理大使 代理 あて
-------------	-----------	--------------------

件名 (部内連絡)

27日貴電部内連絡に因り、
28日午前アメリカ局長よりスチー公使に
対し、目録貴電1(2)の540行に超
えることのないとの旨に付、絶対に
1日以内で総領に各申し入れたこと、同公使は

※印欄内は電信課記入

(昭和四二・七一 改正)

—2—

を了承し、本国政府に至急取次ぐを述べた。

ついで、貴使より米側に対し、前記ア州
が局長の申し入れと同様の申し入れを行ない、
確認ありたく、結果回答ありたい。

(有効な言及がない旨)

(3)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘	符号表示 暗 略 平 暗	※ 総第 0328 201-00号
	※ 第 245号	昭和 47.3.28 年 月 日 時 分 発 22.29
	大至急 至急 普通 LTF 大至急	※ 發電係 平山

(※印欄内は電信課記入)

大臣 外山 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課	主管局部課(室) 米局長 起案 昭和47年3月28日 起案者 加藤 電話番号 2465
--	------------------------------	---

協議先 条約局長 条約課長

在米 大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて 大臣 発
------------------------	---------

電 在 大使 臨時代理大使 転 報 総領事 代理 あて

件名 復元補償費問題に回答する
今次国会に於いては、社会党に於て外務省
の秘密文書暴露に因り、(沖田)氏
規定を7条の27米を私領3億2千万ドル
中には規定を4条の規定に於て米2億
自発的に私を行使するに於ては、軍用地

電信課長

漢

写
済

(昭和四二・七一 改正)

2

復元補助費 400 万ドルの合計あり、

その旨の秘密取扱が作成され、217 年 2 月 17

日から、この通りであり、二六に交付した

政府側より、事前に自ら送付との調程

を付した上、28 日の予算委員会上

の電のラインに沿って、² 回答をなした

こと、右スル上、貴国政府側には

対し、² 通報しなされた。

(なお

(~~その旨の秘密取扱が作成され、217 年 2 月 17~~ アメリカの局長より

スランに米公使に送付した電の

回答より、~~その旨の秘密取扱が作成され、217 年 2 月 17~~ 予解

~~取り送付した上、28 日の予算委員会上~~

~~おたを請ふ~~

前記口会終了後、説明しなれた。

簡単

(3)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘	符号表示 (暗) 略 平 ※ 第 746 号	※ 総第 0328 202-00 号 ※ 昭和 47 年 3 月 28 日 22 時 29 分 発
※ 大至急 ○ 普通・LTF		※ 発電係 山

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課	主管局部課(室)名 米局長 起案 昭和 47 年 3 月 28 日 起案者 山 電話番号 2465
---	------------------------------	--

協議先
2:→ 3/29
条約局長
条約課長

在米 **763 (大使)** 臨時代理大使
総領事 代理 大臣 発
あて **7633**

電報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名 **領元補償費問題: 国羽応答不**

往電米北1カ745 5 31電

写
済

(昭和四二・七一 改正)

答 (一)

対米支払の総額は、資産の移転、労務費及び核抜き返還等を考慮して三億二千万ドルということで、米側と実質的合意をみていた。

(二) 他方、わが方は米側に対し、第四条三項の復元補償洩れの支払を強く要求したが、米側は議会に対する予算要求が困難なことを理由に、これに強く難色を示した。

(三) よつて、わが方は、前記(一)のごとく三億二千万ドルもの支払を行なうのであるから、請求権の支払を行ないえないとは納得し難いことを力説し、米側の譲歩を求めたところ、米側は、それでは、三億二千万ドルを二分し、米国の請求権支払のために四百万ドル程度米側に支払うことを協定上明記してほしいこと

を要求したので、わが方は、米側が支払うべき金をわが方が肩代わりした形となるのみならず、そもそも三億二千万ドルは、そのような分割しうる性質のものではないとしてこれを拒否した。

(四) その後交渉の最終段階で、米側は、信託基金設定のため、わが方がこれを了解しているとの趣旨の書簡の発出を要請越し、かかる案が考慮された時期もあつたが、結局なんら書簡の発出が行なわれることなく交渉の妥結をみた。

(3)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘	符号表示 暗 略 平 暗	※ 総第 0328 200 号
	※ 第 号	※ 昭和 47 年 3 月 28 日 22 時 23 分発
	大至急 至急 普通 LTF	※ 発電係 9

電信課長
漢

(※印欄内は電信課記入)

大臣 佐田 浩 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米局長 起案 昭和47年3月28日 起案者 電話番号 2415
協議先 R 条約局長 R 条約課長		
在 米 総領事	臨時代理大使 代理	あて 外務大臣 発
電 在 転 報	大 使 総領事	臨時代理大使 代理 あて
件名 (部内(連))		
28057 往電米局長部内(連)1:1(連)し、		
1. 28057 英地発共同電は 国務省の		
当時経官の沖縄軍用地復元補償費の		
の支払問題は1:1(連)し、右補償費用約400万		
日本側支払額		
ハルは 協定を72の了意2千万ハルの中に		

(昭和四二・七一 改正)

2

当該金に付したとの趣旨の説明を
 行つた旨報じました。この説明は
 往電米北1号745号のわが方説明ぶり
 と必ずしも軌を一にせず、却つてわが方国内
 において、日本側は米側の支払うべき
 金を肩代りにする等の趣旨の疑惑を
 生ぜしめる結果となること危惧した
 ためである。

2. ついては、米側に付した旨頭往電の申入れ
 を行つたに際し、上記1.の趣旨を
 述べた説明の上、本件に付し米側の
 説明を行つたに当つては、日本側支払金
 のうち2千万ドル中には復元補助費
 400万ドルが含まれており、
 は是非とを差し控へたこと、
 以上

GB-3

（E#02 外務省）

3

申入ルニ至リテハ。

(12)

極秘

(部の内 号) 注 意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大改(専外外職自)
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀給人電厚計

電 信 写

書文会営給

総 番 号 (TA) 1583/
72 年 3 月 28 日 20 時 30 分 米 国 主 管
72 年 3 月 29 日 11 時 01 分 本 省 発 着 米 局 長

調 査 長 領 移 長
企 析 調
領 旅 査 移

外 務 大 臣 殿 午 場 大 使 臨 時 代 理 大 使 総 領 事 代 理

(部内連絡)

極秘 至急 (ゆう先処理)

28 日付貴電米局長部内連絡に関し

1. 28 日ムラタをしてエリクソン及びシンに対し冒頭貴電及び貴電米北 / 第 745 号、第 746 号の趣旨を連絡せしめたところ、エリクソンより 400 万ドルうんぬんについては一切言及しないこととする旨述べた。(下記 2. 以外にその後プレスとの質問はない由)。

2. 28 日の共同電について調査したところによれば、28 日ゆう刻共同タカハシ記者はエリクソン及びマケルロイ (貴電の「国務省の当時の係官」とはマケルロイを指すものと思われる) に対し電話により本件補償費につき質問した趣であるが、エリクソンもマケルロイも 400 万ドルが 320 百万ドルに含まれているとは述べておらず、400 万の額はタカハシ記者側よりメンションされ米側両人ともこれをどう定も否定もしなかつた趣。

(了)

745746

ア 参地中東
長 北 東
米 参北北保
長 南 参一
番 参西東洋
長 西 東
三 三

近 ア 参書近ア
経 次 総 経 国 資
長 参 貿 統 国
経 参 政 技 一 理
協 長 国 企 二
条 参 協 規
長 参 政 経 科
国 軍 社 専
長 情 参 道 内 外
長 文 参 一 二
長

アメリカ局長

参事官(北米中)

北米第一課長

条約課長

法規課長

官房書記官

秘

無期限

沖縄返還協定第4条3項に基く復元補償問題

昭和50

12/12
12/14

アメリカ局長第一課

1. 在京米大使館 ダンカーク二等書記官は、9月4日 当課に
来訪し、~~（本件）~~ 本件復元補償請求の締切期限設定
(明年1月1日)につき 当方の考え方を照会致すことにより(下記1)、
同22日 本件について対する説明ぶりにつき 亦当
方の検討を依頼致し(下記2)。

(1) 請求提出の締切期限設定

(1) 沖縄返還協定第4条3項に基き、現在において米
国政府(窓口は在沖米軍工兵隊不部署部)に
対し提起した請求は 約11,000件に上るが、
~~そのうち~~ 3,671件が認められ(approved)。

(但し、そのうち781件については 是取人の確定率の因

2

難問問題が残されている) ^決 認可される請求の
総補償額については承知していないが、「400万ト」
を大幅に下回り、多分3分の1以下であるか
と推定。 ^決 認可される請求のうち受取人も確定し
ているものについては年内にも支払が行われる可能
性がある(但し、具体的に何時までに済むかにつ
いては承知していない)。

(ロ) 米国民政府は、東仲復元補償請求の処理につき、
1972年8月28日付で関係者に書簡を送ることも
し、関係地方公共団体にも説明を行った。当時
工兵隊からある潜在的請求について調査し、関
係者に通報している中で、これ以上追加の請求が
提起される可能性は小さいと考へた。現に、
1972年12月以降 請求も提起されなかつた
らしい。

(1) 地分、工芸院不都合部の維持管理費は年に約
50万に上り、米国政府としては、出来れば^(明年)3月に
二水と肉類はいいと考えていた。

(2) ついては、明年1月1日をもつて、事件復元補償請
求提起の締切期限としたい。日米政府の見解
如何。

(2) フォリス等に対する説明ぶり

沖縄のフォリス及び一部住民の間に、事件復元補償
の総額について日米政府間で何らかの合意があるとい

うが^{憶測}~~推定~~保持されているように聞いている。こ

事件復元補償支払に際し、フォリス等より、何れにどの種
々照会があることと予想される。ついで、フォリス等に対

する回答ぶりについて、予め日米間で合意しておくことは

如何。然らば、場合、米側としては「日米間で特別秘

密の合意はない。秘密文書云々については日米政府の間

4

題であること日本政府に照会してほしい」とのラインで示され
しこと等々について如何。

2. 上記1. (1)に由り、当方より、防衛施設庁(施設企画
課 所野課長補佐)及び沖縄県庁(渉外部基地渉外課 神
山課長)に照会したところ、当初は、両方とも4条3項関係
の事案は全く請求すべからざることを示すこととなり、同年1月

1日にもつて請求提起を締切に差支えない旨回答致して

いたる。その後、所謂4条1項がらみの事案(現在のところ)

4条1項事案という二つで請求が行われ、防衛施設庁の調査の
対象とされたところ、調査の結果4条3項事案^(考へら)とされる事案)

及び4条2項がらみの事案(現在のところ4条2項事案という二

つで請求が行われ、土地損害賠償審査委員会に2審理

中であるが、^{実質的には} ~~結果~~ 4条3項事案の裁決^{であるものが存在し得る} ~~された事案~~ ^{裁決された事案}が

存在する可能性もあり(実際上、前者は教件ありと(防衛
施設庁)であり、後者はなしと(沖縄県庁)である由)、

不動産部の用紙との関連で(同部による)

(12) ついでに ~~不動産部用紙の用紙~~ 4条3項第2条の請

受理を

求むべきが、締切の二七は差支えないが、締切後も

(なお、日本と米国の政府機関との) 4条3項第2条の

取扱いが、事案が生じた場合に、かかる事案につき

迅速かつ適切な処理(請求受理、調査、補償等)が得る

ことと、締切に於けるべき

水、米、小麦、大豆、飼料等の輸送等実効的な手配

がなされることを希望する。この点については

(11) 締切に際しては、事案の十分な時間的余裕をとり、

沖縄県、市町村、国保団体等に、締切期限設定の

手配等について周知徹底を要する。なお、

並行して、水、米、小麦、大豆、飼料等の輸送等実効的な手配

~~締切期日を同年10月1日とする。この点については~~

~~締切期日を~~ 同年4月1日とする。締切期日とす

ことを希望する。

(二) 不動産部用紙後も、米、小麦、大豆、飼料等の

7

(二) 不動産部より調査の結果被害を認められたり
手続が完了した、地主側から再調査を要求した可能性
がある。現時点での被害を認めたという事件
については、被害者から早く関係地主に通知すること
が必要である。

(本) 不動産部内閣後、事例として関係資料を



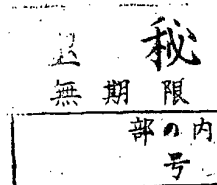
8

上記後任機内等に係る保管等、日本政府に参照して
より措置をせよとを希望する。

(A) 不動産部肉類後、土地損害賠償審査委員会
審理・裁決の可否を完了した場合に付、^(審理に付)同委員会
係事第9 肉類等処理を確保するための実効的な
措置をとりし得る必要を所望する。

(2) 7012年に対する説明より

説明より、日本側で予め折合せしめたる
必要を所望する。具体的案文等については今後検討に
つくべく、^{「秘密文書云々は日本政府の問題}
である」等の表現はあくまで避けて、何れ秘密の合意
はなしたの経緯の説明を一貫せしめざる必要である。



REVERSION TREATY EX GRATIA PAYMENTS

All correspondence between Departments of State and Treasury relating to establishment of trust fund are classified "Confidential".

Treasury publishes annually a document entitled "Combined Statement of receipts, expenses and balances of USG". This document is sent to Congress every January 1. In the section of this document entitled "Receipts", there has been, since 1972, under the heading "Receipts by Source Categories", an account entitled "War Reparations Under Military Occupation--Recoveries of Government Operations in Occupied Areas, Japan". This account for FY-72 shows \$100 million; for FY-73, \$51 million; for FY-74 \$55 million, for FY-75, \$55 million. FY-76 statement will no doubt also show \$55 million in this account. In addition, in FY-73, the year in which this account listed \$51 million received, another section of the combined statement entitled "Deposit Funds", has a listing under the State Department entitled "Indemnification Funds, Foreign Governments", with an account number and an entry of \$4 million dollars.

It is theoretically possible that someone interested in researching the matter of the source of the ex gratia payments, who had familiarity with the structure of the \$320 million payments under the reversion agreement, might learn of the above combined statements and might draw from them the conclusion that the \$4 million for the State Department Trust Fund in fact came out of the Japanese Government's payments under the reversion agreement. However, this would require a good deal of sophistication and familiarity with Treasury publications and it seems unlikely to occur at this point. We would emphasize that these statements have been publicly available since 1972.

51.8 在亭来大上

条約課長

法規課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

首席事務官

⑦ 420-
(816621)

沖縄返還協定 4条3項の支
払いに關するプレス等に対する応答

総務課長

57. 8. 5

申 込

1. 今般在京米大より、沖縄返還協定
4条3項の支払いが開始されていると
自覚

こゝろ、プレス等外部に対する応答
として新聞を手交し、当局の意見
を述べた。

2. ついては、1句1. については そのまま
答へて差支ないが 1句2. につ
いては The only funds transferred
を削除して応答することとされたものと
回答することとした。

別紙



Response to Query only:

(注)

1671 Q: Why are payments so low?

A: Ex Gratia Contributions by the USG were made as agreed under the terms of the Okinawa Reversion Agreement Article IV, Para #3 which specifies such contributions "will be made in an equitable manner in relation to the payments made under High Commissioner Ordinance Number 60 of 1967 to claims for damages done prior to July 1, 1950, to the lands released prior to July 1, 1961." We have no authority to amend that formula.

1672 Q: Are there any secret agreements under which the GOJ pays for these claims?

A: Secretary of State Rogers stated in testimony before the US Senate that there are no secret agreements. The funds to pay these claims are coming from the U.S. Treasury as part of our obligation under Article IV. ~~The only funds transferred under the Reversion Agreement are stipulated in Article VII. As you know, the GOJ has agreed under that article to pay \$320 million to cover the transfer of civil assets and reversion related costs.~~

(注) 9月7日現在 支払金額は 約36万ドル



Response to Query only:

Q: Why are payments so low?

A: Ex Gratia Contributions by the USG were made as agreed under the terms of the Okinawa Reversion Agreement Article IV, Para #3 which specifies such contributions "will be made in an equitable manner in relation to the payments made under High Commissioner Ordinance Number 60 of 1967 to claims for damages done prior to July 1, 1950, to the lands released prior to July 1, 1961." We have no authority to amend that formula.

Q: Are there any secret agreements under which the GOJ pays for these claims?

A: Secretary of State Rogers stated in testimony before the US Senate that there are no secret agreements. The funds to pay these claims are coming from the U.S. Treasury as part of our obligation under Article IV. The only funds transferred under the Reversion Agreement are stipulated in Article VII. As you know, the GOJ has agreed under that article to pay \$320 million to cover the transfer of civil assets and reversion related costs.

OSAKA

SAPP

2.0.

29

SUBJECT: OKINAWA REVERSION: EX GRATIA CLAIMS

REF: 77 NAHA 217 AND PREVIOUS

秘
無 期 限

1. DEPARTMENT WOULD LIKE TO INITIATE ACTION TO TRANSFER QUIETLY REMAINDER OF \$4 MILLION ARTICLE IV EX GRATIA CLAIMS FUND TO TREASURY'S MISCELLANEOUS RECEIPTS ACCOUNT (NO.3499) THUS CLOSING BOOKS ON THIS ISSUE. PRIOR TO DOING SO, WE NEED SOME INFORMATION AND ASSISTANCE FROM ACTION ADDRESSEES.

2. FOR TOKYO: AS FAR AS DEPARTMENT CAN DETERMINE, UNUTILIZED PORTION OF \$4 MILLION (WHICH AMOUNTS TO ABOUT \$2.54 MILLION) SHOULD REVERT TO USG UPON PAYMENT OF ALL OUTSTANDING EX GRATIA CLAIMS. IF EMBASSY SEES NO PROBLEMS IN DOING SO, WOULD APPRECIATE YOUR BRIEFING APPROPRIATE MOFA PERSONNEL ON OUR INTENTION AND ENSURING THAT GOJ HAS NO OBJECTIONS TO CLOSING THIS MATTER.

3. FOR TOKYO AND NAHA: "CAN YOU CONFIRM THAT ALL PRE-1950 CLAIMS ARE NOW SETTLED? (THIS IS SO, ACCORDING TO DEPARTMENT'S RECORDS). WAS CUTOFF DATE ESTABLISHED FOR FILING OF PRE-1950 CLAIMS? IF SO, WHEN AND WHAT WAS DATE? WAS EXISTENCE OF CUTOFF DATE SUFFICIENTLY PUBLICIZED IN OKINAWA AND MAIN ISLANDS?

4. FOR TOKYO AND NAHA: "IS USG STILL USING ANY LAND ON WHICH POSSIBLE PRE-1950 CLAIMS MAY BE MADE? CAN ANY CLAIMS BE MADE AT THIS DATE? IF SO, WOULD GOJ DEEM IT ADVISABLE FOR USG TO MAKE PROVISIONS TO DEAL WITH POSSIBLE FUTURE CLAIMS ARISING FROM THIS SITUATION? CHRISTOPHER

BT

#6568

NNNN

re-sent to Naha

7/11/50 2:17 PM

7/11/50 4:17 PM

7/11/50
北条一課

報告・供覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事 北米第一課長 首席事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 昭和58年7月2日 完結 昭和 年 月 日 起案者 電話番号 小渡 2466
回覧先 総務班 法規課長 条規コメント 1. 本件請求処理の基本的尺度として本土並みという概念を援用するのであれば、昭和20年12月31日以前の土地使用料については、戦後一委員会の決定は一応別として、本土と同様に支払ってもよいのではなか。2. 米側請求権処理機関により却下された請求の処理とVFW事案との関係はどうなるのか。		
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		
件名 沖護の請求権に関する国内措置 (才8回幹事会)		
(別紙の要点等) 1. 各請求項目別の処理方針の検討(水利、近傍財産(講和後)、土地復元、地上物件管理費(講和後)、土地使用料(昭22年以降)、米軍賠償委却下事案、米国土地委却下等事案は措置し、講和後近傍財産、土壌汚染等講和後の管理費、昭22年以前の土地使用料、石田		
GA-7 (昭和54.4.1) 外務省 豊太郎事案等は措置しない。 2. 全体の処理方針を了承	回覧番号 2678	

△ 次の通り了承された。△

1. 補償請求項目別処理方針

(1) 水利 (別添「処理方針別添資料」P22)

請求事案のうち、被害事実について立証
があり、かつ米軍事による既措置の事実

が確認されたものに対して特別支出金
を支払う。

(2) 近傍財産 (同 P.25)

✓ (1) 講和前の被害については、本土におい

ても措置されておらず、要請には応じな
い。

○ (2) 講和後の被害については、被害事実
について立証があり、かつ、米軍事による

既措置の事実が確認されたもの
に対して特別支出金を支払う。

(1) 但し、他の項目と異なり、内容が多岐多様であり、調査には時局
がわかる見通しであり、当面は保留する。

○ (3) 土地復元 [REDACTED] (同 P.32)

2

請求のうち、被害事実について立証があり、かつ、米軍事による既措置の事実が

確認されたいものに対し特別支出金を
交付する。

④ (4) 地工物件 (同 P. 35)

請求のうち、被害事実について立証が

あり、かつ、米軍事による既措置の事実
が確認されたいものに対して特別支出

金を交付する。

✓ (5) 境界設定 (同 P. 38)

本件要請には応じないとする。

(理由: 土地調査、位置境界明確化
国は

調査等により、莫大の公費をもって境
界設定を行、てゐる。また米国は土

3
地復元項目に含めよう措置していた可
能性もある。))

(6) 管理費

✓ (1) 講和条に通還された土地に係る要

請には、本土でも措置していいので
おなじようにする。

(2) 講和後に通還された土地に係る
要請については、特別支出金と

~~交付する。~~

(3) 土地使用料 (同 P. 44)

✓ (1) 昭和21年12月31日以前の土地使
用料については、いわゆる「キャウエイ

委員で考慮しないを正式決定されて
いるので、おなじようにする。

4

○ (12) 昭和22年1月1日以降の令については、接収事実の立証があり、かつ、

米軍事による既措置の事実が確認されないものに対して特別支出金

を支払ふ。

(8) 米軍賠償要却下等事案(同P.46)

(1) 人身傷害事案については別途検討する。

(2) 財産被害事案については地上物件補償請求に準じて処理する。

これらに検討する。

(9) 米国土地要却下等事案(同P.46)

土地復元補償請求又は近傍財産補償請求に含めて処理する。

5

(10) その他事案(同1.47)

✓ (1) 石田 豊太郎 事案

証拠不十分であり、請求の少なくとも
大部分は商行為の結果である。

(12) 石田 略

2. 金体的処理方針

別添「処理方針」(事案)が大筋
で承認された。

3. 「処理方針」案の取扱い

(1) 処理方針案は、要請側との折

衝に当たる原則的な方向を示すもの
として、幹事会の一応の了解を得たもの

であり、引続き「案」として扱うものであり、
外部には出さない。

6.

(2) 東年度の方針がある程度固まった段階で、処理方針等について連絡

会議に諮る。

(3) 沖縄県側との折衝は沖縄県

発庁が窓口となり、防衛施設庁等の協力を得て行なう。

4. 沖縄県補償獲得推進協議会は7月10日に総会を開く予定をしており、

7月15日頃代表が上京する見込みである。沖縄県発庁のほか、施設庁と外

務省を訪問する可能性もある。その際の応答としては、「連絡協議会」で

処理方針をいつている段階であり、内容について最終的な結論はまだ出ていない。

7

い。」とウレンが適中と思ふが、方針
が本決りとなった段階で^{更に}打合せ

をするつもりだ。

別添資料

目 次	
別添1	対米請求権放棄に係る法律上の見解 ----- 1
別添2	沖縄復帰対策要綱等 ----- 3
別添3	各項目ごとの処理方針案 ----- 4
1.	残地 ----- 4
2.	遺作 ----- 7
3.	水利 ----- 22
4.	近傍財産 ----- 25
5.	入会 ----- 27
6.	土地復元 ----- 32
7.	地上物件 ----- 35
8.	境界設定費 ----- 38
9.	管理費 ----- 41
10.	土地使用料 ----- 44
11.	賠償金 ----- 46
12.	土地金 ----- 46
13.	その他事業 ----- 47
14.	人身被害 ----- 50
別添4	項目別の過去の補償等状況 ----- 56
参考表	
表1	項目別、件数、金額 ----- 57
表2	市町村別、件数、金額 ----- 58
表3	市町村別、項目別、件数 ----- 59

別添1

対米請求権放棄にかかる法律上の見解

1. 講和前の事由にかかる対米請求権は、沖縄に関して
も本土の場合と同様、平和条約第19条a項により放棄
され、講和後のそれは、返還協定第4条1項により放
棄されている。

2. 平和条約第19条a項及び返還協定第4条1項
により放棄したのは、日本国の外交保護権であり、日本
政府が、沖縄住民に代わってその住民自身の請求
権を放棄したものではない。

3. 外交保護権の放棄は、国際的にも、国内的にも、
合法的な行為である。

4. 外交保護権の放棄は、直ちに政府に補償義務を発生
させるものではない。

5. 請求権放棄の問題を離れて、日本国憲法の規定に
基づく日本政府の補償責任を考えた場合、日本政府が
補償責任を負うには、日本政府の行為によって沖縄県
住民の私権が侵害された事実がなければならない。

しかし、日本政府は終戦以来復帰まで沖縄において
いかなる施政上の権限も責任も認められていなかったのだ
ある。故に、日本政府は法律上、本土において負担したよう
な補償責任を負わない。

別添2

○琉球諸島及び大東諸島に関する日本
国とアメリカ合衆国との間の協定

(昭和四十七年五月十五日)

昭和四十七年五月十五日 効力発生

第四条

- 1 日本国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国の軍隊若しくは諸島の存在、職務遂行若しくは行動又はこれらの諸島に影響を及ぼしたアメリカ合衆国の軍隊若しくは諸島の存在、職務遂行若しくは行動から生じたアメリカ合衆国及びその国民若しくはこれらの諸島の現地諸島に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄する。
- 2 もっとも、1の放棄には、琉球諸島及び大東諸島の合衆国による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆国の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本国民の請求権の放棄を含まない。アメリカ合衆国政府は、日本国政府との協議のうえ定められる手続に従いこの協定の効力発生の日以後そのような請求権を取り扱いかつ解決するため、正当に権限を有する職員を琉球諸島及び大東諸島に置くことを許される。
- 3 アメリカ合衆国政府は、琉球諸島及び大東諸島内の土地であつて合衆国の新島による使用が千九百五十年七月一日前に損害を受け、かつ、千九百六十二年六月三十日後この協定の効力発生の日前にその使用を解除されたものの所有者である日本国民に対し、土地の原状回復のための費用の支払を行なう。この支払は、千九百六十二年七月一日前に使用を解除された土地に対する損害で千九百五十七年の高等弁務官布告第六十号に基づいて行なつた支払に比し均衡を失しないように行なう。
- 4 日本国は、琉球諸島及び大東諸島の合衆国による施政の期間中に合衆国の新島若しくは現地諸島の法令に基づいて若しくはその結果として行なわれ、又は新島の法令によつて許可されたすべての行為又は不作為の効力を承認し、合衆国民又はこれらの諸島の居住者をこれらの行為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責任に関与し、いかなる権利もとらないものとする。

○合意された議事録

(昭和四十七年六月十七日)

第四条に關し、

- 1 アメリカ合衆国政府が同条2の規定に従つて取り扱いかつ解決する日本国民(琉球諸島及び大東諸島の市町村を含む)の請求権には、次のものを含まず。
- (1) 土地に対する損害に係る請求権及び収用(収容)に係る請求権で、その解決方法が賃借権の取得に関する高等弁務官布告令第二十号に定められているもの
 - (2) 高等弁務官布告令第十九号によつて設置された琉球列島米國土地裁判所の管轄に属する請求権
 - (3) 外國人の請求に関するアメリカ合衆国の法律によつて解決を求めることのできる請求権
 - (4) 労働災害の補償に関するアメリカ合衆国の法律又は労働者災害補償に関する高等弁務官布告令第四十二号によつて承認されるアメリカ合衆国政府又はその機関の被用者の請求権
 - (5) 報酬その他の利益に係るアメリカ合衆国政府又はその機関の被用者の請求権
 - (6) その他の請求権
- 2 同条2の規定に基づいて定められる手続には、同条3の規定に従つて行なう自費賠償のための適当な償還及びアメリカ合衆国政府又はその機関が日本国民(琉球諸島及び大東諸島の市町村を含む)に対して負つてゐる債務で協定の効力発生の日に償還されていないものの支払を促すための措置を含む。
- 3 アメリカ合衆国政府は、日本国政府と協議して、2の手続を周知せ及びこれが容易に利用されるようにするため必要な措置をとる。

○沖縄復帰対策要綱(第三次分)

(昭和四十七年五月十五日)

ハ その他

1 請求権に関する処理

返還協定に基づき米國政府が処理すべきこととなるもの以外
のいわゆる露和個人身傍事業補償者に係る請求等については、
実情を調査のうえ、國において適切な措置を講ずるものとする。

別添3 各項目ごとの処理方針案

(54.6.18)

1. 残地補償請求に対する処理方針 (案)

処理方針

本件要請には応じないとする。

理由

図面上の残地という概念は成立しない。

すなわち、残地補償が成立するためには、一筆地の一部の土地が接收され、一部の土地が残存したという事実だけでなく、これ

に加えて、当該接收等の結果として、当該残存した一部の土地の利用価値が従来よりも減少した事実が存在しなければなら

ない。ところが、請求はいずれもいわゆる小字マップによる図面上の請求であるため、被害土地と現地に即して特定できず、其

の利用価値の減少を説明できない。

説明

1. 基地、軍道等に接收された土地の残地が、面積過小、奥行短小、不整形等の制限を受け、利用価値が減少したとして補償を要求し

ているのである。

請求は、27市町村から2,309件提出され、請求金額は

1,366,953,703円である。(1件当り約59万円)

2. 米国は支払っていない。(高等弁務官布令オ60号では残地補償請求に対して支払がなされている(宜野湾市及び竹富町の各1件)が

これは土地復元に組み替えての支払である。)

なお、この項目の要請は、(上記1件を除いて)、復帰前に米国に対

して提起されているもののみとみられ、復帰当時の琉球政府の報告でも調査中とされているものである。

3. 本土においては、講和前は袋地と生じの場合等には通路の移転費を補償するものとされており、講和後は残存財産の価値減少額（使用に伴う場合は賃料相当額）を補償するものとされている。

・ 接收財産処理要領（昭和26年10月25日特管発オ406号）
オ11条

「接收により通常生ずべき損失の補償は、その接收により生じた損失のうち、その場合の特有の損害を除き、その接收のために一般に生ずるものと認められる次の各号とす。

3. 土地接收により袋地の通行不能となった場合または袋地を生じた場合等は当該通路の移転費を補償する。」

・ 駐留軍の用に供する土地等の損失補償要綱（昭和27年7月4日 閣議了解）

オ54条

「同一の土地または建物所有者に属する一冊の土地の一部または建物の一部の使用等をなす場合に残存財産の価額または利用価値を減じたときは、その減少額を損失補償額とする。」

4. 防衛施設等の調査によれば、請求はいわゆる小字マップで行われており、請求者は現地において被害事実の立証ができない。

請求の79パーセントが道路（国道71パーセント、市町村道29パーセント）に係るもの、14パーセントが提供施設に係るもの、7パーセントが沖縄

電力の施設等に係るものである（件数による割合）。これらのすべてが

復帰後においても残地として扱われていない。

なお、請求事業のうち地籍未確定地は面積で77パーセントである。

5. 残地に係る請求が土地の現状に即して提出された場合、当該残地発生の原因とされる施設の復帰後の管理者が

当該施設にかかる残地についてはその現状に則してその取扱いを決定することとする。

14.4.23

2. 商作補償請求に対する処理方針 (案)

処理方針

本件要請には応じないこととする。

理由

米国占領期間中の沖縄における農地使用料は、農業所得補償方式により支払われていた。商作補償の対象とならない。

説明

1. 本件要請は、米軍により農地を接収されたため商農と余儀なくされたことに対して、土地使用料の支払に加えて、商作補償として、

土地使用料の一定年数分(農業所得依存度に応じて、1.5年分ないし5年分)の支払を要求しているものである。

請求は、23市町村から17,251件提出され、請求金額は58,045,741,257円である。(1件当たり約3,400円)

2. 米国は、支払っていない。沖縄側は、早くから、土地使用料の増額と併せて、商作料(ないし転業資金)の請求を行っていたがこれを受けて

昭和33年(1958年)に開かれた琉球合同土地問題現地折衝正式会議においては、商作料の問題に触れることなく、「軍用地問題の

全般的な問題は、住民の満足のゆく節で解決される、ということができる。(琉球政府法務局次長久貝順氏の経過報告。軍用地

問題の経緯 P.67)とされた。また、昭和36年(1961年)に講和前補償問題を検討した講和発効前補償請求審査委員会(いわ

ゆるキャラウェイ委員会)においては、商作補償は土地使用料に含まれているとの米国側の主張に対し、沖縄側は、小作人の場合

は別である旨の及論を以ていつが、結局は米国側提案で承諾
している。

。キャラウェイ委員会試事録 1961.5.19 P.14

キング委員長「商農補償-----は除外しなけいばならな
い-----」

これに対し、沖縄側は、商作補償については及論を以て
いない。

。同委員会試事録 1961.5.29 P.12

桑江委員「農業停止-----等日本法により支払われる
賠償請求を米国側が考慮することと拒否することについて
の討論では、この問題に関して云えることは我々が
この問題に同意することができない-----」

。同委員会試事録 1961.6.7 P.P. 7~9

サントス委員「-----琉球側委員の声明に基づいて同じ土地
は土地料と呼ばれる項目—合衆国の収用する土地の使用
に対する補償項目—に含まれるという結論に達する。これ
は日本の形式から引用される最高収入は考慮される。-----
土地料と農業放棄の補償支払いは同一損害に対し合衆国
に二度も支払い要求することになると思う。小作人が土地の収
入に対するいかなる権利を持つ場合、この土地に支払う土地
料から比例して分け前を持つと考える。-----」

久貝委員「沖縄では地主以外の者の所有する土地が、合衆国
によって没収された後、収入の損失、小作人側の収入源の損
失となる実際の例がある。日本ではその所有する土地の没収に
より収入源を失う小作人に対し法律は補償を規定している。
沖縄の特殊事情はの中では農業に依存する限られた土地
しかないことだと思うが、土地を失う小作人に補償を支払うべ
きことと思う。米国側委員の委員長が先の委員会で合衆国は
この種の特別な賠償請求を用意していないと述べていることを
記憶している。琉球側委員は委員長の提案と淡々ながら

ら承知した。----- 米国側委員がこの種の特別な請求を考慮及び討議するつもりがなければ、このことについては、これ以上の討議を中止するよう提案する。」

3. 本土における商作補償の基準をみると、農業所得補償方式による地代を支払う場合において、商作補償を行う例はない。

すなわち、講和前は農業所得補償方式ではなく、地代家賃統制令による地代が支払われていたため、商作料として純益の1年分以内が

支払われていたが、講和後においては、農業所得補償方式による地代が支払われていたため、商作料は、農地を買上げた場合を除き、

支払われないうこととなっている。

。連合軍家族用住宅並に兵舎の建設用地及び建物買収、借上
要綱（昭和21年8月5日付復特発第192号）

「2. 地代家賃は地代家賃統制令に、----- 準拠するものとする。

8. 商作料はその田畑等より得べき純益の1年分相当額以内とする。」

。駐留軍の用に供する土地等の損失補償等要綱（昭和27年7月4日閣議了解）

「第7条 農地の賃借料は、次の各号により算定は額とする。

1. ----- 使用により農業経営が不能となる場合は、使用する土地の農業経営から得られる一切の推定農業収入から、支出すべき推定農業経営費を控除した推定年間農業所得額の80%の額。

第40条 農地を買収する場合は、前条による買収価額に商作料を加算する。----- 」

4. 沖縄における農地使用料は、別添「沖縄において米國が支払った土地使用料（農地）の性格について」で述べるように、講和前

の期間に対する追加支払を含めて、農業所得補償方式によって支払われている。したがって、商作補償自体が存在しないに復帰

前の沖縄においてはもちろん、本土の基準にても商作補償の概念は成立しない。

5. 終戦後、昭和21年12月31日までの間、沖縄においては土地使用料は全く支払われていない。これは、いわゆるキャラウェイ委員会における合

意の結果である。支払われないこととされた理由は、同委員会の同意事項によれば、「農作物の生産がなかったから」とされている。

したがって、この期間については、同様の理由により、「商作」という概念も成立し得ない。

。キャラウェイ委員会報告（1962年3月21日）

6. 同意事項

「d. 米合衆国が、1946年12月31日以前に使用した土地に対しては、使用料を考慮しない。これは当時戦争によって疎開された住民が自分の土地に帰っており、この期間は終戦の整理の期間であり、かつ、農作物の生産がなかったからである。農地の使用料のすべての算定基準は作物の生産高による。」

6. 最後に、小作人の問題がある。沖縄においては農地の「賃貸借関係」は賃主の事情の変化によっていつでも変更し得る「不安定なもの」

（沖縄における軍用地問題（琉球政府）1955年 P.30）であり、また、「所有権の主張としてしか耕作権を主張し得ない沖縄農家の耕作権の弱さと

非自立化」（沖縄の農業・土地問題（財）農政調査委員会 P.85）という小作の実態そのものについての問題は別にしても、農地使用料が農業

所得補償方式で支払われている以上、支払われる使用料をどう取扱うかは、土地所有者と小作人との間の問題である。この点に

関連して、沖縄製糖(株)が、その小作人から受取地代の配分を
要求していた。琉球政府法務局長他のあつせんにより、昭和25年7月6日、

小作人代表に対し、援助金1万ドルを給付し、円満に解決したことが
特記される。

別添

沖縄において米軍が支払った土地使用料(農地)
の性格について

1. 米軍占領下の沖縄においては、米軍に接收された土地の使用料は、当初は、全く支払われなかった。

講和後に至り、始めて、昭和25年7月1日以降の分について
布令105号 布告26号等により、土地使用料の支払がなされた。

この間の農地使用料の算定方式は、当初「地価×0.06」であり、
地主はこの方式による支払額に不満の意を表明し、ほとんどの者が

米国土地収用委員会に訴願した。また、地主は、これと併行して、
米国政府に対しても大巾な増額による適正な使用料の支払を

要請した。

これらの要請を通じて、沖縄の農地地主は、農業所得補償方式

(昭和27年制定の「駐留軍ノ用ニ使スル土地等ノ損失補償等要綱」に
よる方式。ただし、この要綱では農業所得の80パーセントとしているのに

対し、地主の要請は100パーセントとしている。)による地代の支払を一
貫して要求していた。

このことは、次の記述によって裏付けられる。

○ 沖縄における軍用地問題 1955 (琉球政府) P. 74

「農地が軍によって使用されることにより所有者が失うのは、その
農地がもたらすべき農業所得であって、その農地の単なる財産
的価値ではない。よって、農地に対し補償すべきものは、失
ったこの農業所得(含自家労務費)であり、小作料や
経営学上の地代であってはならない。」

。軍用地問題に関する要望決議 (1955.5.20 琉球政府立法院)

「(3) 評価の方法

A 農地は、琉球においては、農民にとって唯一の職場であり、所得の源泉並びに民族生活を恒久的に保障するものである。しかも、新たに農地を取得することは不可能である。また、農業に代わべき恒久的な安定した職業につく機会が極めて乏しい。従って、農地を米軍に使用されることにより所有者が失うのはその農地がもたらすべき農業所得である。それ故に、使用料として補償すべきものは失ったところの農業所得であり、単なる小作料や地代ではない。」

。米国防務下院軍事委員会特別分科委員会報告 (いわゆるプライス報告) 1955年11月

(軍用地問題の経緯 (琉球政府情報課) P.11, P.13より)

「沖縄人は米国が土地を必要とする限り、現在の土地評価の約7倍にのぼる賃貸料の毎年払いの継続を提案している。彼等の要求は沖縄人が賃貸料として、家族の労働に対し、何らの控除額も含まないで土地が生産する生産評価の100パーセントを獲得すべきであるとの理論に基づいている。更にまた、沖縄人は、生活損失の補償として、移動した地主全部に対し、同賃貸料の50年分同等額の一括払いを要求している。」

「簡単に言えば、沖縄の計画は、沖縄の地主が実際にその土地を耕作した場合に揚げ得る収益の金額を米国が支払うことを企図するものであり、この全収益から普通家内作業であるような労役でさえ差し引いてはいけないう。差し引いてよいものは種子その他を購入するための個人の僅かな費用となっている。この計画は、琉球政府の公の提案である。当分科委員会はこの計画を支持する沖縄の高官と住民の誠意を非難するつもりはない。しかし、たとえ交渉の基礎と見なすからでもどうしてこのような極端な要求がなされるかを理解するのは、当委員会にとって至難である。」

要するにこの要求はこういうことを意味する。すなわち、ある沖縄人が現在米国にいては要とする土地を所有していたとすれば、米国政府はその沖縄人と恐らくその後継者が年中骨折して働き自然の危害を受けるものと同様の方式でこれを認めてやるべきだということである。この提案は如何なる社会主義的賠償理論をもってしても当委員会の委員が了解しないものである。それは、これほど地主に精神的打撃を与え、かつ、米国納税者にとって不公平なものはない。すなわち、前にもお指摘した通り、土地を接収された地主達が何等の労役も払わずに全土地生産量に匹敵する地代を受領するのだから地主階級とも云うべき社会を作り出すことになる。」

○プライス勧告に対する反論（同上書 P.25より）1956年

「勧告は、農地の地料を算定するのに、農業の生産力に考慮を払うという点では、今までの評価の不都合に比して沖縄の農業の実情を認識したものとて感謝するところであるが、更に自家労務費を経費に算入すべきであるという点と理解し得なかったのは残念である。勧告の主張の根拠となっているのは、米国における農業についての観念である。われわれの主張しているのは、沖縄の農業についての観念からであって、真に適正な補償を考慮しているのであれば、当然沖縄の農業観念に従うべきである。すでに、各証言で述べたとおり、米国の農業は利潤を求めた企業であるけれども、沖縄の農業は米国のとは異なり、家族全員に雇用の機会を与え、家族の生活を保証するために営まれる。故に純農業所得と算定するに当たっては、このような収入をもちうるという自家労働費は必要経費として差し引くべきものではない。」

又、沖縄の住民は、以上述べたように、農業所得補償方式による地代の支払を要求して、琉米合同土地問題現地折衝正式会談

（昭和33年8月～11月、那覇。以下「琉米土地会談」という。）に臨んだ。琉米土地会談は、才分科委員会において、土地賃借料を検討し

た結果、農地の賃借料については、

反当賃賃料＝

反当収量×副収入率(1.056)×利用率(1.78)×米価×収益率(0.38)

の方法で算定するものとし、5年ごと及び当収量等の再評価を行うものと合意した。この方式は沖縄側の要望に即ち農業所得補償方式と

採用したものであり、その内容について沖縄側は次のとおり評価している。

- ・軍用地問題折衝経過について（琉球政府法務局次長、琉米土地会試オ分科委員長 久貝良順氏の解説）1958年12月10日（軍用地問題の経緯 P.58, P.67 より）

「(ロ) 1956年アメリカ合衆国が再評価した軍用地の賃借料に対して地主のほとんどが訴願をしており、その訴願においては地主が適正な賃借料として要望している額は別表オ五のとおりである。これとこれまで述べた賃借料算定方式の各要素に、38パーセントを乗じた額を軍用地の多い市町村を例にとりて比較すると次の表の通りであり、ほとんどが要望額を上回っている。

市町村名	国頭村	本部村	恩納村	美里村	コサ市	読谷村	嘉手納村	北谷村	宜野湾市
田の3分の1の要望額	20.00	15.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	26.00	20.00
38パーセントと1.1倍の賃借料	27.58	20.25	26.22	26.22	27.79	27.58	27.58	34.11	27.58

以上述べたように収益率を38パーセントにすることは、農家において行われている小作料納付の率ともある程度マッチしており、また地主の要望している賃借料の額にも達していることがわかる。これが収益率を38パーセントにしている理由である。以上が田の賃借料算定方式である。」

「この度の現地折衝による軍用地の賃借料は、全般的に見たならば適正な額に評価されているのであるが、あるいは部分的には若干の衡を失するところがあるかも知れない。そのような部分については、次の再評価の際に十分に検討されて行くものと思われる。したがって軍用地問題の全般的な問題は、住民の満足のゆく形で解決されるということが出来る。」

- ・軍用地賃借料単価表（沖縄市町村軍用地委員会連合会）のまえがき（会長 桑江朝幸）1960年3月1日

「1953年6月土地連合会が組織され、早速軍用地料値上げ運動が盛り上がり、布告26号による訴願権に基づいて6名の訴願が代

の方法で算定するものとし、5年ごと及び当収量等の再評価を行うものとし、意した。この方式は沖縄側の要望していた農業所得補償方式と

採用したものであり、その内容について沖縄側は次のとおり評価している。

- ・軍用地問題折衝経過について（琉球政府法務局次長、琉米土地会議オニ分科委員長 久見良順氏の解説）1958年12月10日（軍用地問題の経緯 P.58, P.67 より）

「(ロ) 1956年アメリカ合衆国が再評価した軍用地の賃借料に対して地主のほとんどが訴願をしており、その訴願においては地主が適正な賃借料として要望している額は別表オ五のとおりである。これとこれまで述べた賃借料算定方式の各要素に、38パーセントを乗じた額を軍用地の多い市町村を例にとりて比較すると次の表の通りであり、ほとんどが要望額を上回っている。

市町村名	国頭村	上郷村	恩納村	美里村	コザ市	読谷村	嘉手納村	北谷村	宜野湾市
田の3等の 要望額	20.00	15.00	20.00	20.00	20.00	20.00	22.00	26.00	20.00
38パーセント 1年時の賃借料	22.58	25.05	24.32	24.32	25.79	22.58	22.58	22.11	22.58

以上述べたように収益率を38パーセントにすることは、農家において行われている小作料納付の率ともある程度マッチしており、また地主の要望している賃借料の額にも達していることがわかる。これが収益率を38パーセントにしている理由である。以上が田の賃借料算定方式である。」

「この度の現地折衝による軍用地の賃借料は、全般的に見なれば適正な額に評価されているのであるが、あるいは部分的には若干の衡を失するところがあるかも知れない。そのような部分については、次の再評価の際に十分に検討されて行くものと界われる。したがって軍用地問題の全般的な問題は、住民の満足のゆく節で解決されるということができる。」

- ・軍使用地賃借料単価表（沖縄市町村軍用地委員会連合会）のまえがき（会長 桑江朝幸）1960年3月1日

「1953年6月土地連合会が組織され、早速軍用地料値上げ運動が盛り上がり、布告26号による訴願権に基づいて6名の訴願が代

理人と決定し、裁判に準ずる土地収用委員会で裁判を続行、
現地検証、坪刈調査、証人喚問、証拠書類の提出等2年3か月
に亘る奮闘の結果、2.66倍に値上げすることができた。

値上げ直後、又々一括払いの問題が出て、その阻止運動を全島
島ぐるみ斗争まで盛り上げ、日本政府、国会、国民をこらえてわれ
われの斗争を支援、あらゆる妨害を排除してこれが阻止に成功、
地料額を年間600万ドル以上（従来の2.1倍）にまで引き上げた
ことができた。これでその土地から得られる推定収入をのちとることが出
来た。）

また、この算定方法について、沖縄における講和前後補償の折衝に当たつ
たヘンディングー弁護士は、その講和前後補償に関する米國政府への請
願書の中で次のとおり述べている。

○ 対日平和条約発効前の沖縄における米軍土地使用等の損失補償
に関する請願書 1958年12月19日（講和発効前補償解決の記
録 P.125より）

「農耕地は全クレームの過半を占めていたが、それに関する基本原
則は、土地からの実収入（net agricultural income）に等しい地料
補償法（rental compensation）と云ったことであった。実収入額は経
費を差引くことに依って決定されたが、経費は法務局が提供した
各要素に対する推定限度（range of estimates）に従って算定された
ものである。農耕地からの実収入額を基礎として地料を決める原則
は、講和後の期間に対して、米國が受諾したものであるが、この意見
の一致をみた様式は実収入額を判定するため、総収入額のパー
センテージを適用するものである。」

3. 以上述べてきたように、琉米土地会談において合意に達した農地使
用料の算定方式は、沖縄側が要望し続けてきた農業所得補償方式

によるものであったと云える。

次にこの方式を駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償并要綱（昭和

27年7月4日閣議了解。以下「駐留軍要綱」という。)による農地賃借料の算定方式と比較してみる。

駐留軍要綱

$$\begin{aligned} & (\text{推定農業収入} - \text{推定農業経費}) \times 0.8 = \text{農業純収入} \times 0.8 \\ & = \text{農業粗収入} \times \text{収益率} \times 0.8 \end{aligned}$$

琉米土地会談方式

$$\begin{aligned} & \text{収量} \times \text{利用率} \times \text{副収入率} \times \text{米価} \times \text{収益率} \\ & = \text{農業粗収入} \times \text{収益率} = \text{農業純収入} \end{aligned}$$

沖縄の場合、上述の琉球政府法務局次長の解説にもあるように、琉米土地会談の結果、利用率は178パーセント、副収入率は105.6パ

ーセント、収益率は38パーセントと定められている。38パーセントと定められる理由については、同解説に「農家において行われている小作料納付の率とも

ある程度マッチしており、又地主の要望している賃借料の額にも達していることがわかる。これが収益率を38パーセントにした理である。」と述べられている。ここで、

「地主の要望している賃借料の額に達している」ということと、沖縄側が反対してきた「小作料納付の率とマッチしている」ということは矛盾するように考えられるが、これ

は沖縄の小作制度の特殊性に由来するものであろう。すなわち、沖縄の小作料は、管理費のみと云ってよい低額の場合から、自家労務費を控除

すれば純収益がマイナスとなる高率のものまで幅広く分布している。しかも、小作料について一律に論ずること自体が無理なことであろう。

○ 沖縄の農業・土地問題 (財) 農政調査委員会) P. 96~97

「-----農地の賃借に限定しているが、土地に対して人間が耕作を行なうという意味での「耕作」の自立の程度の低さと、しかもわずらわしい生存のよるべといった意味での土地への強烈な執着を背景として、それは二章の構成をもって現われるといつてよいと思われる。出稼

ざ'などと結びついて、所有者の事情によって、農地が貸される場合、それは本質的に「預けられる」のであって、相手方は親戚を主とする。そしてこの場合では、貸借は賃貸借として完全化せず、地代は、管理費——土地課税、部落費、内中費、祖先の祭祀に必要な費用など——と相殺されて自立化しない。しかしながら、貸借がこの範囲と見え、相手側の需要があって成立する時には、関係は所有権の圧倒的に強い、したがって耕作権はきわめて強い、賃貸借として成立する。この場合では、解約は「地主」の自由であり、継続は地主の恩恵であり、地代は、高率、高額の「作り分け」を基本形態とする。」

駐留軍要綱は農業純収入の80パーセント、琉米土地会談方式はその100パーセントとていだが、このことは両者のいずれもが農業所得簡便方式における地代であることへの何らの影響を及ぼすものではない。

4. 琉米土地会談方式の地代は、昭和33年7月1日から適用され、5年ごと単価を改定しつつ復帰まで適用された。また、昭和22年1月1日から昭和25年6月30日の期間（いわゆるキラウェイ期間）及び昭和25年7月1日から昭和27年4月27日の期間（いわゆるブース期間）については、布令60号等により土地

使用料の支払ないし追加支払がなされたが、その内容は琉米土地会談方式を準用し、講和発効前補償請求審査委員会の実現したものであった。（別表参照）

5. 次は、昭和27年4月28日から昭和30年6月30日までの間の農地使用料の性格である。

(1) 昭和27年4月28日から昭和30年6月30日までの間の土地使用料は、当初は、布令オ26号に基づき、地価の6パーセントとして提示された。地

価の算定は、米軍管区工兵隊（DE）が本土の勧業銀行に委託して行ったと云われている。沖縄の地主は、この使用料を不満として、

所得補償方式による地代の支払を要求して、米國土地収用委員
会に訴願した。その結果、土地使用料は2~3倍に増額

された。

(2) 昭和30年7月1日から昭和33年6月30日までの間の土地使用料は、

当初は、(1)の増額された使用料であったが、地主の土地収用委
員会(昭和34年以降は土地裁判所)への訴願(提訴)の結果、

2度にかたり増額された。

(3) これらの増額された土地使用料の算定基準は、現在とては、

明確でないが、沖縄の地主が農業所得補償方式による支払を要
望して訴願してきたこと、当初の「地価×6パーセント」方式が大巾

に増額されていること、米國は地主代表立会の上で米田の坪刈り
を行っていたこと、同時期に行われた琉米土地会談及びその後

に行われた講和発効前補償請求審査委員会が所得補償方式
による農地使用料と合意していること等を併せ考慮すれば、この期

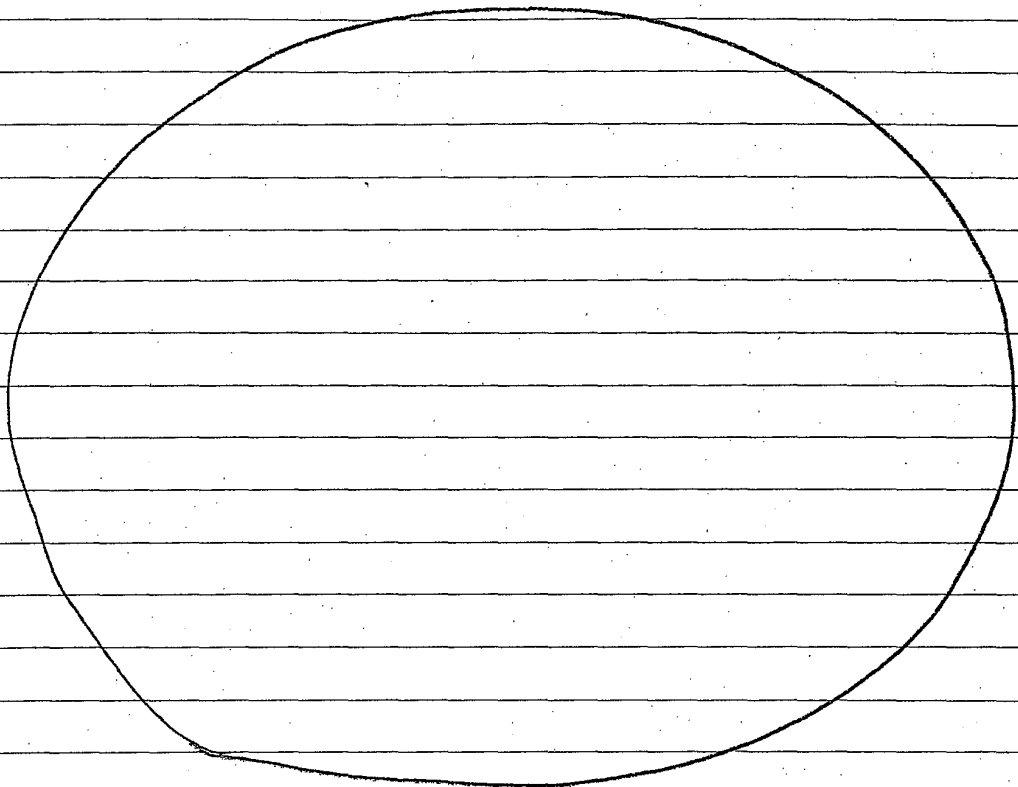
間の農地使用料は、所得補償方式によるものと考えるのが妥当な結
論である。

6. 嘉手納村の土地使用料を板付飛行場、三沢飛行場のそれと比
較してみると次のとおりである。(平方メートル当り)

	嘉手納		板付		三沢	
	田(3等)	畑(3等)	田(1等)	畑(1等)	田(1等)	畑(1等)
昭和33年	21 ⁴³	15 ³¹	18 ⁰⁹	17 ²⁰	9 ⁴⁹	4 ⁴⁰
38年	21 ²¹	17 ⁴⁵	24 ⁴⁹ (38年)	—	19 ²⁴	5 ⁶³
43年	29 ⁴⁵	24 ⁰⁰	—	—	32 ⁰²	8 ⁵⁵
46年	25 ²⁰	20 ⁴²	—	—	42 ¹⁵	9 ²⁶

(注 46年は1ドル308円、他は360円換算)

7. 沖縄の数地域の土地使用料単価を時系列で比較すると
次のとおりである。



(別表) 米国の支払地代の時期別一覧 (農地)

[期間区分]	[通用法令]	[当初]	[最終]	(類型)
20. 8. 16 (1945) (I)	(終戦)	支払なし	支払なし (キヤラエィ率で合算)	(A)
22. 1. 1 (1947) (II)	⑥ 布令60号 (42.1.1)	支払なし	⑦ 期に同じ (42~43支払)	(B)
25. 7. 1 (1950) (III)	(黙契) ① 布令105号 (28.3) ⑤ 改正布告26号	地価 $\times 0.06$ (28支払) 地価は専断率で調査	⑦ 期に同じ (37支払)	(B)
27. 4. 28 (1952) (IV)	(講和) ② 布告26号 (28.12)	地価 $\times 0.06$	土地収用率裁定により大中増額 (坪別に於て平均2.66倍)	(C)
30. 7. 1 (1955) (V)	③ 改正布告26号 (31.7)	前期の収用率裁定にDEが再評価	(32. 33年より上げ)	(C)
33. 7. 1 (1958) (VI)	④ 布令20号 (34.2)	反当収量 $\times$ 利用率 $\times$ 前収入率 $\times$ 米価 $\times$ 収益率 (1955) (1.0567) (60.38)	(5年ごとに再評価)	(B)
47. 5. 15 (1972) (VII)	(復帰) ⑦ 本土並み	(農業用収入一生産費) $\times 0.8$ = 年間総収入 $\times$ 収益率 $\times 0.8$		(D)

3. 水利補償請求に対する処理方針 (二次案)

処理方針

請求事業のうち、被害事実について立証があり、かつ、米軍等による既措置の事実が確認されないものに対して特別支出金を交付

する。

算定方法等は、別途検討する。

理由

米軍による補償未済等事業であり、立証のあるものについては特別の措置を講ずるのが適切である。

説明

1. 河川、池、湧水等の水源を米軍に接收され、それにより農業に被害を受け、あるいは飲料水に不便を受け、場合によっては、代替施設

設を設けざるを得なかったとして補償を要求しているものである。

請求は、11市村から1,954件提出され、請求額は456,822,878円

である。(1件当たり約23万円)

内訳は、農業用水に関するものが5市村470件、約135百万円(

1件当たり約29万円)、飲料水に関するものが9市村1,484件、約22^{百万}円

(1件当たり約22万円)である。

又、農業用水についてみると、

- (1) 米軍は、講和前被害を対象として高等弁務官布令第60号による

支払を行っている。方法は、水田と畑の地価の差に田を畑に転換するに必要経費を加えたものである。

・布令60号による支払決定額

知念村及び高嶺村

50,341,231円

(2) 本土における農業用水に係る補償基準は、講和前は水路の移転費、講和後は平均年間純収益減少分の資本還元

額(8分—12.5年分)である。

(3) 防衛施設等の調査によれば、調査対象181件のうちに対象外事例99件(米軍による補償済み94件、対象地が提供施設内5件)

が含まれていた。

3. 飲料水についてみると、

(1) 米国は補償をしていない。ただし、高弁弁務官資金で措置されて

いる例もあり、また、立退き費用の中に含まれていた可能性もあるが詳細は不明である。

更に、講和前補償問題を協議したいわゆるキャラウェイ委員会の記録には、知念村及び高嶺村の水利補償について飲料水

を含めてまとめたとする記述があり、また、知念村志喜屋については飲料水の被害はなかつた趣旨の記録(沖縄南部地方の水利

昭和49年4月、陸海軍務局開発建設部)もある。

○沖縄における軍用地問題 1955(琉球政府) P.40

「銘川の立退(1955年7月1日—20日) 李代の果有地約5000坪に、地ならし、道路新設、暗渠、水道等の施設が軍の援助によってなされたこと、86戸が移動した。」

「読谷村渡具地一帯

-----、軍も積極的に可能な範囲の援助を行った、すなわち、-----、給水設備、電灯施設および建築資材の支給等がなされ、-----」

。キャラウェイ委員会報告

「16. 委員会決定

c 水利権損失

1) 高嶺村において、-----。本委員会は該土地を田から畑に変更し、同土地の売買価格の減額並びに飲料水の損失により、\$4,882.70に相当する損害を受けたと決定する。

2) 知念村において、-----。本委員会は該土地を田から畑に変更し、同土地の売買価格の減額、水不足による生産の減少並びに水カと飲料水の損失により、\$15,494.³⁰に相当する損害を受けたと決定する。」

(2) 本土における飲料水に係る補償基準は、代替施設の設置に要する費用とされている。(昭和42年制定の公共補償基準要綱では、

異種施設設置の場合に限り、その維持管理費について施設一代限り補償することになっているが、最近の基準であるので、ここでは考慮しない。)

(3) 防衛施設等の調査によれば、現在では当時の形状も変り、被害の形跡等もなくなっているものがほとんどであり、調査対象が55件の中に米

軍基地との因果関係の認められないもの8件、重複申請3件があった。

4. 水利補償の場合には、加害行為と被害状況との因果関係が特に問題となるが、今日では、その立証は不可能であろう。

立証の方法については、今後更に検討を要するか、水没が接收され、かつ、代替措置が講じられたという程度にとどめ、

被害額の算定は、農業用水については田と畑の最高借賃の差の12.5年分とし、飲料水については上水道と簡易水道との料金

差の12.5年分とするのも一案であると考えた。

(この項目からは、個人井戸と地上物件に移すことになる)

4 近傍財産補償請求に対する処理方針(二次案)

処理方針

講和前の期間に発生した被害に係る要請には応じないこととする。
講和後の期間に発生した被害に係る要請については、被害事実について立証があり、かつ、米軍等による既措置の事実が確認されないものに対して特別支出金を交付する。

算定方法等は、別途検討する。

理由

講和前においては、本土においてもこの種事象の補償はなされていなかった。

講和後については、本土の例に準じて、立証のあるものについては、特別の措置を講ずることが適切である。

説明

1. 本件要請は、米軍施設の設置・運営等によって、近傍地域において農地の土砂埋没や冠水、墓地の浸水移転、宅地の浸水等の財産

被害を蒙ったとしてその補償を求めているものである。

請求は、18市町村から760件提出され、請求金額は377,402,041

である。(1件当たり約40万円)

2. 米国は補償をしていない。高等弁務官資金等による措置、あるいは米軍琉球政府等による直接の復旧工事等の状況は明らかでない。

3. 本土においては、講和前の期間の補償規定はない。講和後の期間については、特別損失補償算定基準(昭和37.12.23総理府

甲オ393号)により措置されている。

4. 防衛施設等の調査によれば、被害原因とされるものが多岐であり、被害態様も広範囲で、被害内容の把握が極めて困難で、被害事実の存在を確実に判定できるほどの資料は得られないとしている。

5. 立証の方法については、今後更に検討を要するか？ 少なくとも、特別の被害である以上、特損基準に該当する事案であることの立証は欠くことができないであろう。

算定方法は、本土の特損基準に準じて、事案ごと検討を要する。

(この項目には、土地復元、土地使用料等の項目に移すべきものがかなりあるとみられる。)

6. 土地復元補償請求に対する処理方針 (二次系)

処理方針

請求事実のうち、被害事実について立証があり、かつ、米軍等による既措置の事実が確認されないものに対して特別支出金を支

付する。

算定方法等は別途検討する。

理由

米軍による補償未済等事実であり、立証のあるものについては特別措置を講ずるのことが適切である。

説明

1. 本件要請は、返還地において通常復元に要する費用の支払又はその不足分の支払を要求しているものである。

請求は、24市町村から12,477件提出され、請求金額は、13,261,167,786円である。(1件当たり約106万円)

2. 米国は、次のように支払っている。

被害時矣	返還時矣	措 置
昭和20.8.15～25.6.30	昭和20.8.15～36.6.30	高等弁務官布令第60号
"	36.7.1～47.5.14	返還協定4条3項
昭和25.7.1～47.5.14	25.7.1～47.5.14	高等弁務官布令第20号 及び返還協定4条2項

要復元地の補償基準は、原状復元に要する資材費、労力費、運搬費及びその他の経費の合計額である。

。布令60号による支払決定額 2,120,529,16ドル

。返還協定4条2項、3項による支払状況

4条2項分	1,173 筆	114,217,277 円
4条3項分	8,127 件	1,452,883.37 円
(うち一部支払事案 4,318 件)		509,710.68 円
○ 布令20号(1959.2.12)		
「1 a 不定期賃借権		
----- 権利終了予告書には、権利終		
了の日から少なくとも30日前に書面をもって地主から琉球		
政府あてに復元要求の通知があれば、合衆国は、賃借土地		
の復元に当たって何とすべきであるかを決定し、又は損害が生		
じた場合にその復元に代えて支払うべき補償額を決定		
するために琉球政府及び地主、その代行者又は権利承継		
人と折衝すべきことを明示するものとする。-----」		
3. 本土における復元補償に係る基準は、駐留軍要綱(昭27.7.4		
閣議決定)をはじめとして、米国統治下の沖縄に適用されていた法		
令の基準とほぼ同様のものである。		
4. 防衛施設庁による調査によれば、被害事案が現実に残っている事案		
は少なく、施設によっては、返還の時期、施設名さえ明確にできない状		
況であり、被害原因、被害時期、被害状況の確認が困難である。		
形質変更が戦時中か戦後かの正確な把握のできない事案もある。		
請求事案のうち布令60号による支払済みは、7.8%とあっている。なお、		
沖縄開発庁による調査では、布令60号及び及置協定4条2項3項		
分を含め支払済み 11.0%、一部支払済み(支払額と不満として残額		
を請求しているもの) 13.1% となっている。		
5. 立証の方法については、今後更に検討を要するが、被害		
の確認は被害事案の確認(接收地であること他、写真、証言等によ		

よる) 程度にとどめ、被害額の積算は、当該土地の近隣地
地使用料の一定率、あるいは既払事業から抽出される単位面

積当りの一定額とするのも一案と考へる。

6. 被害が現存している事業は少い(約20カ所と云われているが件数
は未詳)とみられる。

(この項目には、却下事業から3件、約2,500万円のほか、近傍地
産から若干の件数が追加されることになる。)

2. 地上物件補償請求に対する処理方針 (二案)

処理方針

請求事案のうち、被害事実について立証があり、かつ、米軍等による既措置の事実が確認されなかったものに対して特別支出金を支

付す。

算定方法等は別途検討する。

理 由

米軍による補償等事案であり、立証のあるものについては、特別の措置を講ずるのが適切である。

説 明

1. 本件要請は、米軍の基地建設等に伴い破壊された建物、墓、井等又は伐採された立木竹、立毛等の補償を要求しているものである。

請求は、25市町村から41,997件提出され、請求金額は、7,706,126,082円である。(1件当り約18万円)

請求の物件別内訳は次のとおりである。

物 件	件数	金額 (1件当)	物 件	件数	金額 (1件当)
	件	百万 円		件	百万 円
石 垣	2,664	948 (36)	立木竹	6,060	418 (7)
貯木タナ	690	52 (8)	建物(破壊)	6,984	3,867 (55)
井 戸	1,709	133 (8)	〃 (移転)	313	85 (27)
墓	779	571 (73)	く り 船	75	69 (92)
果 樹 等	5,249	378 (7)	村有定期船	1	25 (2,500)
立 毛	17,438	1,148 (7)	ため池	25	1 (3)

2. 米軍は、講和前被害については高井弁務官布令第60号により、講和後の被害については同布令第20号により措置している。

○布令第60号による支払の基礎となったいわゆるキャラウェイ委員会
における妥結額 及び布令第60号による支払決定額

物 件	キャラウェイ委員会妥結		布令60号 支払決定額
	数 量	金 額	
立 毛	118,749.42坪	5,019.00 ^{KW}	2,623.91 ^{KW}
果樹桑茶	1,048,778.68坪	431,066.00	116,340.77
立木竹	89,174.07石	81,468.00	21,447.94
薪炭材	50,003.03石	18,399.00	3,819.93
建物使用料	370 棟	73,908.00	54,884.64
建物破損	2,255 棟	610,982.00	192,328.54
井 戸	1,322 基	111,281.00	52,153.25
墓	941 基	609,834.00	337,510.00
ため池	52 件	65,569.00	26,465.79
石 垣	1,994 件	393,423.00	126,353.77
貯水タンク	219 基	13,807.00	4,124.20
建物移転費	2,751 棟	219,259.00	26,603.89
計		2,634,015.00	964,656.43

○布令第20号 (1959.2.12)

「2.取得

e 収用宣言書には、----- 地上物件のおおのづから個別
的に識別表示し、合衆国が当該権利に対する適正補償
として評価した金額を明記し、更に補償支払の方法につ
いて明記するものとする。-----

g 収用宣言書が提出された場合において、当該土地及び(又は)
地上物件に対する物権又は質質(借)権を主張する者が自分
に支払われるべき適正補償として該収用宣言書に記載された
金額に不服であるときは、当該収用宣言書の提出期日から60
日以内に適正補償決定の再審を訴願することとなる。-----

- ② この布令において「及び(又は)地上物権」とは、建物、墓、建築物、その他土地に固定又は設備されるすべての種類の付原物及び定着物を含むものと解する。」
- ③ 本土における地上物件に係る補償基準は、駐留軍要綱(昭27.7.4閣議決定)をはじめとして、米国統治下の沖縄に適用されていた法令の基準とほぼ同様のものである。
- ④ 防衛施設等による調査によれば、被害発生時期が戦時中か戦後か判然としない事案が多くあるのではないかと考えられ、また、米国による既措置の事案も少からずある。すなわち、調査件数 8,285 件中、布令 60 号による支払済が明らかなもの 24 件、戦時中の被害であることが明らかなもの 2 件、請求が重複しているもの等 85 件である。
- ⑤ 地上物件関係のギャラウェイ委員会における要結額(市町村関係分として米国により削除された 30,888.00 ドルを除いた 2,603,129.00 ドル)すなわち、米国が支払を承認した額)と布令 60 号による支払額(964,656.44 ドル)との差の大きさが物語っているように、地上物権関係の請求事案の立証は、当時において極めて困難であったものと考えられる。
- 今日の時点で、どのような立証の方法をとるかは今後更に検討を要する問題であるが、被害の確認は被害事案の確認(写真、証言等による)程度にとどめ、被害額は物件の種類ごとに一定額(ないしランク別に一定額)とし、戦争被害が否かについては地域別に戦争被害率と定める等の方法をとって算定するの一案であると考えられる。
- (この項目には、近傍財産、水利から若干の件が追加される。)

8. 境界設定費補償請求に対する処理方針(二次案)

処理方針

本件要請には応じないこととする。

理由

土地調査、位置境界明確化調査等により、莫大な公費を投入して境界設定を行っている。調査結果によれば、自費設定したとするものが、
(また、米国は土地復元項目に含めて措置している可能性もある。)

若干あるが、証拠となるものは全くなく、また、そのほとんどは本土において境界設定が補償対象とされているのに、講和前の期間に返還され

た土地に係る請求である。

説明

1. 本件要請は、返還された土地で筆界が不明なものについて、境界設定に要する費用(測量費、測量図作成費、日当等)の支払を要求しているものである。

請求は、14市町村から9,988件提出され、請求金額は377,402,041円である。(1件当たり約3.8万円)

2. 米国は、境界設定費の名目による支払はしていない。しかし、講和前被害を対象とした高等弁務官布令第60号による支払を検討した

いわゆるキャラウェイ委員会の記録によれば、復元補償費の中に境界設定に要する費用が含まれている旨の記述があり、それ、講和後の期間

に適用された同布令第60号による支払基準の詳細は明らかでないが、少なくともその末期においては境界設定費を土地復元費に含めている。

○キャラウェイ委員会議事録 1961.5.29 P.14

「調査の結果、合衆国の与えた損害地域(西原飛行場)の復元補償費用は現価では次のとおりである。

各個人の筆数測量及び境界線の復元に15,337,50ドル。」

。高等弁務官布令第20号(1959.2.12)

「1 a 不定期賃借権

-----。権利終了予告書
には、権利終了の日から少なくとも30日前に書面をもって地主
から琉球政府に対して復元要求の通知があれば、合衆国は、
賃借土地の復元にあたりて何をすべきであるかと決定し、又は損
害が生じた場合にその復元に代えて支払うべき補償額を決
定するために琉球政府及び地主、その代行者又は権利承
継人と折衝すべきことを明示するものとする。-----」

3. 本土においては、講和前は補償項目として定められている。講和
後については、補償項目とされている。

。境界設定費算定基準(昭和38.10.3施設令第5号)

「第2条 境界設定費は、境界設定を行うための調査、測量、
並びに製図及び調書の作成に要する人件費、消耗品費、材料費、
機械器具損料、運搬費及び諸経費を合計した額とする。」

4. 防衛施設等による調査によれば、請求地は現在、宅地等に利用さ
れているところが多く、形態変更の事実、自力回復の時期、施設等の返

還時期、数量等の実態把握が明確にできない。また、自力回復を
したとするものは比較的少く、その大部分が昭和20年代に実施したと

するものであり、証拠資料は乏しい。

5. 沖縄の復帰後、沖縄県の土地調査等に当てられた国庫支出は、主
として既返還地と所管している沖縄開発庁に計上された土地調査費

(昭和47~52年度)及び位置境界明確化経費(昭和53.54年度)の
合計額に限ってみても、約10億8千万円に達しており、今後かなり

の額の支出が見込まれる。

9 管理費補償請求に対する処理方針 (二次案)

処理方針

講和前に返還された土地に係る要請は対応しないとする。

講和後に返還された土地に係る要請については、黙認耕作地

等返還後直ちに利用可能であった土地を除き、返還時土地使
用料の3ヵ月分を特別支出金として交付する。

※土地の規模

理 由

講和前、講和後とも、当該時期の本土の補償基準に準い
て措置する。

説 明

1. 本件要請は、土地の返還時から利用可能時までの間の土地使
用料相当額の支払を要求しているものである。

講和後は、12市町村から5,531件提出され、請求金額は
2,991,888,813円である。(1件当たり約54万円)

2. 米国は支払っていない。ただし、土地使用料は前払で、年度途
中の返還の場合でも戻入させない。

○ 軍用地内問題折衝経過について (琉球政府法務局次長 久貝良順)
(軍用地内問題の経緯 P.66 より)

「-----、賃借料は、毎年7月1日に前払いをすることになっている。

しかし、もし年度途中、その年の10月頃で、その土地が返還された場
合は、賃借料は返納しなければならないかということになるが、今度
の現地折衝では返納の必要なしと決定された。-----10年の
前払を受け取った者が-----たとえば6ヵ年目に土地が返還され
た場合、-----この場合も返納の必要なしと決定された。」

③ 本土においては、講和前は物件の引渡しにより完了するおとしれ、講和後は賃借料相当額の3ヵ月分以内とされている。

○ 駐留軍要綱（昭和27.7.4閣議了解）第37条

「使用した土地等の返還に当り、当該土地等（動産を除く）の原状回復または補修をしなければ、所有者または賃借権者が従前の用途に利用できない場合は、その原状回復および補修の程度に応じて、当該土地等の3ヵ月分以内の賃借料に相当する額を損失補償額とする。」

4 本件について措置する場合に於て、本来ならば、年度途中返還地については過払地代を戻入させる必要がある。しかし、これは事実

上不可能である。戻入させまいとすれば、平均的には6ヵ月分以上の地代が余分に支払われていることになる。また、原状のまま

で、あらかは原状より有用な形で返還された場合もあったであろうし、いわゆる黙認耕作地の場合には返還後の利用に何

らの支障もなかったであろう。

5. また、防衛施設等の調査によれば、形質変更の事実、自力回復の時期、返還時期、数量等の実態把握が明確にできなかったもの

が多い。

6. これらのことを併せ考えると、この項目に関しては、個人に支払

うこととするよりも、団体一括交付し、県民全体のために有効に活用することと前提条件として措置するの

がより適当であると考えらる。

この場合の算定方法は、講和後復帰前の全返還

地面積から黙認耕作地の面積と一定の率により

控除した残面積について、それぞれの返還時土地使用料の3ヵ月分とするのが適当である。

○ 黙認耕作地は

- ・ 防衛施設庁調査で請求農地面積の約18% (防衛施設庁報告書 P.65)
- ・ 軍用地内耕地の約5% (沖縄における軍用地問題 1955. P.44)
- ・ 7,452,229坪: 軍用地内総耕地面積の54.7%、軍用地総面積の15.2% (同上 P.48)

7. 講和後復帰までの間の返還地面積は約 24 km^2 である。

10. 土地使用料補償請求に対する処理方針(二次案)

処理方針

請求事案のうち、昭和21年12月31日以前の土地使用料の支払要請には対応しないこととする。

昭和22年1月1日以降の土地使用料の支払要請については、接收の事実について立証があり、かつ、米軍等による既措置の事実が確

認されないものに対して特別支出金と交付する。

この場合の算定方法等は、高等弁務官布令オ60号の例による。

理由

昭和21年12月31日以前の期間の土地使用料は、沖縄側委員も参加したいわゆるキャラウェイ委員会が「考慮しない」旨が公式に決定されている。

昭和22年1月1日以降の分については、米国による補償もれ等事案であり、立証のあるものについては特別の措置を講ずるのが適切である。

説明

1. 本件要請は、米軍による土地使用の事実があるにも拘わらず、土地使用料を受け取っていないとするものである。

請求は、18市町村から25,174件提出され、請求金額は10,786,240,892円である。(1件当たり約43万円)

2. 米国は、昭和21年12月31日以前の土地使用料は支払っていない。

昭和22年1月1日から25年6月30日までは高等弁務官布令オ60号によ

り、25年7月1日から27年4月27日までは布令オ105号及び布告オ26

号により、27年4月28日から33年6月30日までは布告オ26号により、
33年7月1日から復帰までは布令オ20号により支払っている。(別表)

○ キヤラウエイ委員会報告 (1962年3月21日)

「6 同意事項

d. 米合衆国が1946年12月31日以前に使用した土地に対しては使用料と考慮しない。これは当時戦争によって疎開された住民が自分の土地に帰って来らず、この期間は終戦の整理の期間であり、かつ、農作物の生産がなかったからである。農地の使用料のすべての算定基準は作物の生産高による。」

○ 沖縄県民が收容所から故郷へ移動したのは、昭和20年10月から21年4月にかけてであり、また、通貨制度が復活したのは昭和21年5月とされている。(沖縄の証言 P.120、184)

○ 割当土地の地料は当初は無料であり、地主による権利主張がなかったのは昭和23年頃からであるといわれている。(戦後の沖縄における土地所有権をめぐる法制的概観 P.5)

3. 防衛施設等の調査によれば、昭和21年12月31日以前の土地使用料に係る事案が全体の55%、昭和22年1月1日から24年6月30日までの土地使用

料に係る事案が45%となっており、米軍使用の痕跡もなく崩壊地以外の証拠は得られなかったといわれている。

4. 立証の方法等については、今後更に検討を要するが、例えば「航空写真等によって使用の事実及び範囲が推定される面積を対象

に一定期間(例えば3ヵ月)の土地使用料を算定するというような方法を一案と考える。

54.4.23

11. 米軍賠償委員会却下等事案に対する処理方針(案)

処理方針

人身傷害事案については別途。財産被害事案については地上物件補償請求も含めて処理する。
準いた。(要更に検討)

説明

講和から復帰までの間の米軍人等の不法行為による人身又は財産の損害で、外国人賠償請求法による賠償委員会における却

下事案、低額裁定事案、迷宮入り事案等である。

請求は 28市町村から 189件提出され、請求金額は、

1,057,529,050円である。

このうち、人身傷害に関するものが 126件、約 1,015百万円(1件当り、約806

万円)、財産被害に関するものが 63件、約 42百万円(1件当り、約68万円)である。

12. 米国土地委員会却下等事案に対する処理方針(案)

処理方針

土地復元補償請求又は近傍財産補償請求も含めて処理する。

説明

沖縄及農協定、4条2項により設けられ、土地委員会における却下事案等である。

請求は 2市から 84件、請求額は 52,797,000円である。

このうち、土地復元に關するものが 5件、約 25百万円、近傍財産に關

するもの(サヤ汚染)が 81件、約 26百万円である。

13. その他事件に対する処理方針 (二次案)

I 石田豊太郎事件

処理方針

本件要請には応じないとする。

理由

証拠不十分であり、請求の多くは大部分は商行為の結果である。

説明

1 次の事件により、158,187,473円の損害を受けたとして、3,495,366,880^円の支払を請求しているものである。(後に3,347,246,865円に訂正)

① 丹後丸の解体及び同船鉄屑の輸出に係る損害

昭和27年8月～28年初旬、名瀬港内に座礁中の石田商事(株)所有の丹後丸の解体及び同船鉄屑等の輸出に関し、同社から提出

した輸出許可申請に対して、米国民政府担当官の帰国により、また、同担当官によって作業人夫賃 トン当り25ドル標準決済方式を強

制され、このため輸出許可が遅延し、作業が6ヶ月遅滞し損害を受けた。

② 陸上鉄屑輸出契約に係る損害

昭和28年～29年、上記強制されたトン当り25ドルの信用状と実際に人夫に支払ったトン当り 6～7ドルとの差額に当る残金を米

国民政府が日本に送金することを禁じたため、石田産業(株)(改称)は、その資金で鉄屑を買い付け日本へ輸出する業務を始めた。

この業務で、国民政府は、石田産業(株)と鉄屑業者との間の売買契約で取り極める揚地メーカー検収による精算方式を認めず、また、

同鉄屑輸出業者に対してトナリ 1,000 万円の輸出税的徴収金を命じ、更に一般慣習である 10% 前後の増徴を否認

した。これにより、石田産業(株)は、日本本エーカーからフレームを提起される結果となり、損害を受けた。

③ 鉄屑 2,000 トン 米軍没収に係る損害

昭和 28 年 6 月、石田産業(株)の出資により設立された大洋商事(株)が回収集積した陸上鉄屑 2,000 トンを米軍が没収した。この

没収に関して、故比嘉主席が大洋商事(株)に 440 万円の補償を約束し、内金として 66 万円を受取ったが、残金は未払い

である。

2. 防衛施設庁の調査によれば、入手した資料及び関係者の証言からは上記の事実を断定できるものは得られていない。

(本件処理の取扱いについては、別途検討を要する。)

II 仲間貞夫事案

処理方針

本件要請には応じないとする。

理由

証拠不十分である。

説明

1. 同人所有の日根丸(漁船 99 トン)は、昭和 26 年 5 月 2 日、ボナペ島沖で操業中、領海侵犯の疑いで、同島官憲により捕獲

され、同年7月宮古民政官庁における軍事裁判の結果、船長以下36名の乗組員は有罪宣告を受けたが、船体の取扱いは

不問に付された。かかる同船は米軍政府の命において不法に没収されたとして、637,774,000円の支払を請求している

ものである。

2. 防衛施設庁の調査によれば、入手した資料及び関係者の証言からは、上記の事実を断定できるものは得られていない。

別添4

項目別の過去の補償等状況（昭和54年3月現在確認分）

項目別	昭和年月日		(沖繩戦) (終戦)		(講和発効)		(復帰)	
	20.6.23	20.8.15	22.1.1	25.7.1	27.4.28	33.7.1	36.7.1	47.5.15
1. 残地補償								
2. 離作補償								
3. 水利補償								
4. 入会補償								
5. 土地復元補償	{		布令60号	(但、昭和25.6.30以前接収分)	協定4条3項(但、同左)			
	{		布令20号	(但、昭和25.7.1以後接収分)				
6. 管理費補償								
7. 境界設定費補償			布令60号				布令20号	
8. 土地使用料補償			布令60号	布令105号 原布令26号	布告26号		布令20号	
9. 近傍財産補償								
10. 地上物件補償			布令60号		布告26号		布令20号	
11. 漁業補償			布令60号		沖縄開港方針算措置			
12. 不法行為による人身被害補償			{		外国入賠償請求法			
			予算措置	防衛庁関係の復帰特措法				

(注) 1). 境界設定費補償中、土地復元補償に含み補償。

2). 上記の他に、協定4条2項による補償(復元補償、地上物件補償、土地使用料、人身被害補償等)がある。

3). 日本政府による講和前見舞金として、10億円支出されている。

(参考)

表 放棄請求権等補償請求総括表 (項目別)

請求項目	一 次 分		二 次 分		三 次 分		総 括	
	件数	請求金額(円)	件数	請求金額(円)	件数	請求金額(円)	件数	請求金額(円)
残地補償	2220	1,223,655,298	107	14,304,866.1	2	21,974.4	2329	1,366,953,703
離作補償	15,161	463,664,898,822	1,986	11,258,641,327	104	420,610,208	17,251	580,457,413,57
水利補償	1,864	438,707,378	90	18,165,500			1,954	45,687,287.8
近傍財産補償			662	23,369,946.5	98	70,485,768	760	304,185,253
入会補償	901	181,237,507					901	181,237,507
土地復元補償	9,389	1,003,887,020.1	2,280	284,580,581.1	808	376,491,774	12,477	132,611,677,786
地上物件補償			4,164.9	7,539,664,196	348	16,646,188.6	4,199.7	7,706,126,082
境界設定費補償	7,999	320,047,251	1,871	54,043,740	118	3,311,050	9,988	377,402,041
管理費補償	5,352	280,576,039.6	179	18,612,841.7			5,531	299,188,813
土地使用料補償	5,429	314,810,310.4	1,894.6	7,576,910,592	799	61,227,196	25,174	10,786,240,892
復旧前の米軍賠償委員会による却下等事案補償			167	95,565,533.1	22	101,883,719	189	10,575,390,50
米國土地損害賠償請求審査委員会による却下等事案補償					84	52,797,000	84	52,797,000
その他の		-	2	41,331,408.80			2	41,331,408.80
計	48,315	6,452,287,095.7	67,939	34,944,903,940	2,383	1,253,518,345	118,637	100,721,293,242

(注) 漁業補償については漁業補償獲得協議会を窓口として統一されたので、この総括表からは除いてまとめた。

17

表2

放棄請求権等補償請求総括表（市町村別）

市町村別	件数	請求額(円)	市町村別	件数	請求額(円)	市町村別	件数	請求額(円)
国頭村	824	279,158,363	北谷村	2,712	930,593,075	渡嘉敷村	11	566,519
大宜味村			北中城村	2,474	3,754,165,802	座間味村		
東村	406	104,414,282	中城村	1,770	1,075,167,747	栗国村	8,576	785,909,320
名護市	399	274,101,877	宜野湾市	7,433	1,013,857,814	渡名喜村	2	469,016
本部町	1,773	3,702,827,695	西原村	1,063	1,395,334,219	南大東村		
今帰仁村			浦添市	931	1,347,988,401	北大東村		
恩納村	239	56,754,797	那覇市	20,281	1,941,629,595	平良市	3	663,729,658
金武村	4,016	18,101,122,668	豊見城村	778	371,705,056	城辺町		
宜野座村	322	104,440,291	糸満市	729	151,371,929	下地町		
伊江村	11,927	404,022,875	東風平村	262	101,542,263	上野村		
伊平屋村	1,807	398,039,005	具志頭村			伊良部村		
伊是名村			玉城村	1,116	660,544,576	多良間村		
石川市	1,608	917,856,258	知念村	201	364,531,34	石垣市		
与那城村	210	761,432,74	佐敷村	2,018	731,892,574	竹富町		
勝連村	1,717	497,982,883	与那原町	1,451	601,767,388	与那国町		
具志川市	1,410	905,880,748	大里村			その他の	1	349,536,680
沖繩市	2,755	884,078,598	南風原村	24	709,775,00			
読谷村	2,585	8,780,734,469	仲里村	49	4,508,144			
嘉手納町	14,855	7,657,677,288	具志川村	1	674,209,8	計	118,637	1,007,212,932,42

(注) 漁業補償については漁業補償獲得協議会を窓口として統一されたので、この総括表からは除いてまとめた。

表3 市町村別請求項目別請求件数割合

項目	残地	商作	水	近傍	入会	地権者	地盤	境界	管理費	土地	賠償	土地	土地	土地	計
市町村															
国野村		218			575		29				2				824
栗村			22	17	325		41				1				406
名護市	185	81						62	66		3	2			399
本部町		478				794		269	226	4	2				1,773
恩納村	223			2		8	2				4				239
金武村	205	637		9		11	3,150			1	3				4,016
宜野座村	86	228		2							5	1			322
伊江村	23	1,329		191		3,091	1,570	4,402	1,278		1	39	3		11,927
伊平屋村						168	1,509			130					1,807
石川市	65	249	18	1		252	551	170	121	178	3				1,608
茅野城村	126									1	2		81		210
勝連村	304	540				2	5		864		2				1,717
具志川市	32	1,430		28		1,200	4,341	1,943	1,983	445	8				11,440
沖繩市	116	1,902	378	19			162	155			17	6			2,755
読谷村	10	2,575	398		1	2,092	16,332	1,742	290	2,404	9				25,853
嘉手納町	16	927					410	38	73	16	1	4			1,485
北谷村	35	1,391		2		509	279	495			1				2,712
北中城村	49	763					1,646		12		4				2,474
中城村	155	351	27	126		12	1,027	22		47	3				1,970
宜野湾市	363	1,393	352	96		329	4,694	53	22	1,07	15	9			7,433

沖 縄 開 発 庁

件数調 (77"基)

項目	残地	商作	水利	近傍	入会	地賃	地工	築造	修繕	地租	臨時	賃子	土地	其他	計
西原村		402		22		105	103	431							1,063
浦添市	65	585	49	21			197				13	1			931
那覇市	1	1,341		4		26	40		363	18,486	19	1			20,281
豊見成村	6	22	47			361				341	1				778
糸満市	24		447			24	213			20	1				729
豊日平村	17					228				17					262
玉城村	21	269		1		334	490				1				1,116
和念村	9		191								1				201
佐敷村	107	139		67		719	397	82	233	274					2,018
吉那原町	54			151		544	79	124		497	2				1,451
南田原村	22					2									24
仲里村			25			7	17								49
具志川村											1				1
渡嘉敷村	10			1											11
粟国村						1,648	4,713			2,205					8,576
渡嘉喜村		1								1					2
平良市						1					1				3
外ヶ地(兼)														1	1
合計	2,329	17,251	1,954	760	901	12,477	41,997	9,788	5,531	25,174	126	63	3	81	2
											189		84		118,637

請求方用材数

37

非請求不可附致

1

大宜味村、今帰仁村、伊是名村、具志堅村、大里

村、座南、牙村、南大渠村、大丈渠村、城边明、下地明、上野村、伊富村、多富村、石垣和

冲繩開發庁

診斷、手術圖所)

取扱注意

54.6.

処理方針

(素案)

取扱注意

沖縄におけるいわゆる対米請求権問題
に関する処理方針 (二次案)

沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会から要請書が提出されている沖縄におけるいわゆる対米請求権問題については、おおむね下記により処理することとする。

記

1. 国は、この問題に関して、損失補償、損害賠償等の法的責任を負うものではない。 (別添1 参照)

しかし、沖縄県民が長期間にわたり米国の占領・施政権下において、県民が受けた米軍等の行為等起因する損害の回復が必ずしも十分にはなされなかった特別の事情を考慮して、国は、調査の結果に基づき、必要とする特別の措置を講ずるものとする。

46頁(4)イハミ

(別添2 参照)

2. 特別の措置は、原則として、次により講ずるものとする。

(1) 請求項目のうち米国の過去に補償等の措置を講じている項目に係る請求事案については、当該措置と均衡のとれた措置とする。

(2) 請求項目のうち(1)以外の項目に係る請求事案であり、本土においては同時期に発生した同種の事案について、国による補償等の

措置が講じられているものについては、当該措置と均衡のとれた措置とする。

(2) (1)及び(2)以外の請求事案については、特別の措置は講じない。

3. 特別の措置は、原則として、請求者に対する特別支出金(見舞金)の交付とする。

4. 特別支出金は、被害者の請求に基づき、被害者による被害事実等の立証のある事案について、被害推定額を算定の上、交付する。

5. 次の事案は、特別の措置の対象としない。

(1) 被害事実等の証明ができないもの

(2) 米軍等から被害に対処する補償等の支払がなされ完結しているもの

(3) 米国高弁署官資金又は日本国政府、琉球政府、市町村等の公的資金等により被害を相殺する事業等が行われているもの

(4) 戦争被害等一般に受容すべき被害又は期待した利益が単に結果として得られなかったとする被害に関するもの

(5) その他 (1)～(4)に準ずるもの

6. 特別支出金の額を算定するための被害推定額の評価時点は、被害の発生年とする。ただし、高等弁務官布令ヲ60号による措置との均衡を図るため、昭和22年以前の被害事案の評価時点は、
昭和22年とする。

7. 請求項目ごとの具体的処理は、次のとおりとする。(別添3参照)

なお、処理に当たり、請求事案の請求項目別の分類について、予めの適切な整理を行う。その際、「米国土地損害賠償請求審査委員会による却下等事案」は、土地復元又は近傍財産の項目に、「復帰前の米軍賠償委員会による却下等事案」は、人身被害と財産被害に分け、後者は地上物件の項目に含めて取り扱う。

(1) 特別の措置を講ずる項目

水利項目

~~近傍財産項目(講和後の被害に限る。)~~

土地復元項目

地上物件項目

管理費項目(講和後の返還地に係るものに限る。)

土地使用料項目(昭和22年1月1日以降のものに限る。)

人身被害項目（講和後の被害に限る。）

（注）特別支出金の交付方法については、人身被害項目を除いて、
請求者側の了解が得られるならば、一括して団体に交付する
方法によることが望ましい。特に管理費項目については、
原則として、団体交付とするのが適切である。

（2）特別の措置と講じない項目

ア 本土においても措置基準がなかつたもの
~~他は講和~~

近傍財産項目（講和前の被害に限る。）

管理費項目（講和前の返還地に係るものに限る。）

イ 本土の措置基準にも該当しないもの

商作項目

入会項目

残地項目

ウ 沖縄では特別の公的代替措置が講じられているもの

境界設定費項目

エ 措置しないことが琉米間で公式に合意されているもの

土地使用料項目（昭和21年12月31日以前のものに限る。）

オ 請求理由のないもの又は証拠不十分なもの

その他項目（石田事案及び仲間事案）

(3) 当面の 返済財産項目

8. 7(1)の特別の措置を講ずる項目に係る請求事案に関する被

害推定額の算定基準等は、別に定める。

9. 当面は、人身被害項目の処理を目途とする。特別の措置を講

ずる項目のうち人身被害項目以外の項目の処理は、数年度にわ

たり分割で行う。

(参考) 各項目ごとの処理方針一覧表						
請求項目	件数	金額	戸数	処理方針 (案)		
				措置 (基準)	交付方法	却下理由
残地	2,329 ^件	1,367 ^{百万円}	27	却下		図上の備わで、現地で証明不能
園作	17,251	58,046	23	却下		所得補償方式の地代を支払っている
水利	1,954	457	11	支払 (本土基準)		
近傍財産	760	304	18	講和前 却下 講和後 支払 (本土基準)		本土も措置なし
入会	901	181	3	却下		措置対象とすに足る入会慣行なし
土地復元	12,477	13,261	24	支払 (布令60号等)		
地上物件	41,997	7,706	25	支払 (布令60号等)		
境界設定	9,988	377	14	却下		公費による諸事業が行われている。
管理費	5,531	2,992	12	講和前 却下 講和後 支払 (地代3ヵ月分)	原則団体一括払	本土も措置なし
土地賃用料	25,174	10,786	18	21.12.31以前 却下 22.1.1以降 支払 (布令60号等)		琉米間の公式合意
賠償人身	126	1,015	28	支払 (講和前見舞金に準ずる)	個人払	
委託財産	63	43	8	地上物件へ		
土地委託	84	53	2	土地復元、近傍財産へ		
その他	2	4,133 ⁽¹⁾	1	却下		請求理由なし、証拠不十分
計	118,637	100,722 ⁽¹⁾	37			

(注) 市町村数(1)内は東京都
で外数

沖 縄 開 発 庁

B-4 上質55号 (100枚天のり)